

富士見市こども計画

素案

目 次

第1章 計画策定にあたって	6
第1節 計画策定の背景.....	3
第2節 計画の位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第4節 計画の策定経過.....	6
第2章 子育て家庭を取り巻く状況	9
第1節 本市の概況.....	11
第2節 アンケート調査結果の概要.....	27
第3節 これまでの取り組みの評価と今後の課題.....	49
第3章 計画の基本的な考え方	53
第1節 基本理念.....	55
第2節 基本目標.....	55
第3節 施策の体系.....	56
第4章 施策の展開	57
基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映.....	59
基本目標2 居場所づくり.....	61

基本目標 3	親と子の健康・医療の充実	62
基本目標 4	「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	64
基本目標 5	児童虐待防止・社会的養育の充実	69
基本目標 6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	71
基本目標 7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	73
基本目標 8	結婚・出産の希望実現	75
基本目標 9	「子育て」と「子育て」の支援	76
基本目標 10	未来を切り拓くこども・若者の応援	81
基本目標 11	こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等	83
基本目標 12	ワークライフバランス・男女の働き方改革	84

第5章	こどもの貧困に係る事業推進体系と事業計画	85
第1節	市全体でこどもの貧困対策に取り組む体制の構築	89
第2節	生活困難な家庭への生活支援.....	90
第3節	生活困難な家庭のこどもへの支援.....	91
第4節	生活困難な家庭の保護者への支援.....	92
第6章	子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策	93
第1節	子ども・子育て支援事業の基本的な考え方.....	95
第2節	教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	97
第3節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	101
第7章	計画の推進に向けて	119
第1節	計画の推進体制.....	121
第2節	進捗管理.....	121

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景

我が国においては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

令和 5 年 4 月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。同時に、子どもに関する取組として様々な省庁に分散されていたものを一本化し、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が設置されました。

また、令和 5 年 12 月に、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む「こども大綱」が閣議決定され、この大綱では、「こどもまんなか社会」について、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として明示されるとともに、こども施策に関する基本的方針や重要事項、こども施策を推進するために必要な事項等が定められました。

本市では、平成 29 年 3 月に、国の「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～」を策定し、令和 4 年度からは、「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版」として、子どもの貧困に対する整備を進めてきました。

また、令和 2 年 3 月に、市におけるこれまでの取り組みの実績や地域の実情などを踏まえるとともに、「次世代育成支援行動計画」、「富士見市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期計画）」を踏まえ、「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」及び「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版」が計画期間満了を迎えます。国の指針、社会情勢の変化、アンケート調査の結果、庁内の取組状況、富士見市こども家庭福祉審議会の意見などに基づき、一体的に計画の改定を行い、子ども・子育て分野の総合計画となる「富士見市こども計画」を策定します。

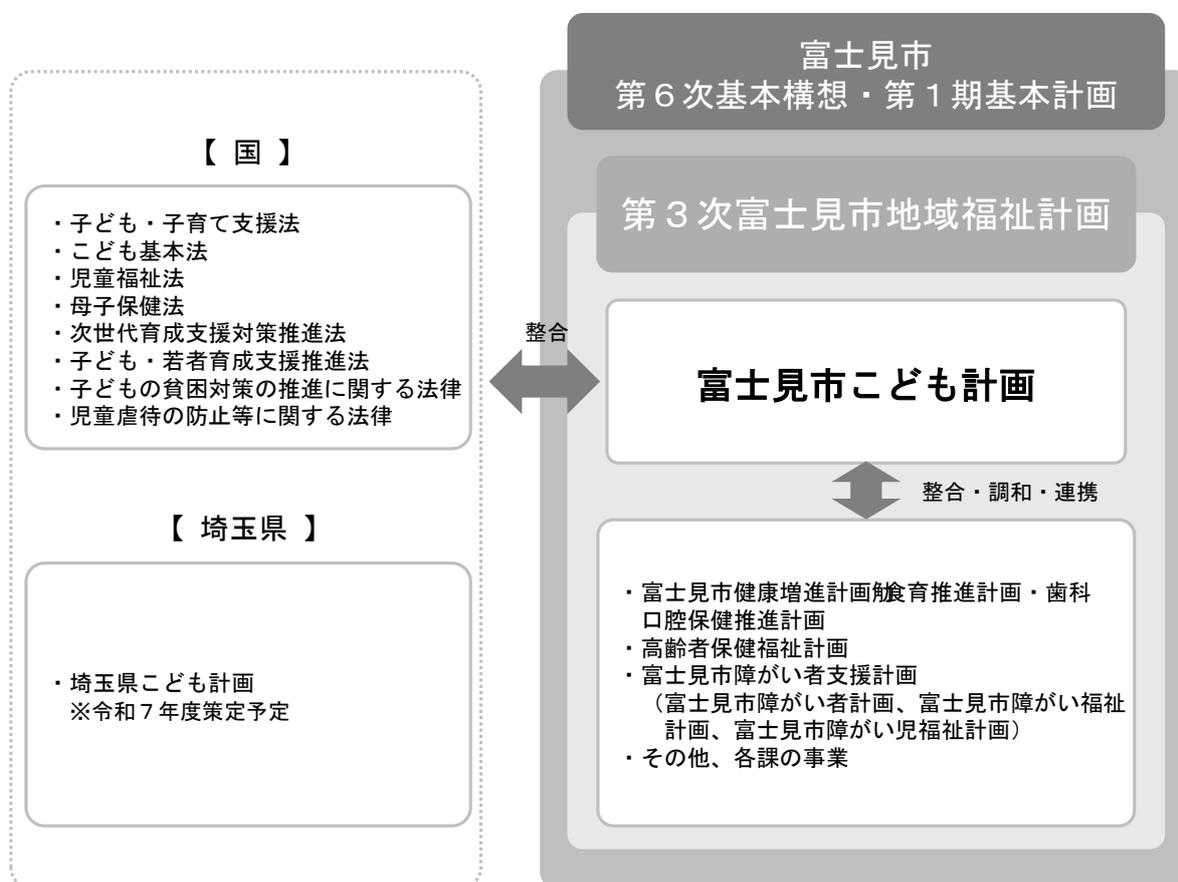
第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画（青少年の健全育成に関する計画）」を一体化した計画となります。

さらに、「富士見市第6次基本構想・第1期基本計画」を上位計画として、子ども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための福祉分野の計画です。

本計画では、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進するものです。

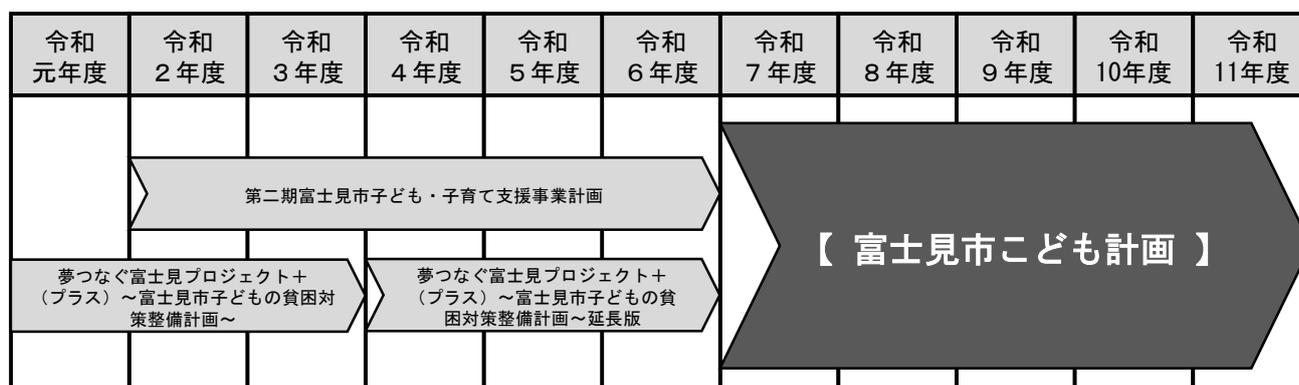
■計画の位置づけ



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。また、各年度の進捗状況・評価等の進行管理を行いながら、計画最終年度である令和11年度には、計画の達成状況等を踏まえ、次期計画を策定します。

■計画の期間



第4節 計画の策定経過

1 富士見市子育て支援に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、「富士見市こども計画」を策定するにあたり、子育て家庭を対象にこども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

(2) 実施概要

調査地域：富士見市全域

調査対象者：①就学前児童とその保護者 2,162件

②小学生児童とその保護者 865件

令和5年11月10日時点の住民基本台帳より無作為抽出

調査時期：令和5年12月11日（月）～令和5年12月25日（月）

調査方法：郵送配布・郵送回収

(3) 回収結果

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童	2,162件	1,179件	54.5%
小学生児童	865件	500件	57.8%
合計	3,027件	1,679件	55.5%

2 富士見市子ども計画策定に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、「富士見市子ども計画」を策定するにあたり、15歳～29歳の若者、小中学生や保護者の皆様を対象に、子どもや子育て家庭の生活実態、支援ニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 実施概要

調査地域：富士見市全域

調査対象者：①小学5年生・中学2年生 1,867件
②小・中学生の保護者 1,867件
③15歳～29歳の若者 3,993件

令和6年4月23日時点の住民基本台帳より無作為抽出

調査時期：令和6年5月24日（金）～令和6年6月12日（水）

調査方法：郵送配布・郵送回収

(3) 回収結果

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
小学5年生・中学2年生	1,867件	754件	40.4%
小・中学生保護者	1,867件	842件	45.1%
15歳～29歳の若者	3,993件	986件	24.7%
合計	7,727件	2,583件	33.4%

3 富士見市子ども家庭福祉審議会

本市では「富士見市子ども家庭福祉審議会」を地方版子ども・子育て会議として位置づけ、計画策定等についての審議を行いました。

■ 審議会の開催状況

審議会の開催状況を挿入します

4 富士見市庁内委員会

本市では富士見市庁内委員会を設置し、計画策定等についての審議を行いました。

■ 庁内委員会の開催状況

庁内委員会の開催状況を挿入します

5 パブリック・コメントの実施

パブリック・コメントの概要・結果を挿入します

第 2 章 子育て家庭を取り巻く状況

第1節 本市の概況

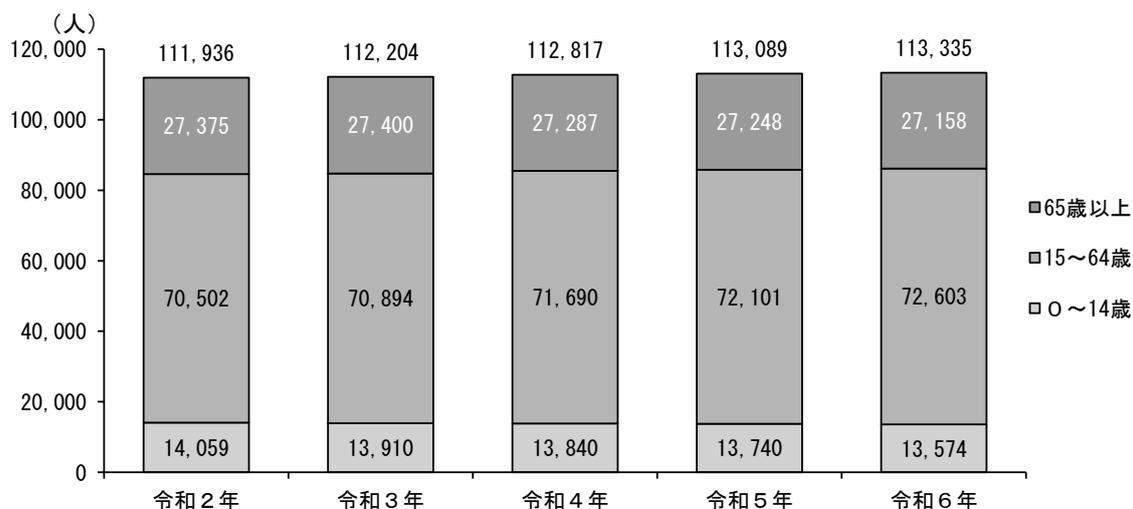
1 人口等の状況

(1) 人口の状況

人口については、増加傾向となっており、令和6年には113,335人となっています。

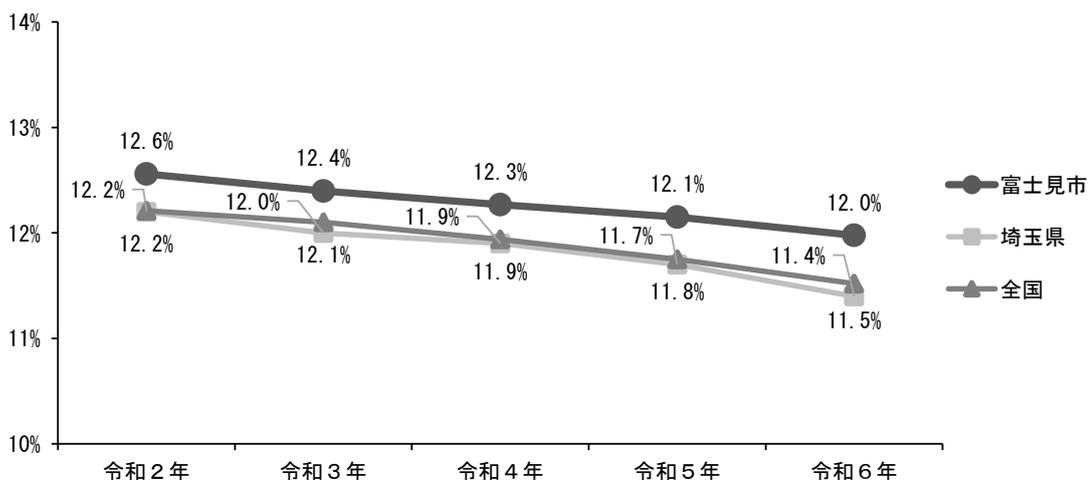
年齢3区分別にみると、「0～14歳」は減少しているのに対して、「15～64歳」は増加しています。「65歳以上」は、令和3年から減少傾向となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

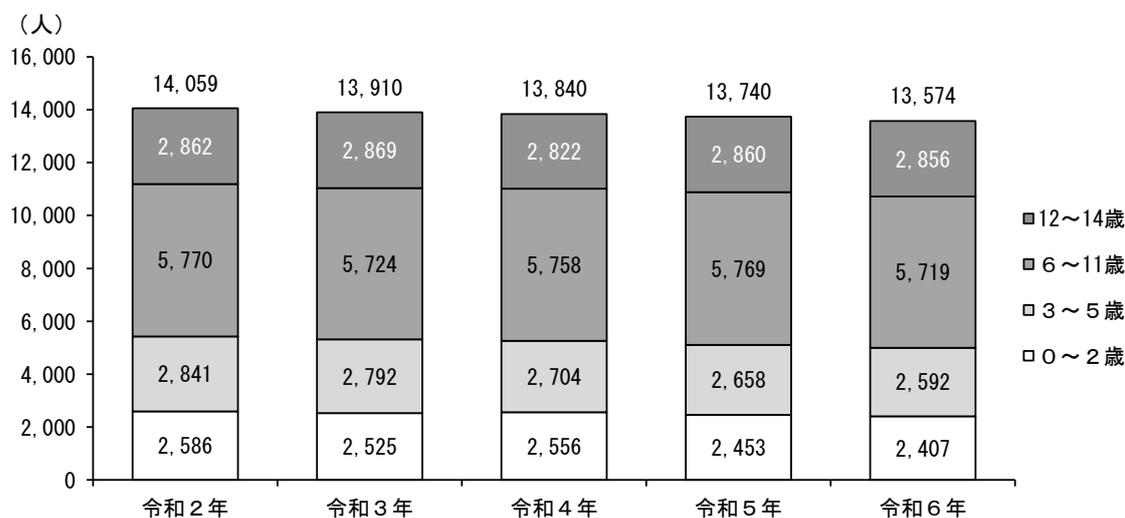
■年少人口割合の推移（国・県・市の比較）



資料：富士見市：住民基本台帳（各年4月1日現在）
埼玉県：町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）
国：住民基本台帳（各年1月1日現在）

0～14歳人口の内訳については、「0～2歳」及び「3～5歳」が減少傾向となっており、「6～11歳」及び「12～14歳」はほぼ横ばいとなっています。

■ 0～14歳人口の推移

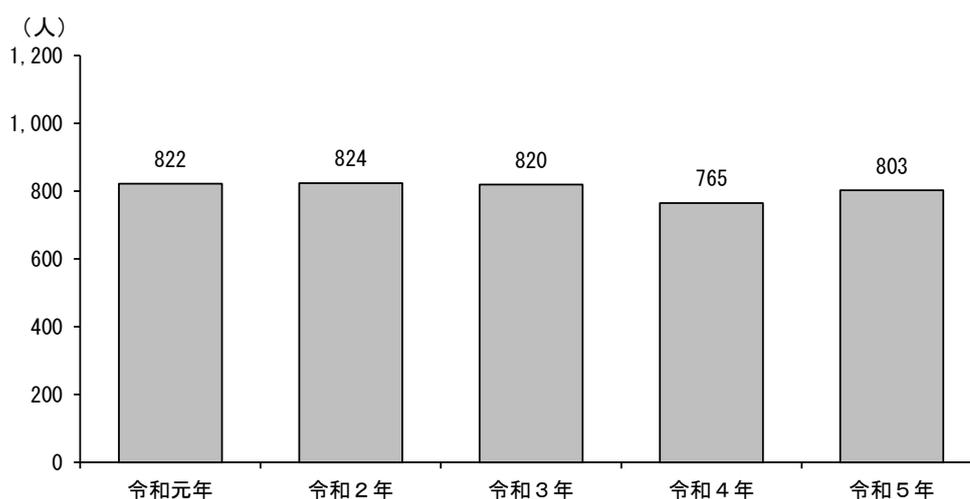


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生の状況

出生数については、令和元年から令和5年にかけて増減を繰り返しており、令和5年には803人となっています。

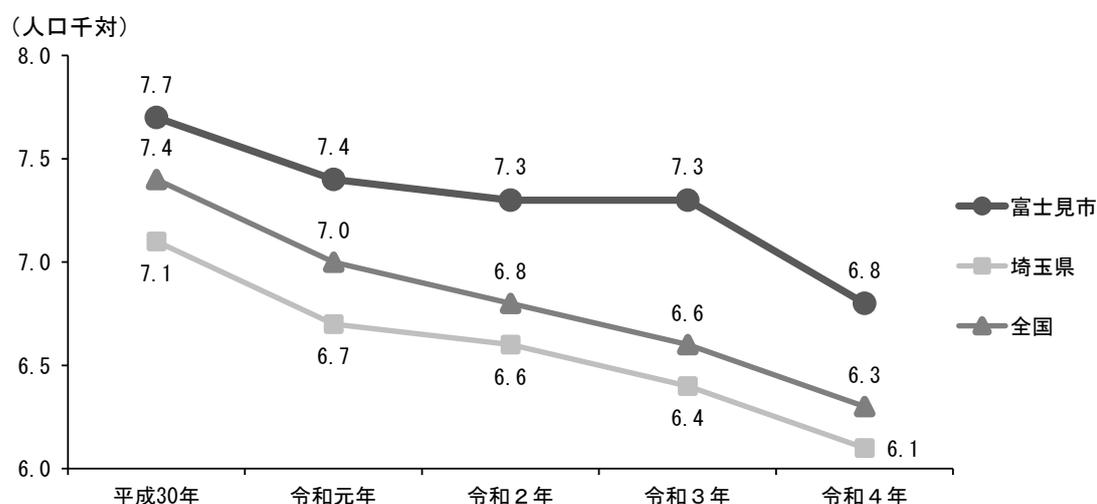
■ 出生数の推移



資料：市民課（住民基本台帳）

出生率については、減少傾向となっており、令和4年には6.8となっています。

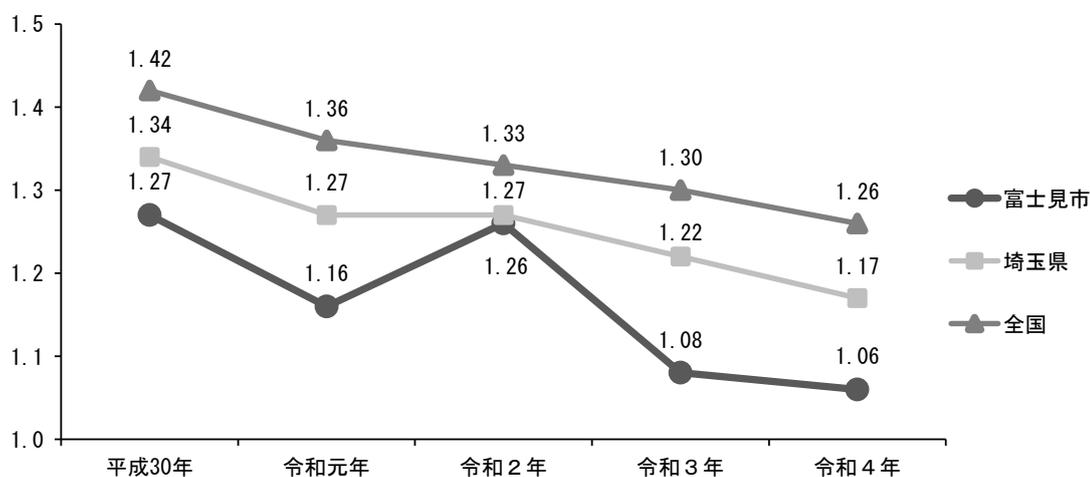
■出生率の推移



資料：市民課（住民基本台帳）・埼玉県保健統計年報

合計特殊出生率については、平成30年以降、本市は全国及び埼玉県の値を下回っており、令和4年は1.06となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県「埼玉県の合計特殊出生率」

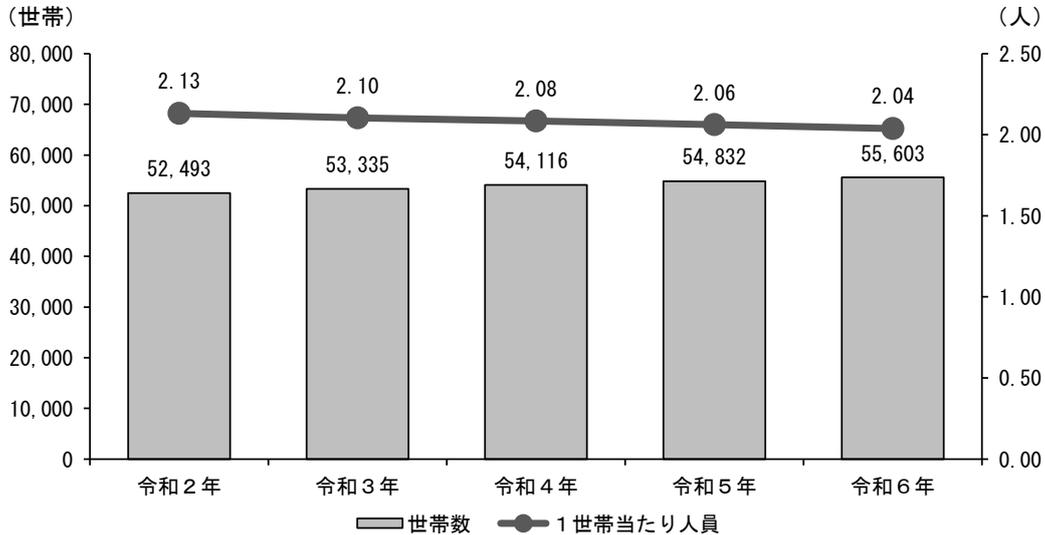
～「出生率」と「合計特殊出生率」～

- ・「出生率」：人口1,000人当たりに対するその年の出生数の割合。
- ・「合計特殊出生率」：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むこどもの数に相当。

(3) 世帯の状況

世帯数については、増加傾向となっており、令和6年には55,603世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向となっており、令和6年には2.04人となっています。

■ 世帯数・世帯人員の推移

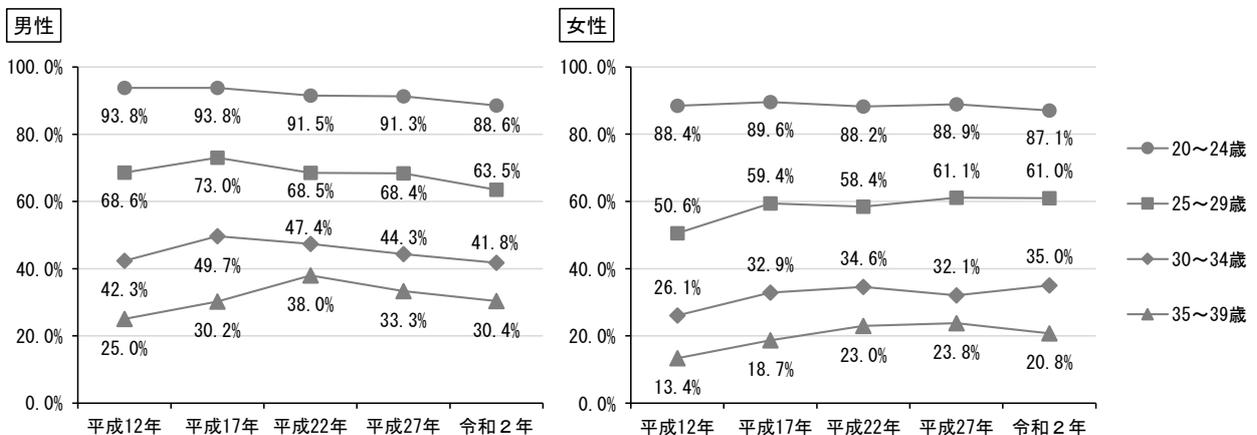


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 結婚・出産の状況

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男性では、35～39歳において平成12年と比べ令和2年では5.4ポイント上昇しています。20歳～34歳については、平成12年と比べ令和2年では減少しています。女性では、25～39歳において未婚率が上昇しています。特に25～29歳では平成12年と比べ令和2年においては10.4ポイント上昇しています。20歳～24歳については、平成12年と比べ令和2年では減少しています。

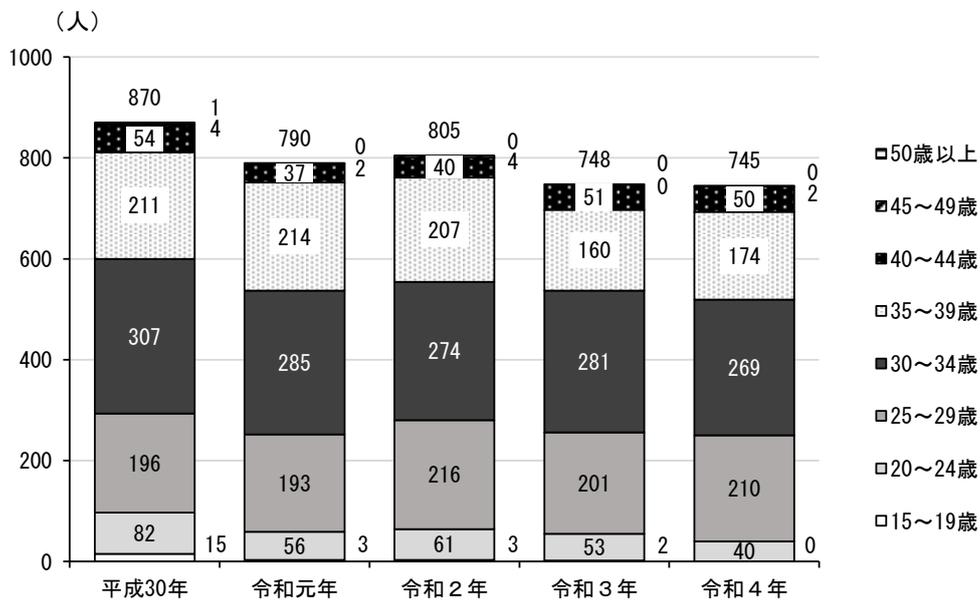
■ 未婚率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別出生数の推移については、平成30年から令和4年にかけて減少傾向となっており、令和4年には745人となっています。特に20～24歳では平成30年と比べ令和4年においては42人減少しています。

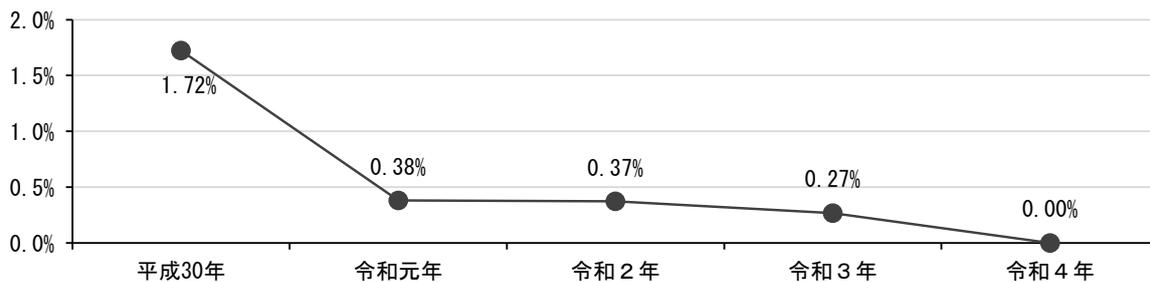
■女性の年齢別出生数の推移



資料：埼玉県保健統計年報

15～19歳の若年出産の割合は年により増減がありますが、概ね1%前後で推移しています。

■若年出産の割合の推移

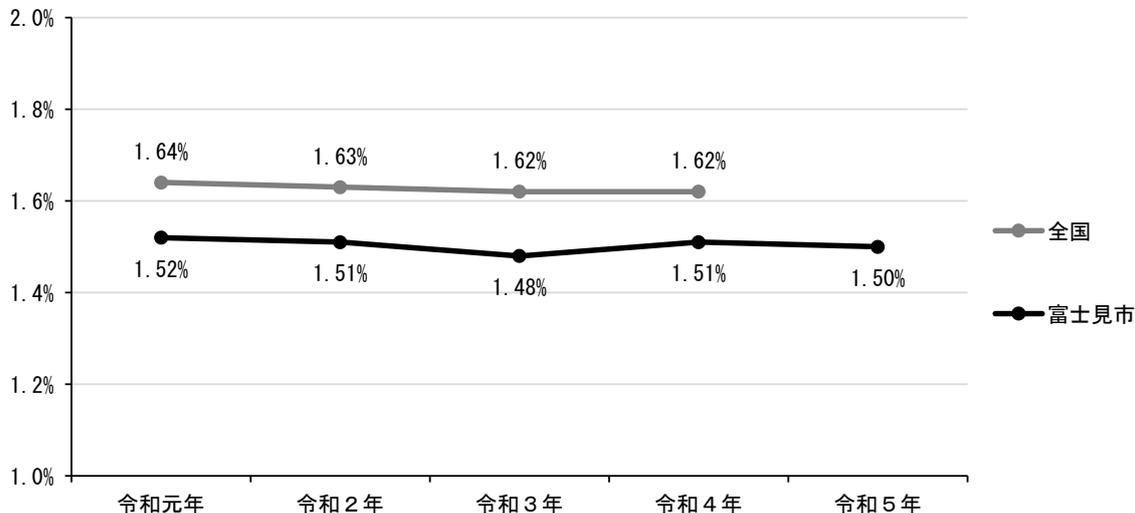


資料：埼玉県保健統計年報

3 貧困の状況

富士見市の生活保護の保護率は、全国よりも低く推移しており、微減傾向にあります。

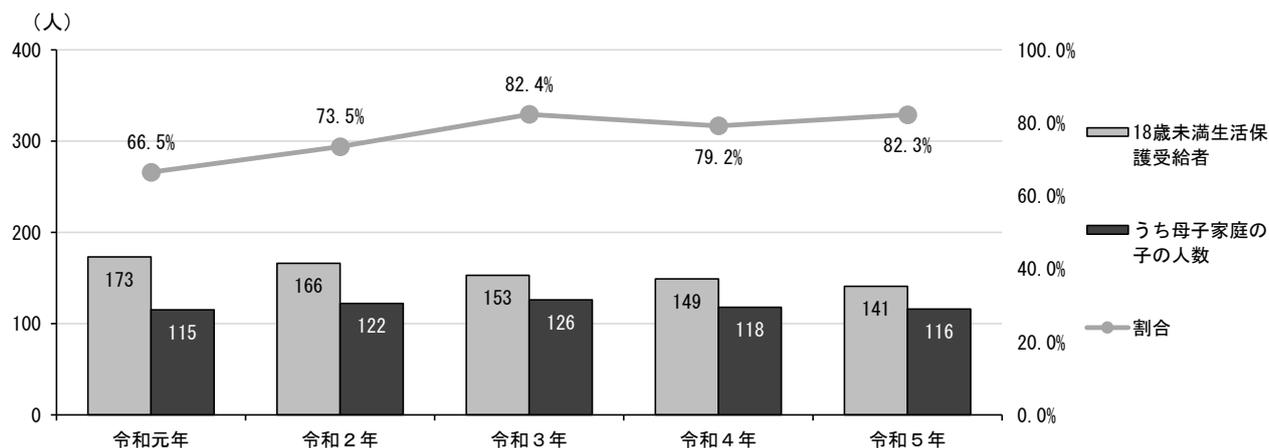
■生活保護保護率の推移



資料：福祉政策課

18歳未満生活保護受給者数は減少傾向にあり、令和5年では141人となっています。母子家庭の子の人数は令和3年以降減少傾向にあり令和5年では116人となっています。18歳未満生活保護受給者に占める母子世帯の子の割合は令和5年において82.3%となっています。

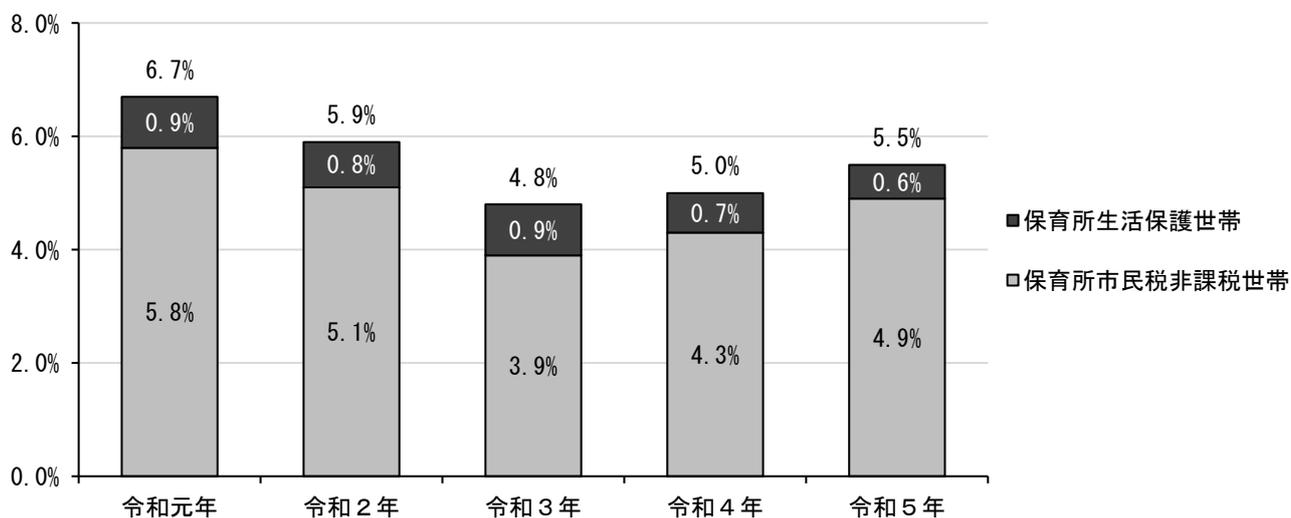
■18歳未満生活保護受給者数と母子世帯の子の割合



資料：福祉政策課

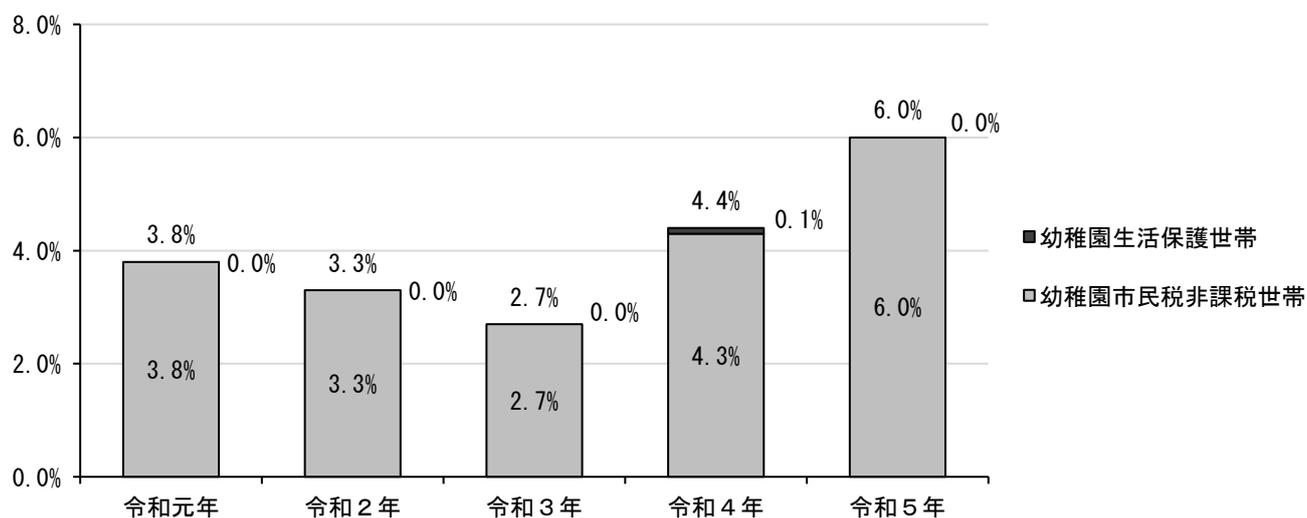
負担軽減世帯は、保育所、幼稚園ともに令和3年以降において増加傾向にあります。令和5年度では保育所に比べ幼稚園の方がやや多くなっており、保育所で5.5%、幼稚園で6.0%となっています。

■負担軽減世帯（保育所）



資料：保育課

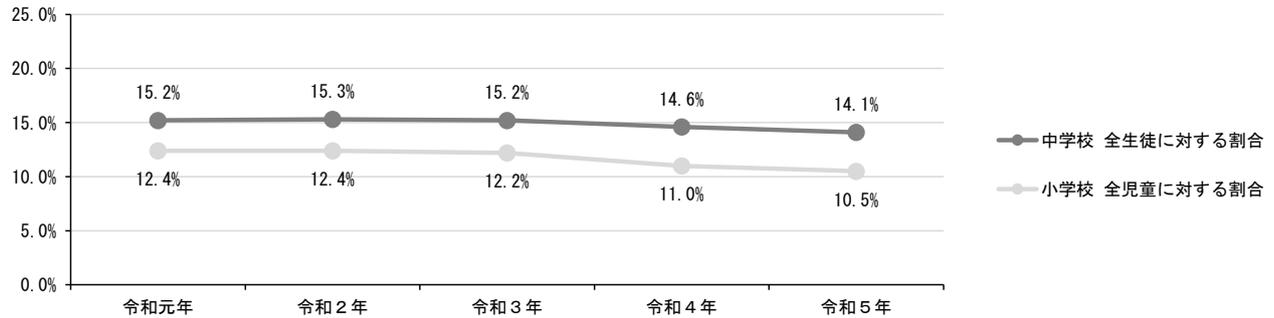
■負担軽減世帯（幼稚園）



資料：保育課

義務教育段階における就学援助の全児童・生徒に対する割合は微減傾向にあり、令和5年時点で、小学校で10.5%、中学校で14.1%と、中学校での割合が小学校に比べて多くなっています。

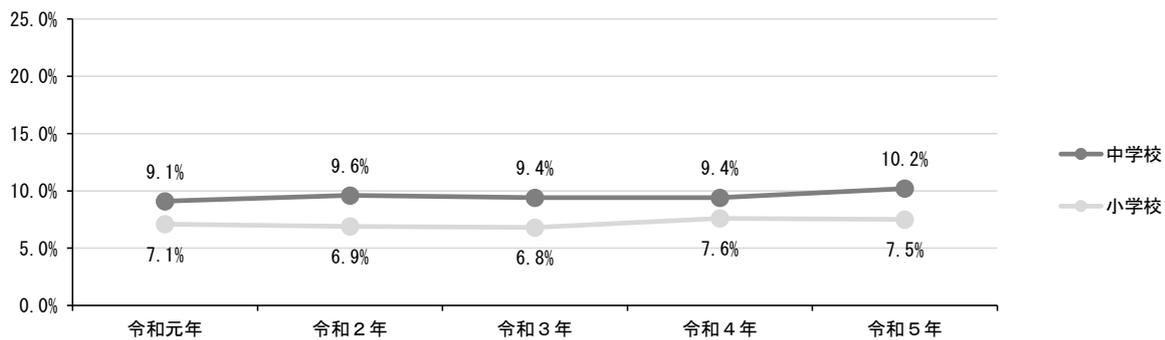
■就学援助認定者の割合



資料：学校教育課

就学援助認定者に対する要保護（生活保護受給）の比率は、小学校、中学校ともに微増傾向にあります。

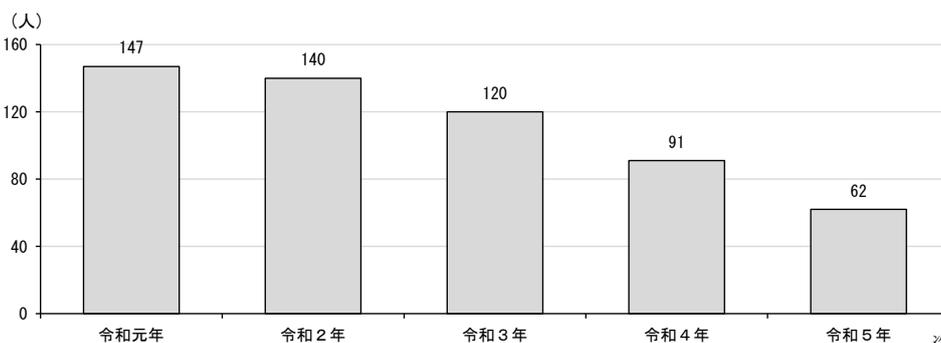
■認定者に対する要保護（生活保護受給）比率



資料：学校教育課

高等学校等入学準備金利子補給制度の利用者数は近年減少傾向にあり、令和5年度で62人となっています。

■高等学校等入学準備金利子補給制度 利用者数

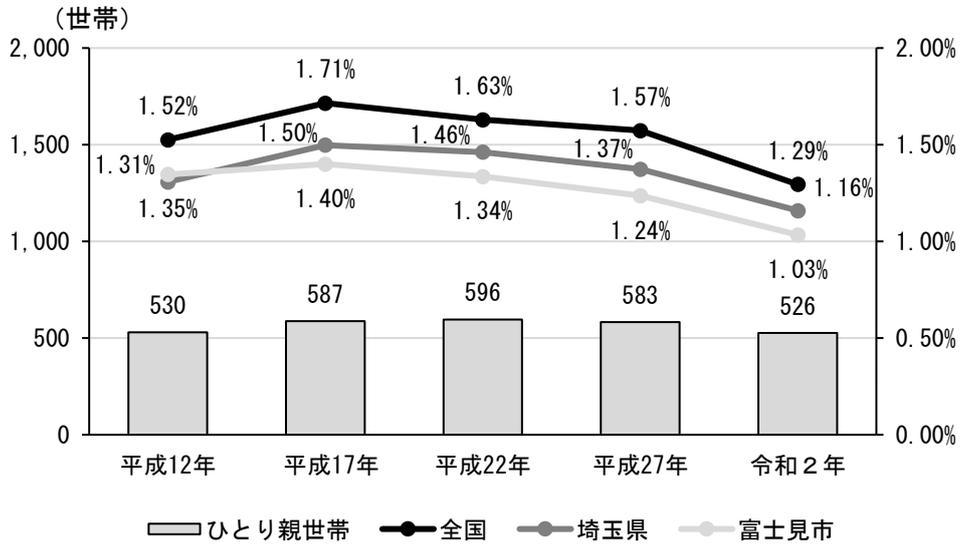


資料：教育政策課

4 ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯は平成22年以降減少傾向にあります。割合で比較をすると全国や埼玉県よりも低く推移しており、令和2年において1.03%となっています。

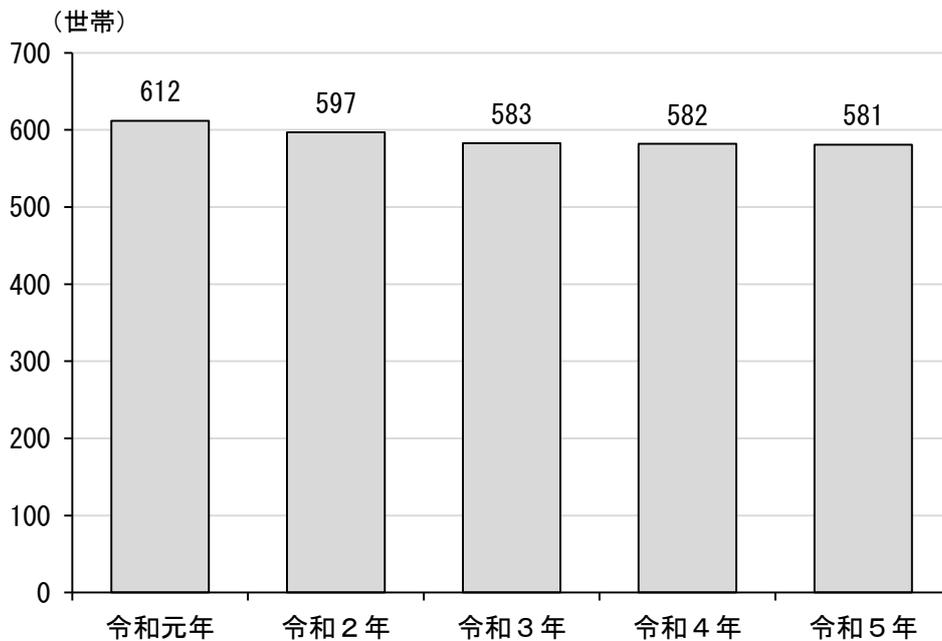
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

児童扶養手当受給者数は微減傾向で推移しており、令和5年においては581世帯となっています。

■児童扶養手当

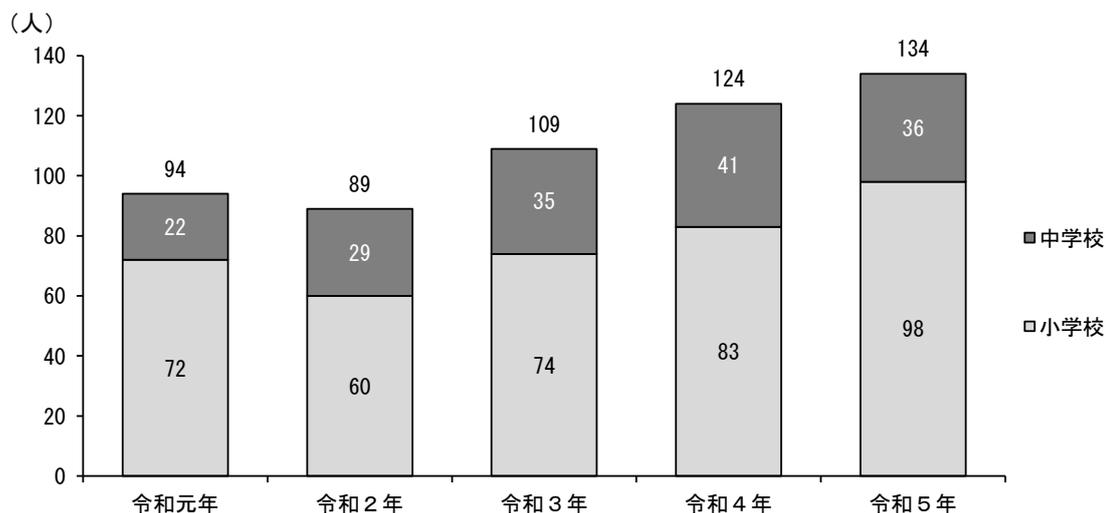


資料：子育て支援課

5 障害者の状況

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和5年度末現在98人で、増減を繰り返していますが増加傾向がうかがえます。中学校の生徒数では、令和5年度末現在36人で、令和4年と比べ5人減少しています。

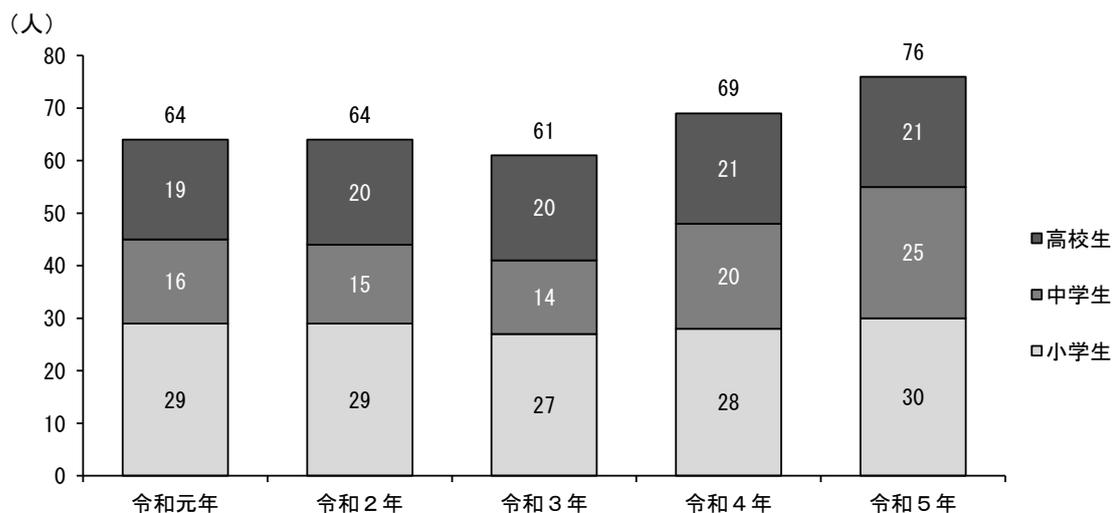
■特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



資料：学校教育課（各年度末現在）

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は令和5年度末現在30人で、令和元年以降横ばい傾向にあります。また、中学生は令和5年度末現在25人で、前年に比べて5人増加しました。高校生は令和5年度末現在21人で、近年20人前後で推移しています。

■特別支援学校在籍者の推移

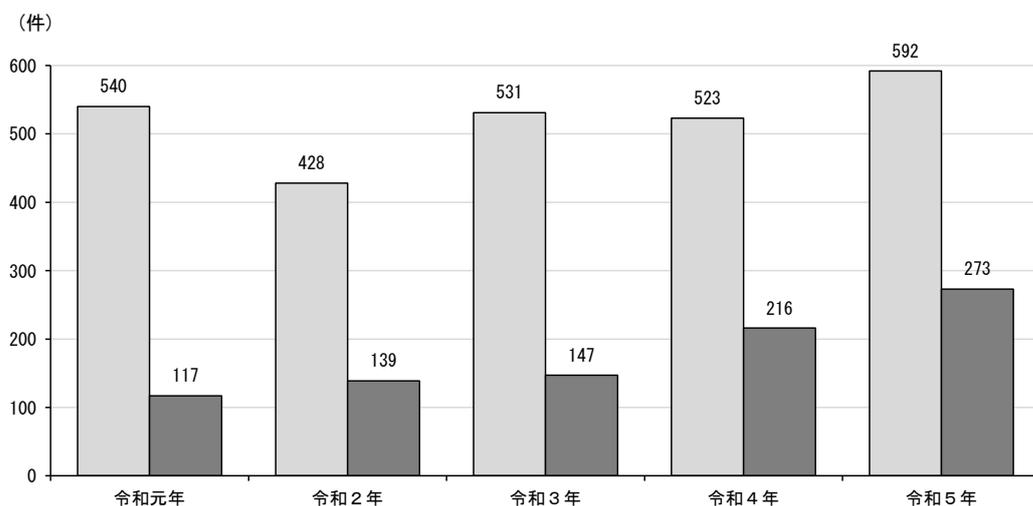


資料：学校教育課（各年度末現在）

6 一人ひとりの状況

いじめ、不登校の件数は、令和2年以降増加傾向にあり、令和5年ではいじめが592件不登校が273件となっています。

■いじめ、不登校の件数

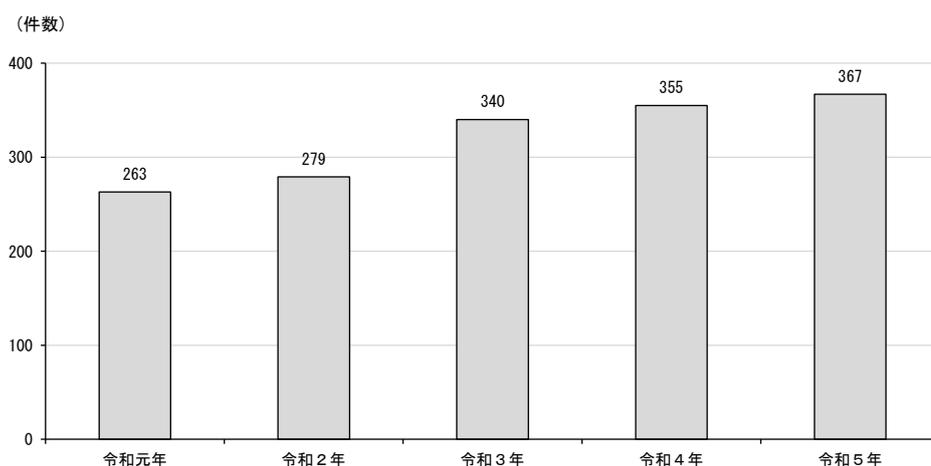


資料：教育相談室

7 虐待の状況

児童虐待 通告・受理件数は、増加傾向にあり、令和5年では367件となっています。

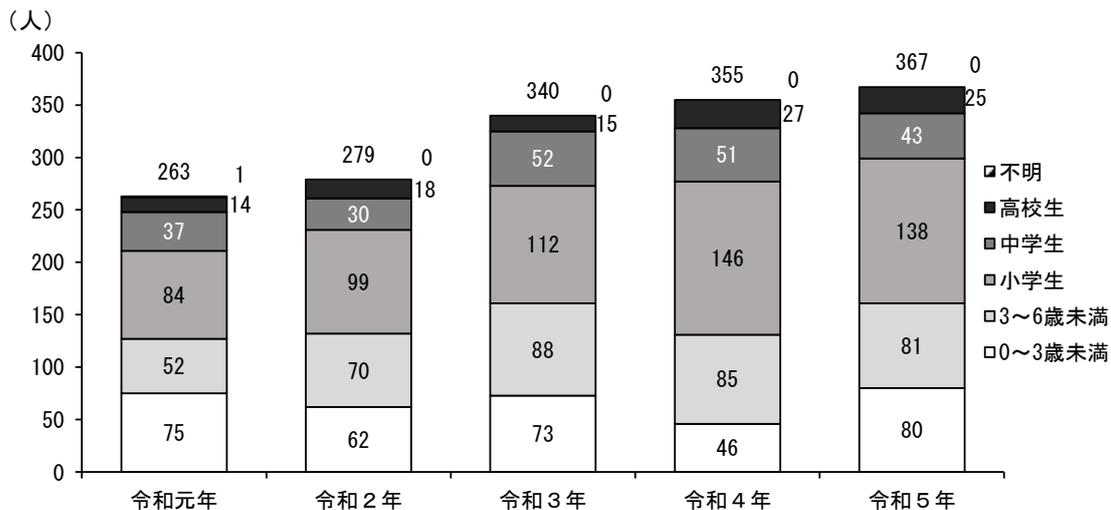
■児童虐待 通告・受理件数



資料：障がい福祉課

■児童虐待通告内訳

年齢の内訳を見ると、令和5年では特に「小学生」が多く、全体の3割以上を占めています。

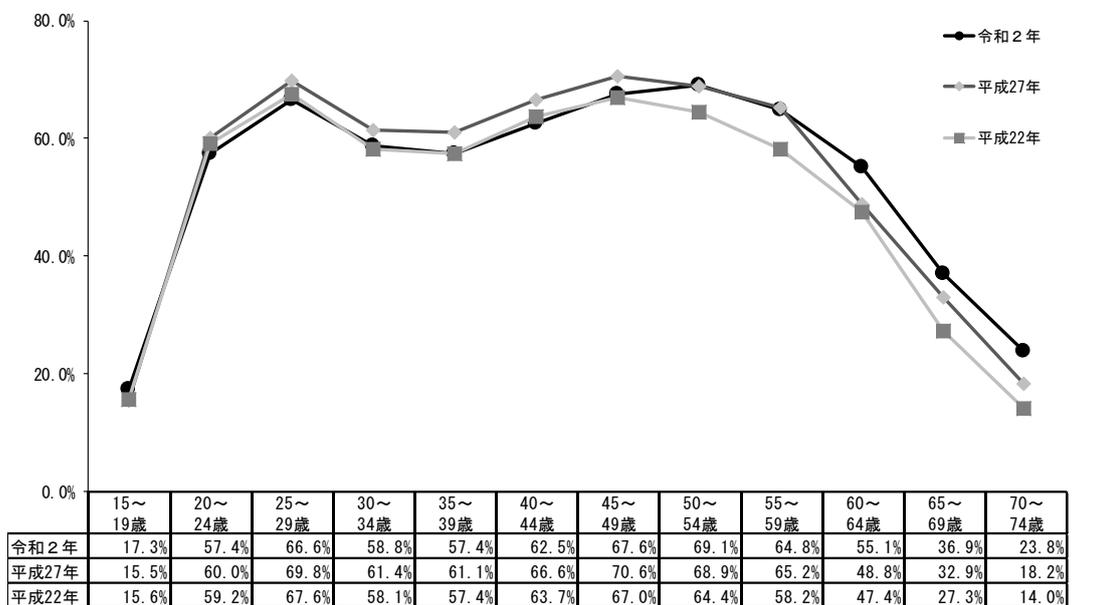


資料：障がい福祉課

8 ワークライフバランスの状況

女性の就業率については、平成22年から平成27年にかけて、全体的に高くなっていましたが、令和2年にかけて、10代は増加、20代から40代までは減少、50代以上は増加しています。

■女性の就業率の推移（富士見市）



□□：□□□□

9 就学前児童の状況

(1) 幼稚園等の状況

幼稚園数については、令和5年において6園となっています。

認定こども園数については、令和5年において5園となっています。

幼稚園と認定こども園の教育部分を合わせた園児数については、減少傾向となっており、令和5年度には1,065人となっています。

■幼稚園・認定こども園（教育部分）の園児数の推移

(園/人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
幼稚園数	7	7	7	7	6
認定こども園数	4	4	4	4	5
園児数（市内在住）	1,356	1,229	1,217	1,144	1,065
3歳児	450	373	369	354	334
4歳児	417	456	399	386	354
5歳児	489	400	449	404	377

資料：保育課・子育て支援課（各年5月1日現在）

(2) 保育所等の状況

保育所等（認定こども園は保育部分）の数については、おおむね横ばいとなっており、令和5年は合わせて33園となっています。

保育所等（認定こども園は保育部分）の児童数については、増加傾向となっており、令和5年には2,261人となっています。

年齢別の児童数については、0歳児は減少傾向となっており、1～2歳児、3～5歳児については増加傾向となっています。

■保育所等の推移

(園)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所	18	18	18	18	18
認定こども園	4	4	4	4	5
小規模保育施設	10	10	10	9	10
合計	32	32	32	31	33

資料：保育課（各年4月1日現在）

■保育所等児童数の推移

(人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所	1,469	1,515	1,526	1,536	1,533
認定こども園	143	166	167	151	173
小規模保育施設	414	430	449	467	555
合計	2,026	2,111	2,142	2,154	2,261

資料：保育課（各年4月1日現在）

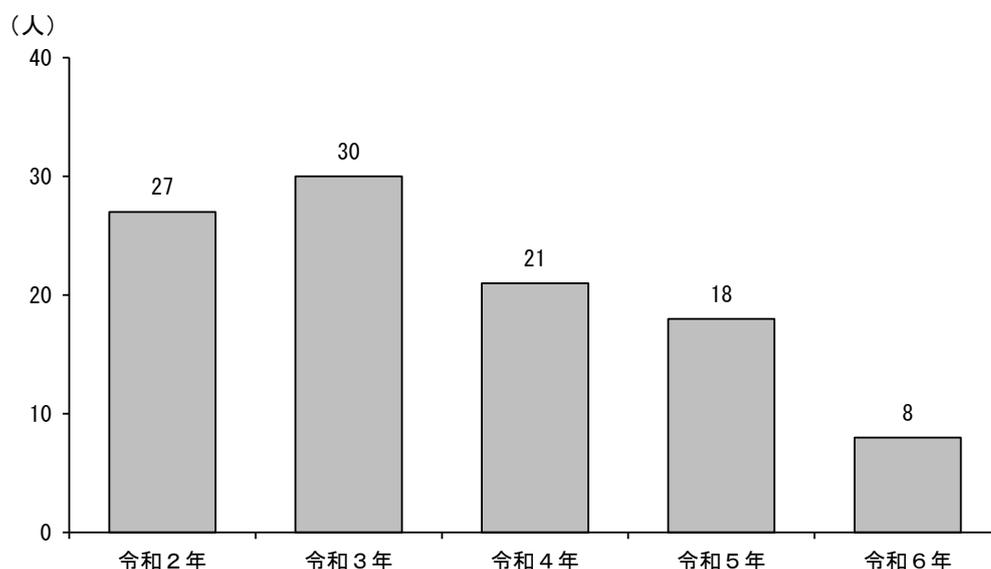
■保育所等年齢別児童数の推移

(人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳児	159	153	167	142	146
1～2歳児	779	813	800	820	855
3～5歳児	1,088	1,145	1,175	1,192	1,260
合計	2,026	2,111	2,142	2,154	2,261

資料：保育課（各年4月1日現在）

待機児童数については、令和3年以降減少傾向となっており、令和6年には8人となっています。

■待機児童数の推移



資料：保育課（各年4月1日現在）

10 就学児童の状況

(1) 小学校・中学校の状況

小学校の学級数については、微増傾向となっており、中学校の学級数については、おおむね横ばいとなっています。

また、児童・生徒数については、小学校児童数は微増傾向となっており、中学校生徒数はおおむね横ばいとなっています。

■小学校児童数の推移

※()内は、特別支援学級

(学級/人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
学級数	205 (21)	206 (21)	207 (21)	213 (24)	214 (26)
小学校児童数	5,686	5,720	5,693	5,717	5,730

資料：学校基本調査報告書（各年5月1日現在）

■中学校生徒数の推移

※()内は、特別支援学級

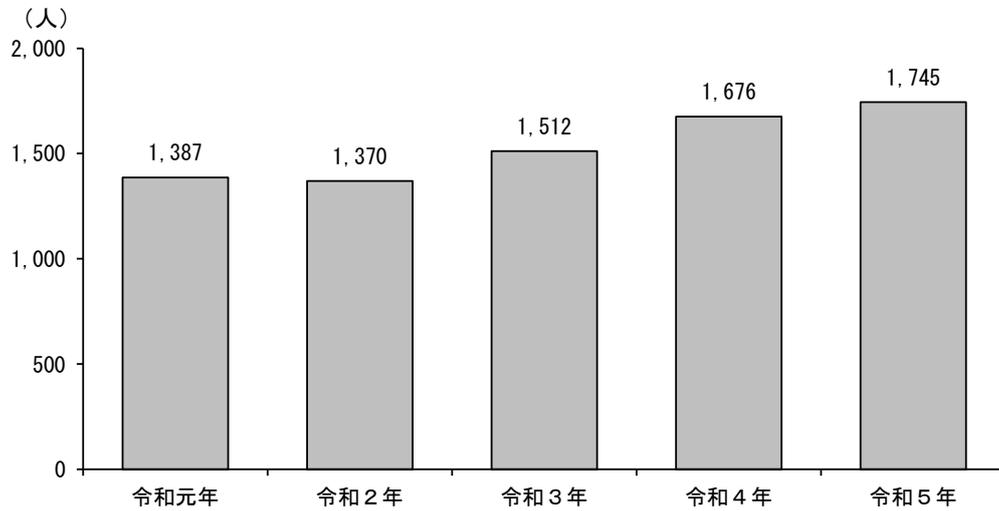
(学級/人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
学級数	86 (8)	88 (10)	88 (10)	87 (12)	86 (12)
中学校生徒数	2,671	2,654	2,657	2,611	2,649

資料：学校基本調査報告書（各年5月1日現在）

(2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ入室児童数については、令和2年以降増加傾向となっており、令和5年には1,745人となっています。

■放課後児童クラブ入室児童数の推移



資料：保育課（各年4月1日現在）

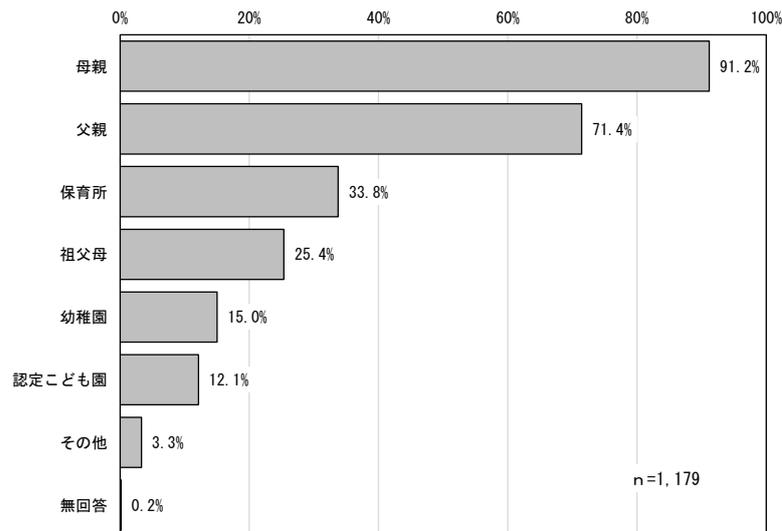
第2節 アンケート調査結果の概要

1 子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）結果概要

(1) 子育ての状況

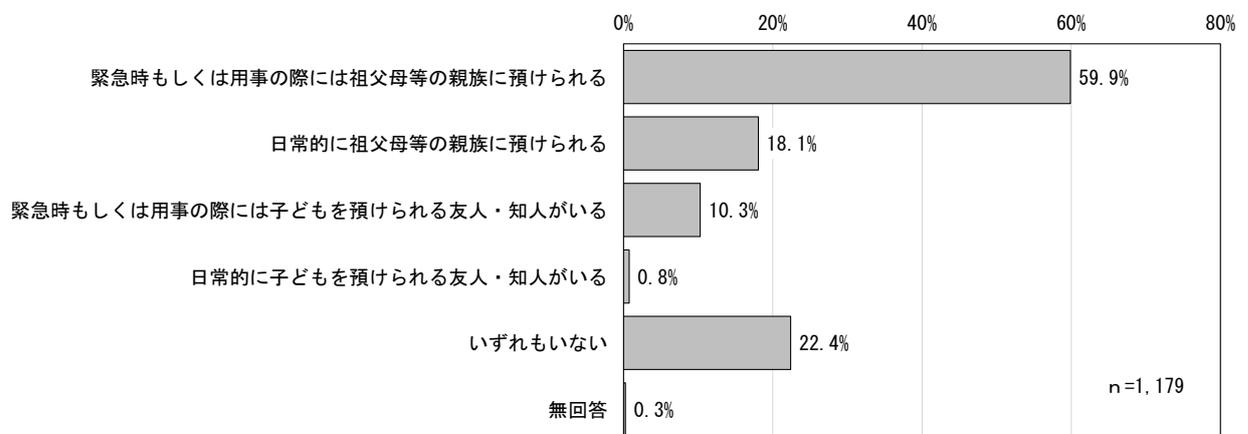
日頃、子育てにかかわっている人（施設）については、「母親」が 91.2%と最も多く、次いで「父親」が 71.4%、「保育所」が 33.8%となっています。

■日頃子育てにかかわっている人【就学前児童保護者・複数回答】



日頃、子どもを預けられる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預けられる」が 59.9%、「日常的に祖父母等の親族に預けられる」が 18.1%となっています。一方で、「いずれもない」が 22.4%となっています。

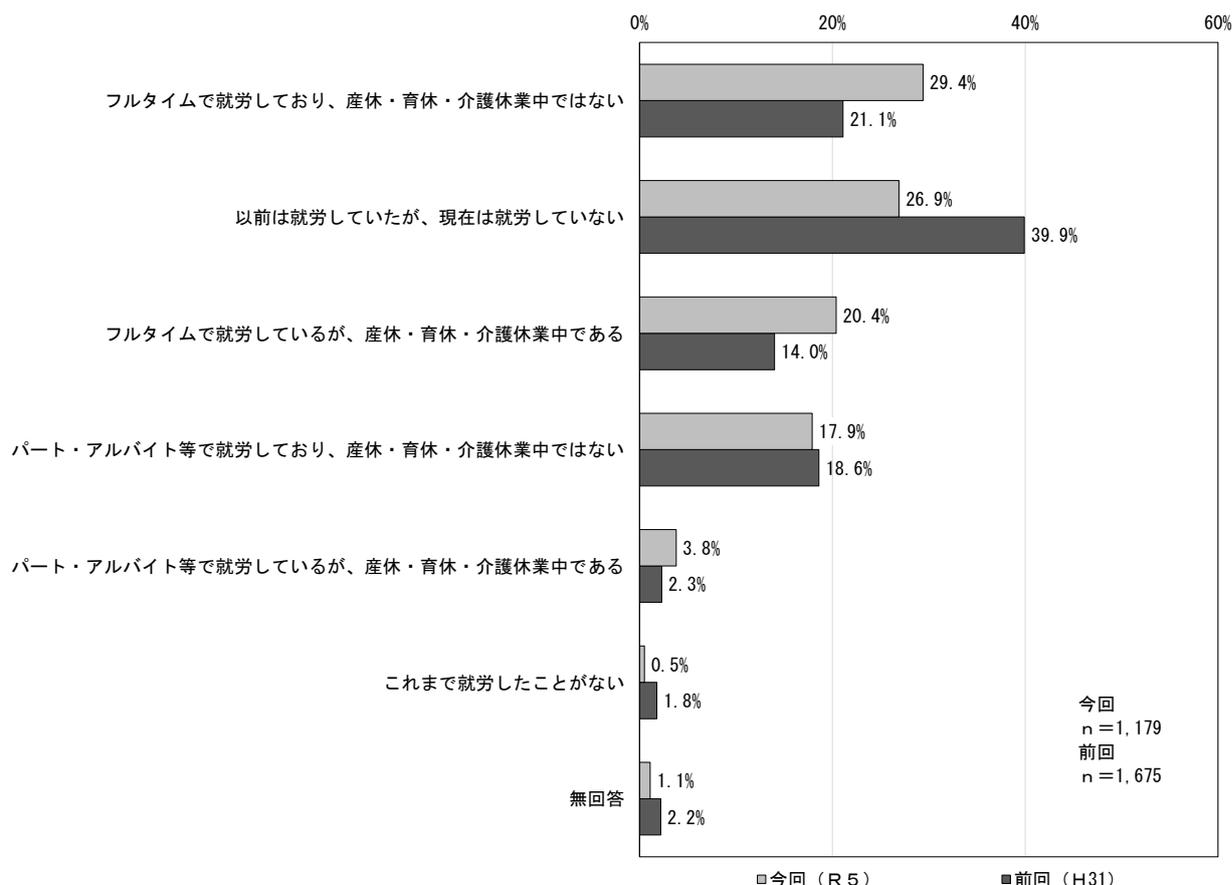
■日頃子どもを預けられる親族・知人【就学前児童保護者・複数回答】



母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.4%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.9%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が20.4%となっています。

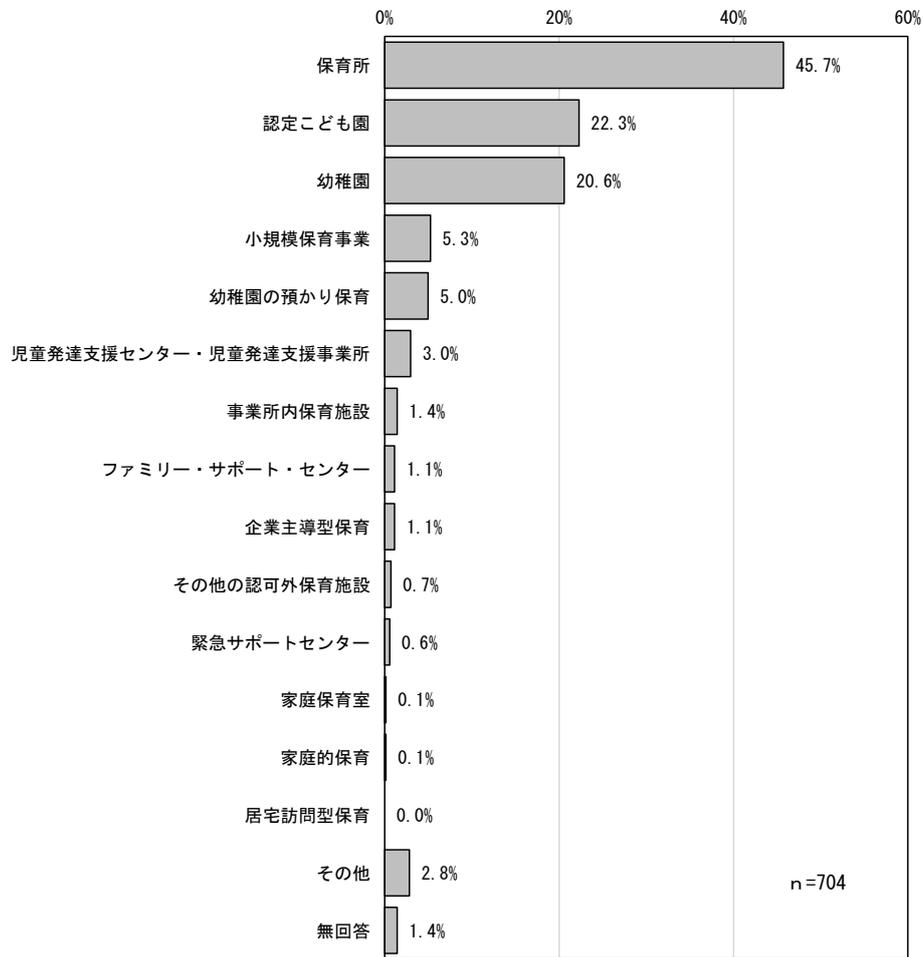
前回と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」がそれぞれ5ポイント以上増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13ポイント減少しています。

■母親の就労状況【就学前児童保護者・単数回答】



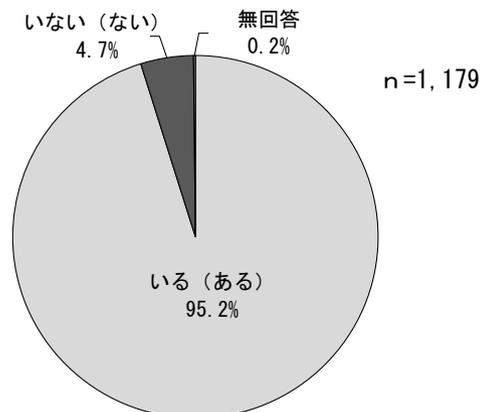
平日、定期的（継続的）に利用している事業の種類については、「保育所」が 45.7%と最も多く、次いで「認定こども園」が 22.3%、「幼稚園」が 20.6%となっています。

■平日、定期的（継続的）に利用している事業の種類【就学前児童保護者・複数回答】



子育てをする上で相談できる人（場所）については、「いる（ある）」が 95.2%となっています。

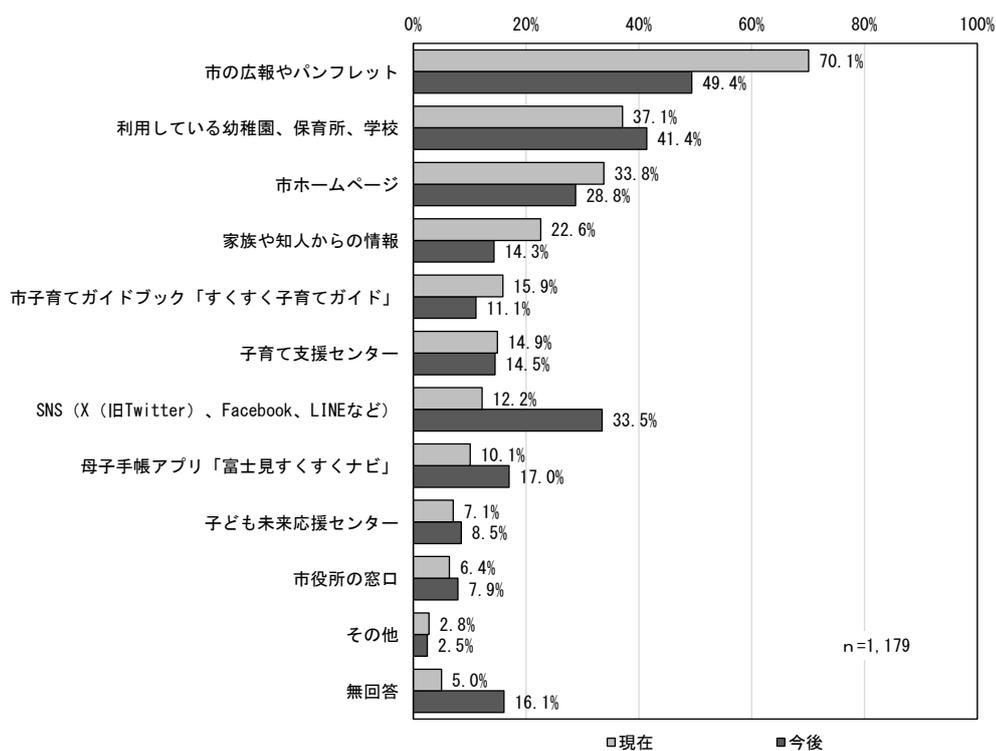
■子育てをする上で相談できる人（場所）【就学前児童保護者・単数回答】



子育て施策等に関する情報をどのように受け取っているか（現在）／受け取りたいか（今後）については「市の広報やパンフレット」「市ホームページ」「利用している幼稚園、保育所、学校」が上位に挙がっています。

今後については、それらのほか、「SNS（X（旧Twitter）、Facebook、LINEなど）」が上位に挙がっています。

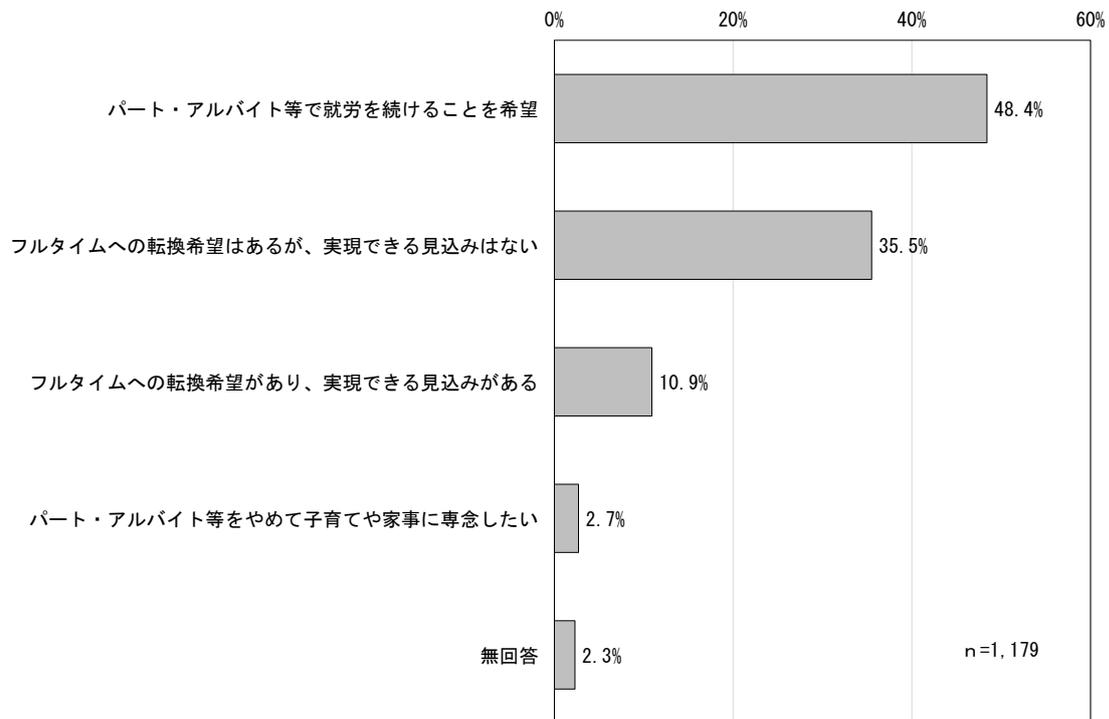
■子育て施策等に関する情報をどのように受け取っているか（現在）／受け取りたいか（今後）



(2) 母親の就労希望

母親のパート・アルバイト等からの就労形態変更の希望については、「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が48.4%と最も多く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の35.5%と「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の10.9%を合わせると46.4%となっています。

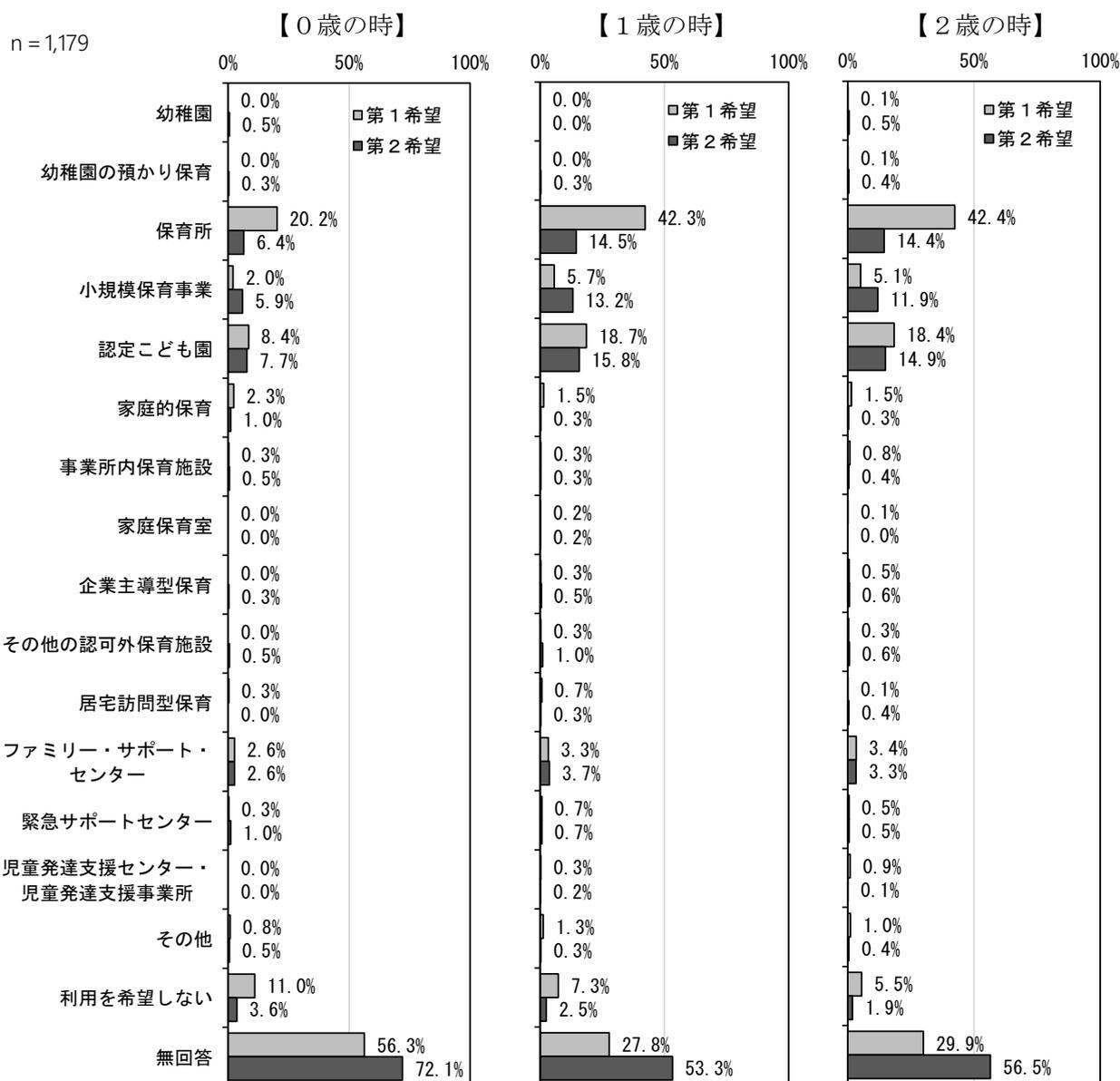
■母親のパート・アルバイト等からの就労形態変更の希望【就学前児童保護者・単数回答】



(3) 教育・保育事業の利用希望

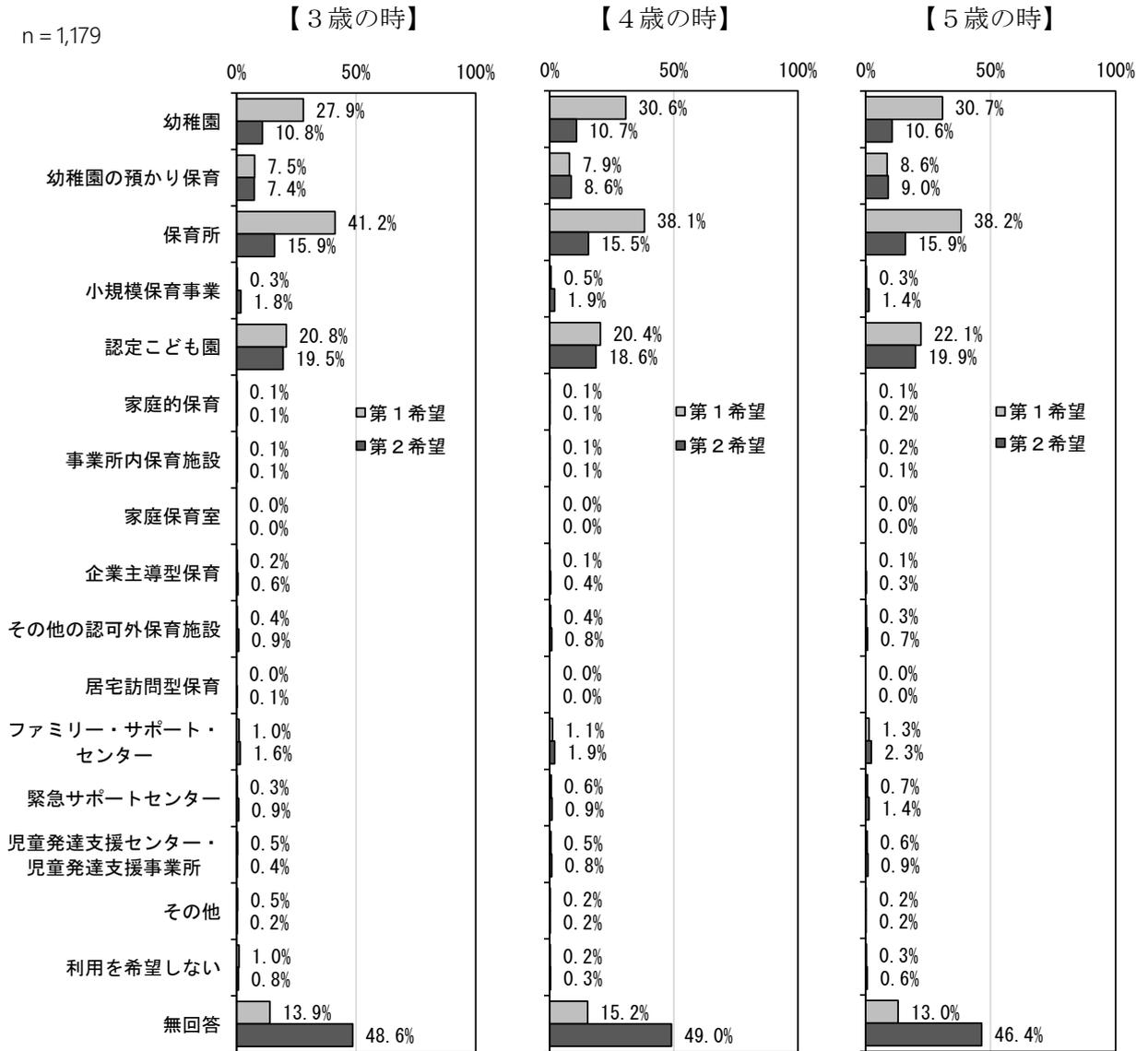
平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業について、0～2歳の時では「保育所」の割合が最も多くなっています。

■平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業【就学前児童保護者・複数回答】



平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業について、3～5歳の時では「幼稚園」の割合が最も多くなっています。

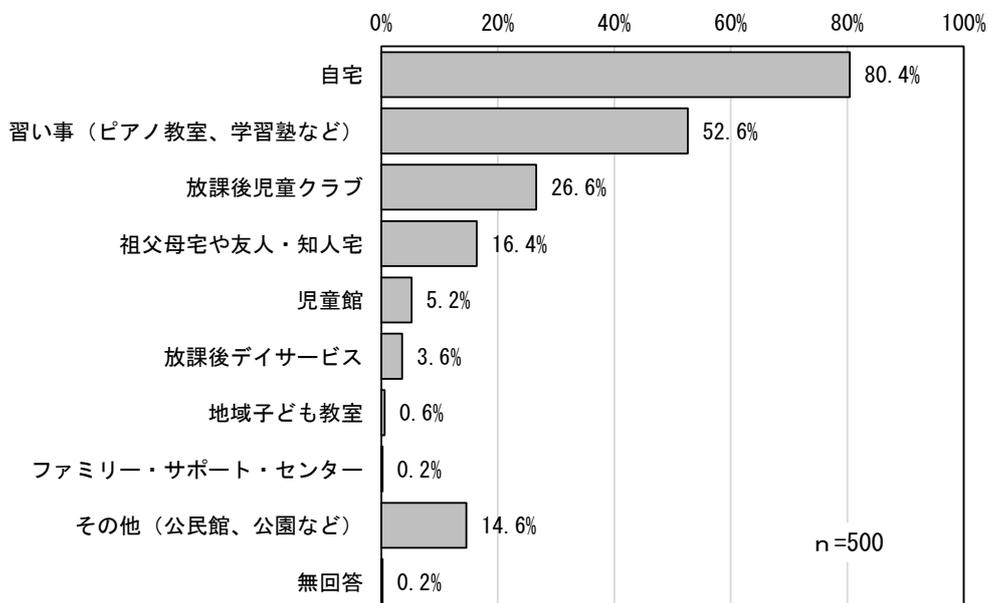
■ 平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業【就学前児童保護者・複数回答】



(4) 放課後児童クラブの利用希望

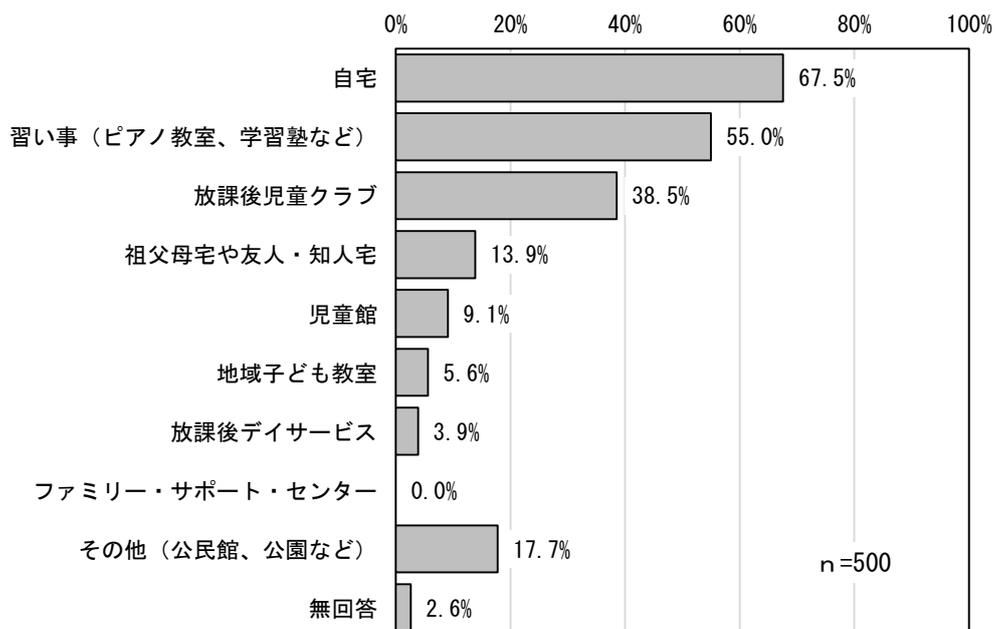
放課後をどのような場所で過ごしているかについては、「自宅」が 80.4%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が 52.6%、「放課後児童クラブ」が 26.6%となっています。

■放課後をどのような場所で過ごしているか【小学生児童保護者・複数回答】



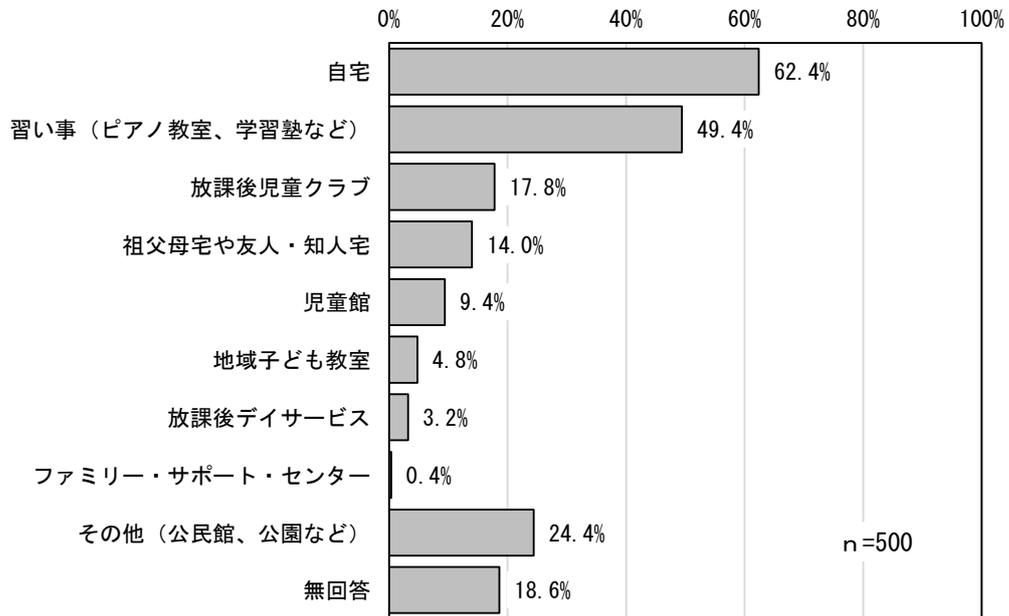
低学年の時の放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が 67.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が 55.0%、「放課後児童クラブ」が 38.5%となっています。

■低学年の時の放課後を過ごさせたい場所【小学生児童保護者・複数回答】



高学年の時の放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が62.4%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が49.4%、「放課後児童クラブ」が17.8%となっています。

■高学年の時の放課後を過ごさせたい場所【小学生児童保護者・複数回答】



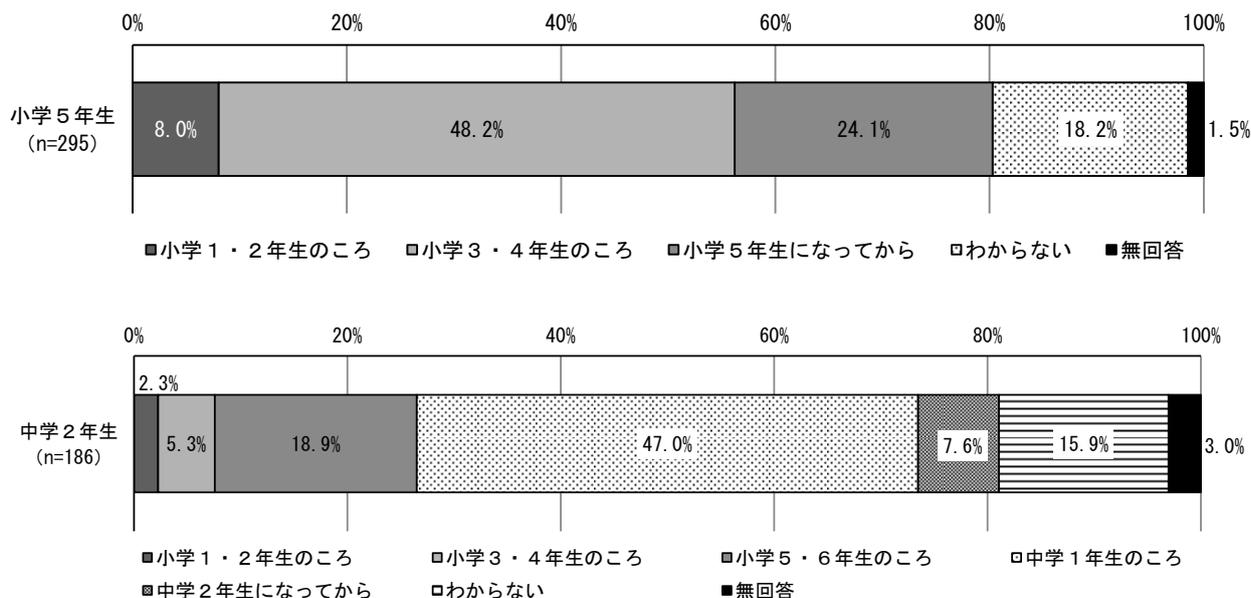
2 こども計画策定に関するアンケート調査結果概要

(1) 小学5年生・中学2年生

いつごろから、学校の授業がわからないようになったかについて、小学生では「小学3・4年生のころ」が48.2%と最も多く、次いで、「小学5年生になってから」が24.1%、「わからない」が18.2%となっています。

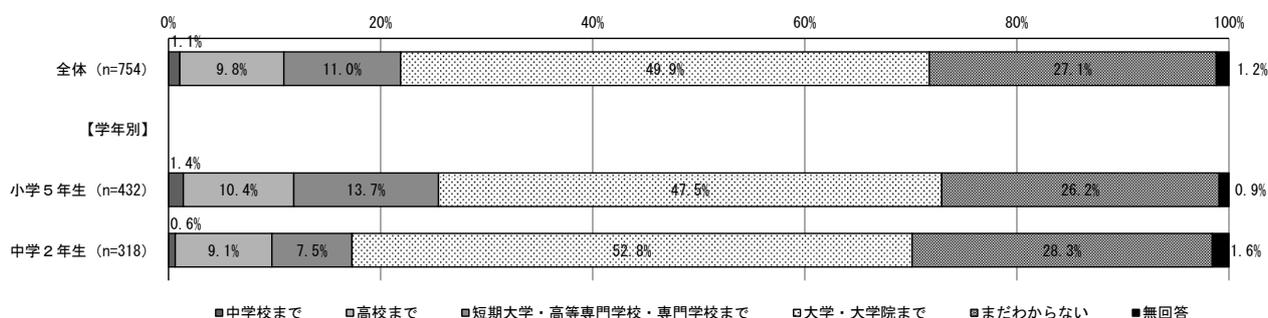
中学生では、「中学1年生のころ」が47.0%と最も多く、次いで、「小学5・6年生のころ」が18.9%、「わからない」が15.9%となっています。

■学校の授業がわからなくなった時期



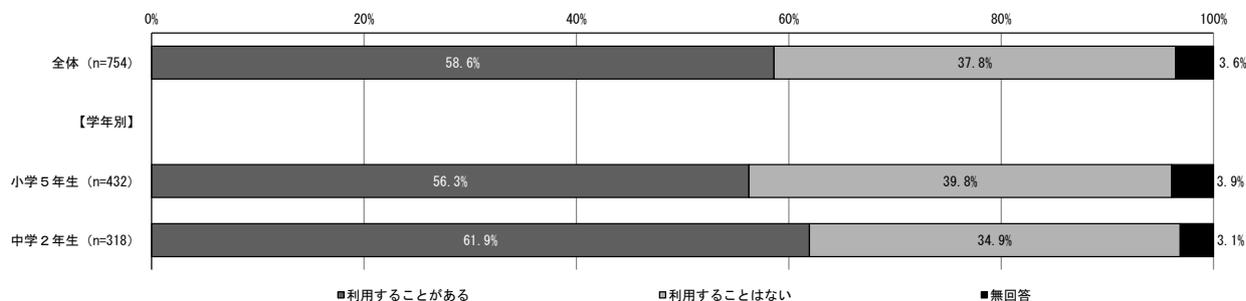
将来、どの段階まで進学したいかについては、「大学・大学院まで」が49.9%と最も多く、次いで、「まだわからない」が27.1%、「短期大学・高等専門学校・専門学校まで」が11.0%となっています。

■将来の進学希望



勉強をするにあたり、学校の授業や宿題以外に、塾や家庭教師、通信教材を利用することがあるかについては、「利用することがある」が58.6%に対し、「利用することはない」が37.8%となっています。

■塾や家庭教師等の利用

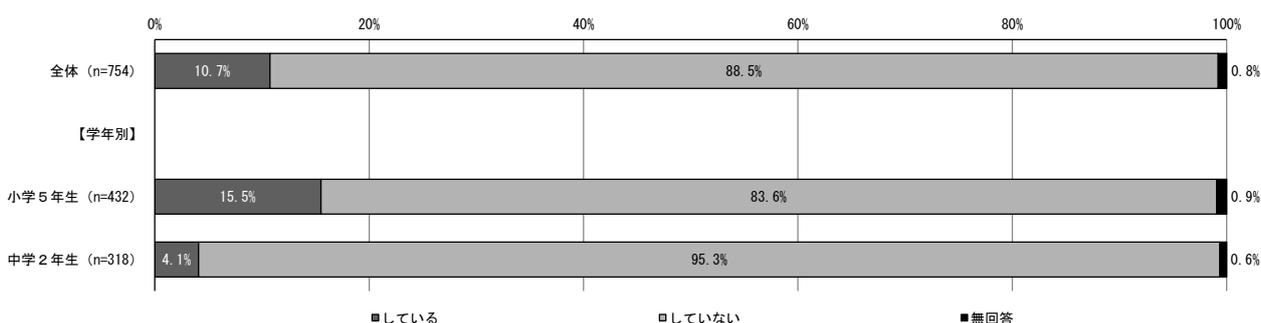


塾や家庭教師、通信教材を利用しない理由については、「遊んだり、自分の好きなことをする時間を大事にしたいから」が35.4%と最も多く、次いで、「特に理由はない」が28.1%、「勉強ができているので必要ないから」が19.3%となっています。

	か勉強ができているので必要ない	が学校の部活動(クラブ活動)を	習いごとをがクラブ活動やから	学校以外のクラブ活動やから	に家族と一緒に過ごす時間を大事	に遊んだり、自分の好きなことを	一緒にやる友だちがいらないから	お金がかかるから	家事や家族のお世話があるから	特に理由はない	その他	わからない・答えたくない	無回答
全体 (n=285)	19.3%	11.9%	17.5%	13.0%	35.4%	2.5%	15.8%	2.1%	28.1%	9.1%	7.7%	1.4%	
小学5年生													
男 (n=83)	19.3%	3.6%	21.7%	18.1%	41.0%	6.0%	14.5%	3.6%	30.1%	3.6%	10.8%	0.0%	
女 (n=86)	16.3%	7.0%	24.4%	17.4%	36.0%	1.2%	14.0%	2.3%	26.7%	12.8%	9.3%	0.0%	
中学2年生													
男 (n=60)	16.7%	20.0%	8.3%	6.7%	30.0%	1.7%	6.7%	0.0%	31.7%	13.3%	3.3%	6.7%	
女 (n=51)	25.5%	25.5%	9.8%	5.9%	31.4%	0.0%	31.4%	2.0%	23.5%	7.8%	5.9%	0.0%	

今現在家族のお世話をしているかについては、「している」が10.7%に対し、「していない」が88.5%となっています。

■今現在家族のお世話をしているかについて



(2) 小・中学生の保護者

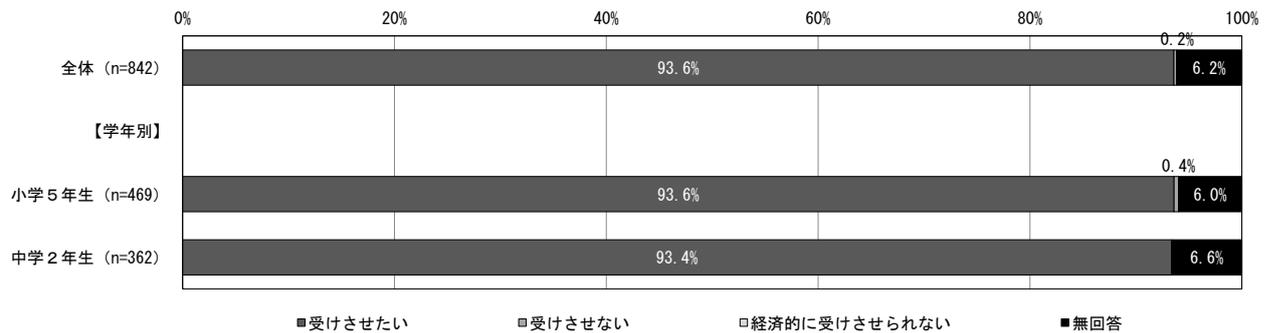
子どもにどの段階までの教育を受けさせたいかについて、「高校までの教育」では、『受けさせたい』が93.6%と最も多く、次いで、『受けさせない』が0.2%となっています。

「短大・高専・専門学校までの教育」では、『受けさせたい』が85.9%と最も多く、次いで、『受けさせない』が4.3%、『経済的に受けさせられない』が2.4%となっています。

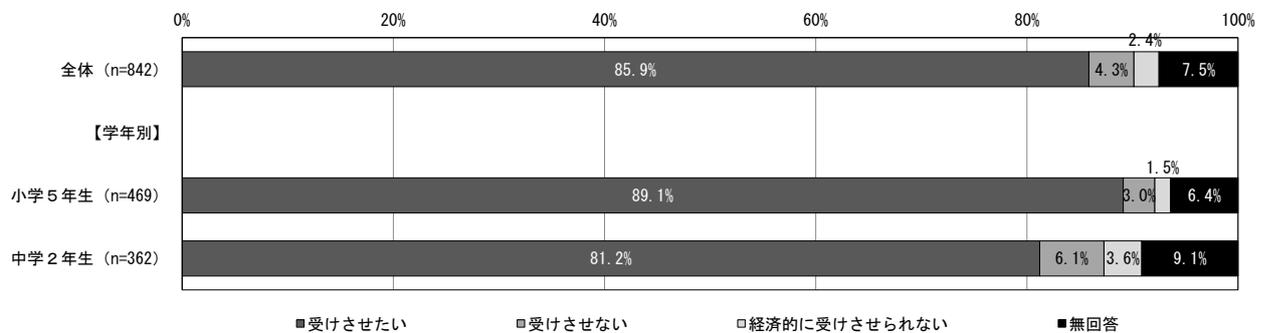
「大学までの教育」では、『受けさせたい』が90.1%と最も多く、次いで、『受けさせない』が1.8%、『経済的に受けさせられない』が5.6%となっています。

■ 子どもに受けさせたい教育について

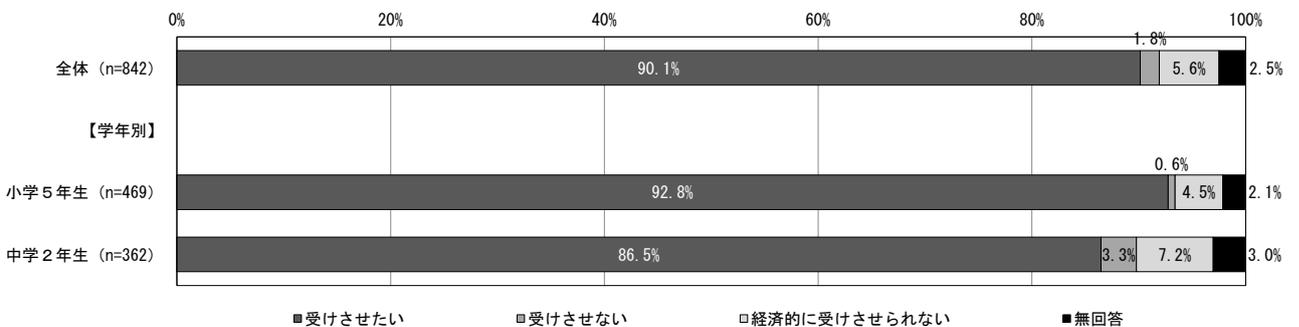
【高校までの教育】



【短大・高専・専門学校までの教育】

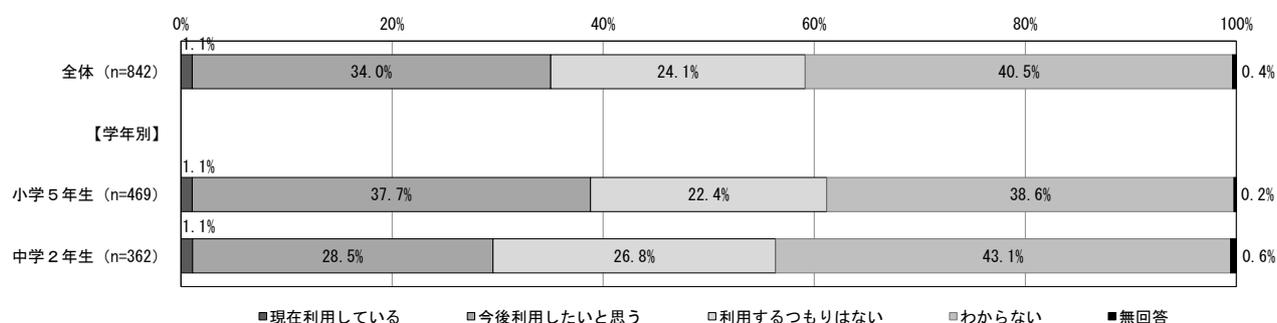


【大学までの教育】



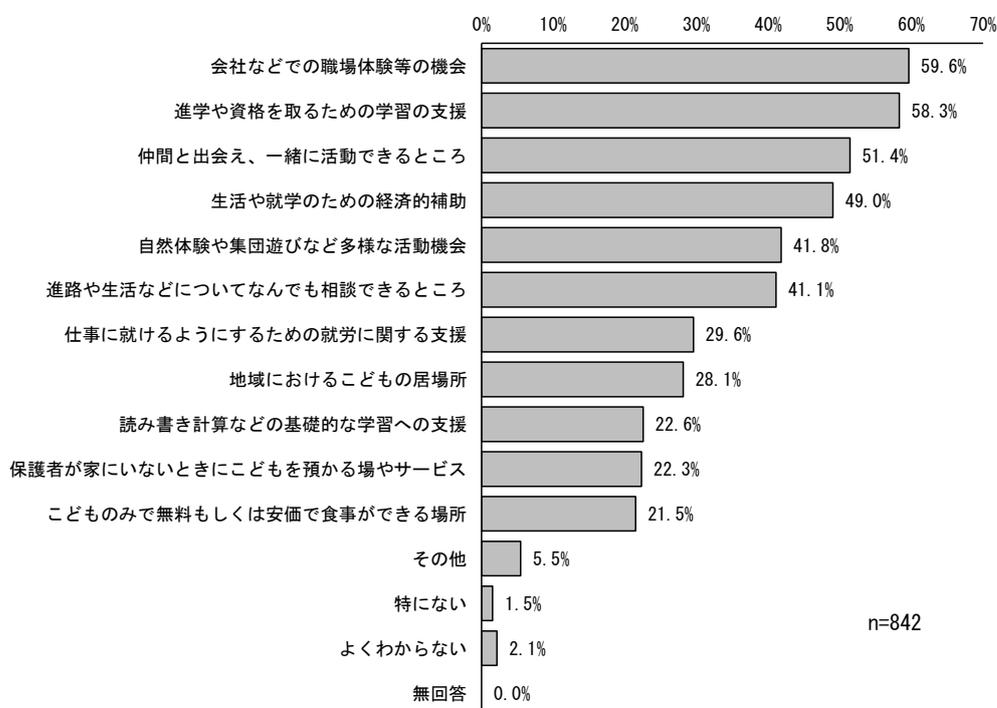
学生ボランティア等による無料の学習支援制度（学習の手助けなど）を利用したいかについては、「わからない」が40.5%と最も多く、次いで、「今後利用したいと思う」が34.0%、「利用するつもりはない」が24.1%となっています。

■無料の学習支援制度の利用について



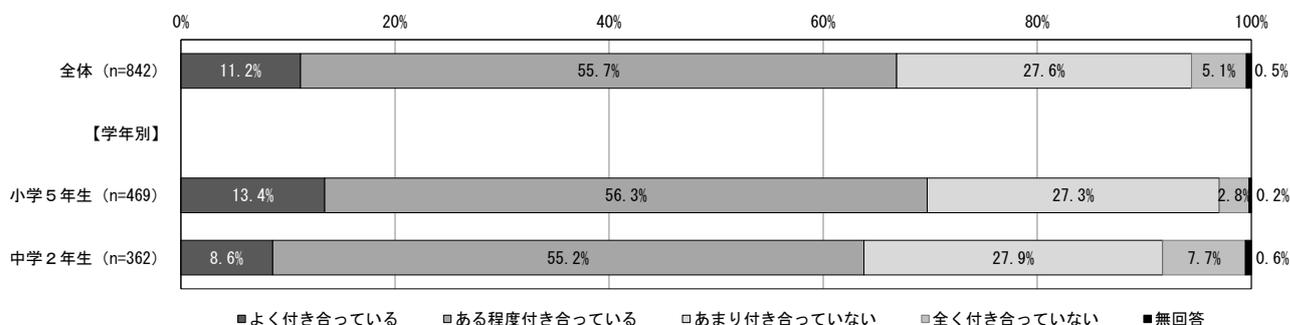
子どもにとって現在、または将来的に、どのような支援があるとよいかについては、「会社などでの職場体験等の機会」が59.6%と最も多く、次いで、「進学や資格を取るための学習の支援」が58.3%、「仲間と出会え、一緒に活動できる場所」が51.4%となっています。

■子どもにどのような支援があったらよいかについて



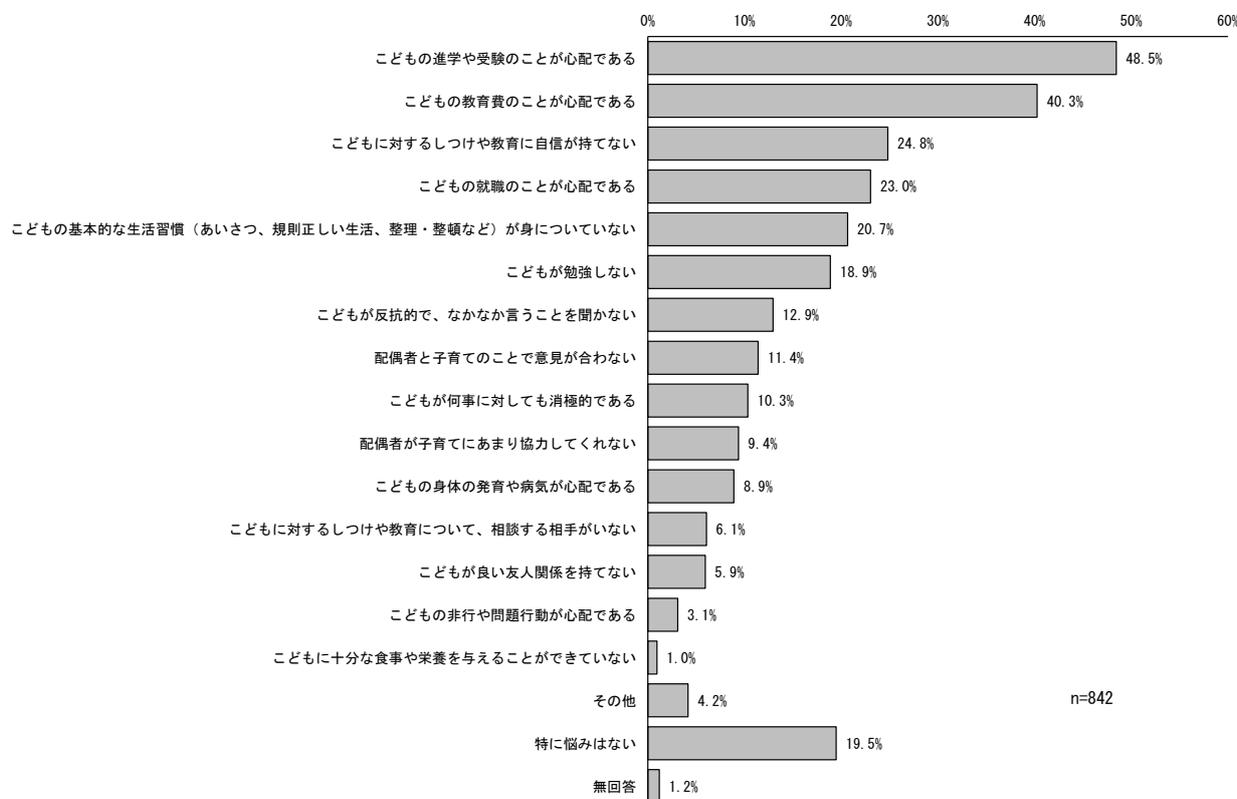
地域での付き合いについては、「よく付き合っている(11.2%)」、「ある程度付き合っている(55.7%)」を合わせた『付き合っている(計)』が66.9%に対し、「あまり付き合っていない(27.6%)」、「全く付き合っていない(5.1%)」を合わせた『付き合っていない(計)』が32.7%となっています。

■地域での付き合いについて



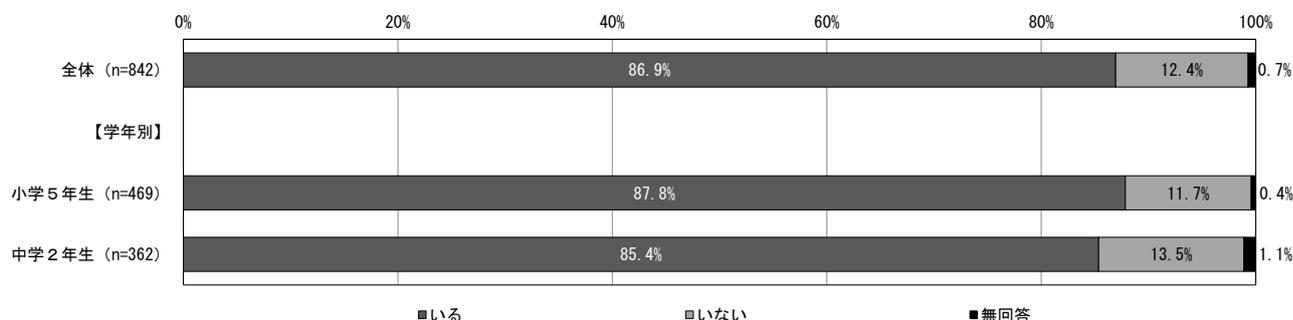
子育てに関する悩みや心配ごとについては、「こどもの進学や受験のことが心配である」が48.5%と最も多く、次いで、「こどもの教育費のことが心配である」が40.3%、「こどもに対するしつけや教育に自信が持てない」が24.8%となっています。

■子育てに関する悩みや心配事について



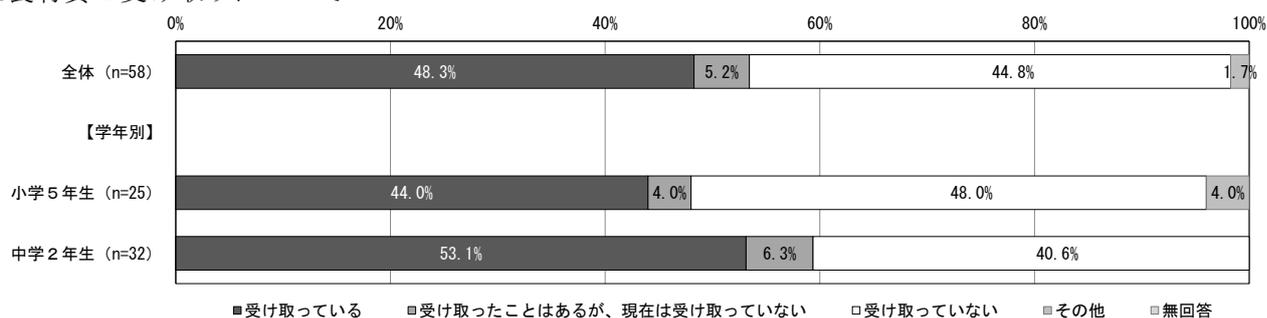
現在心おきなく相談できる相手がいるかについては、「いる」が86.9%に対し、「いない」が12.4%となっています。

■心おきなく相談できる相手の有無



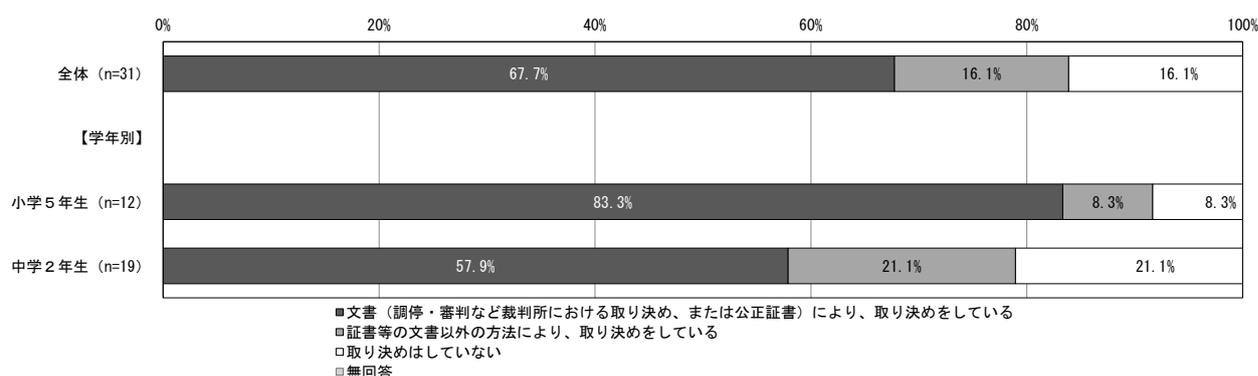
お子さんの養育費をお子さんの父（または母）から受け取っているかについては、「受け取っている」が48.3%と最も多く、次いで、「受け取っていない」が44.8%、「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」が5.2%となっています。

■養育費の受け取りについて



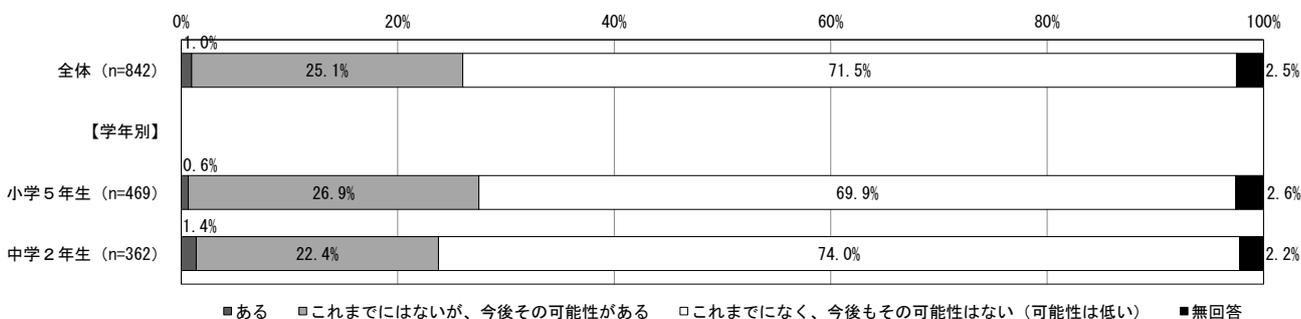
養育費の取り決め状況については、「文書（調停・審判など裁判所における取り決め、または公正証書）により、取り決めをしている」が21件と最も多く、次いで、「証書等の文書以外の方法により、取り決めをしている」「取り決めはしていない」がともに5件となっています。

■養育費の受け取り状況について



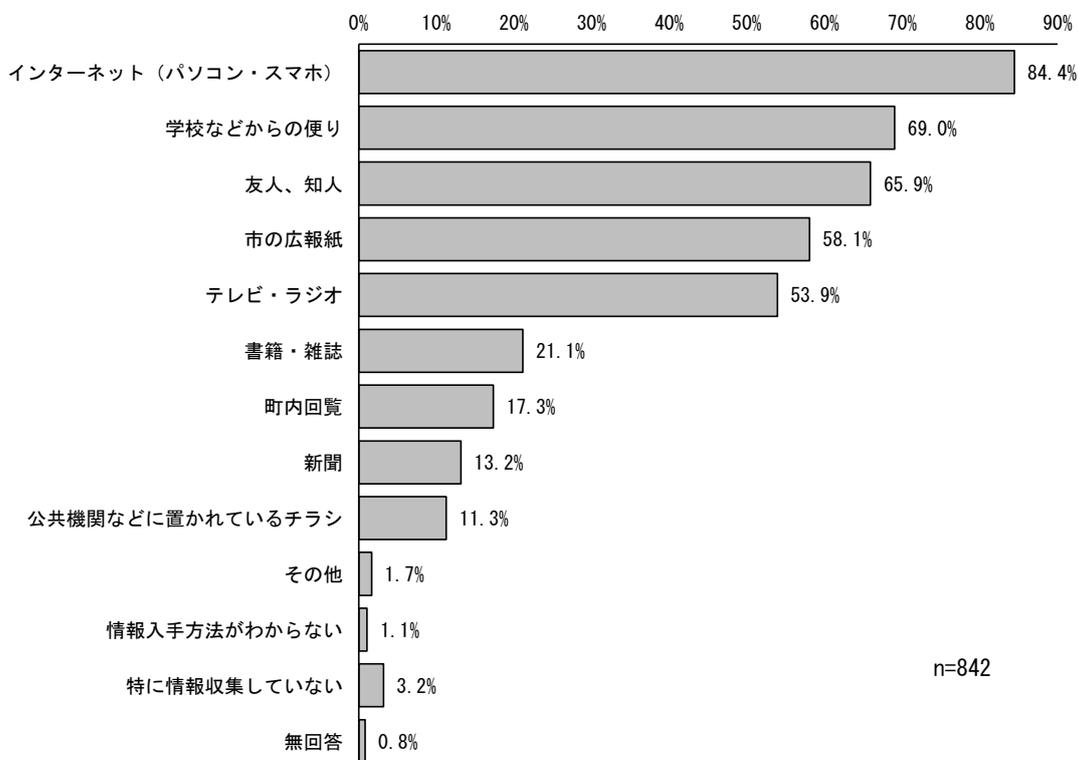
経済的な理由により、これまでに子ども（調査対象者のお子さん以外も含む）に進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについては、「これまでになく、今後もその可能性はない（可能性は低い）」が71.5%と最も多く、次いで、「これまでにはないが、今後その可能性がある」が25.1%、「ある」が1.0%となっています。

■経済的な理由により進学をあきらめさせる等をしたことあるかについて



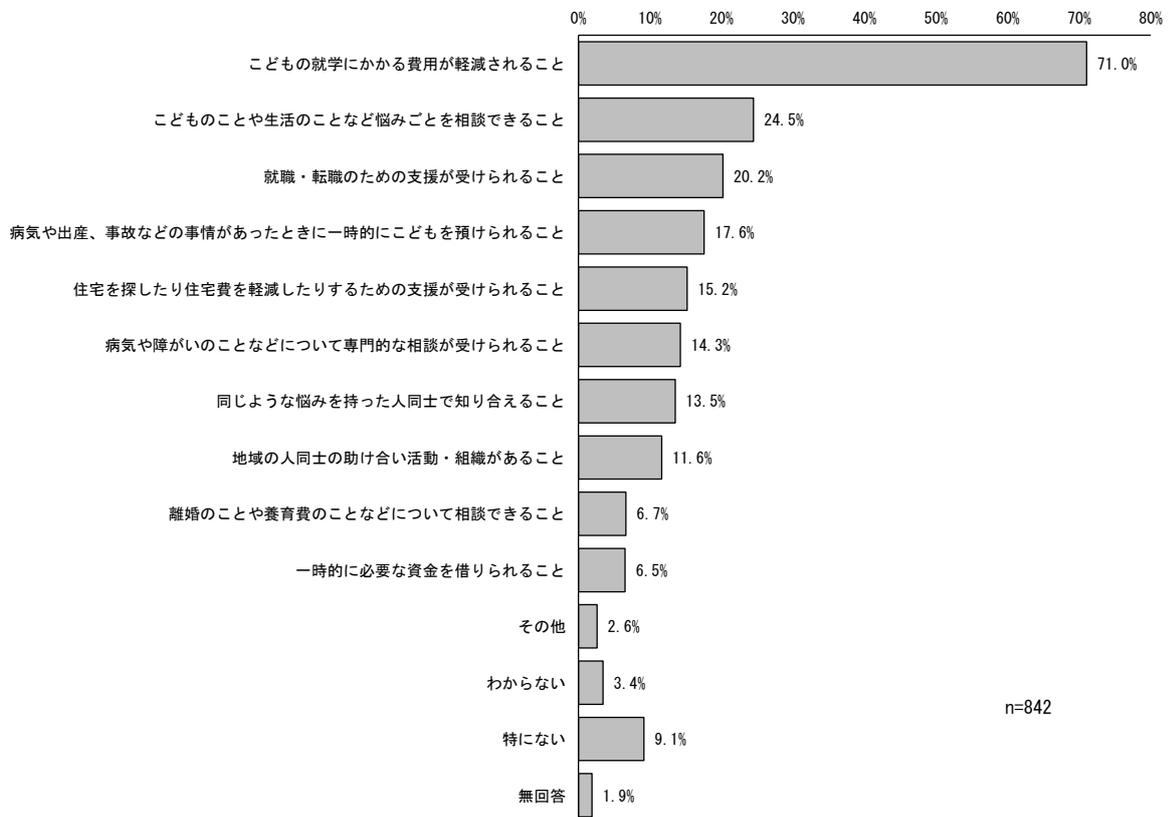
子育てに関する情報をどのような方法で入手しているかについては、「インターネット（パソコン・スマホ）」が84.4%と最も多く、次いで、「学校などからの便り」が69.0%、「友人、知人」が65.9%となっています。

■子育てに関する情報の入手方法



現在必要としていること、重要だと思う支援等については、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が 71.0%と最も多く、次いで、「こどものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 24.5%、「就職・転職のための支援が受けられること」が 20.2%となっています。

■ 現在必要としている支援等について



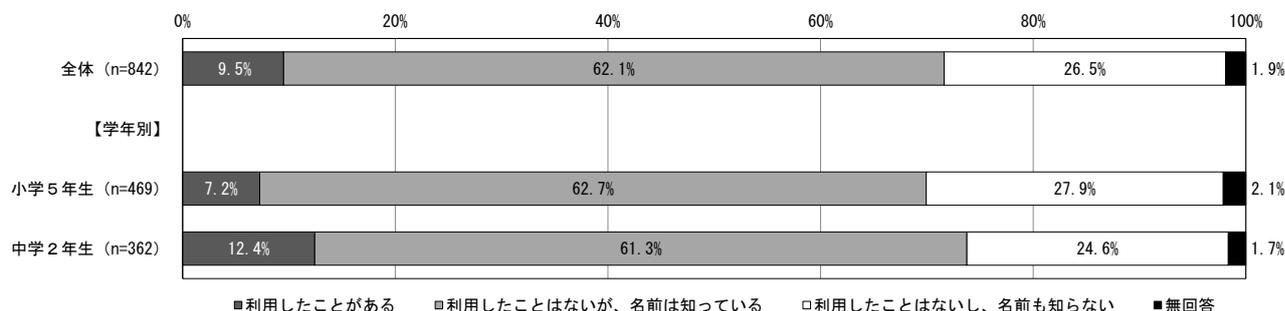
富士見市が行っている取り組みの認知度について、「利用したことがある」では、『児童扶養手当』が22.8%と最も多く、次いで、『就学援助』が9.5%、『ひとり親家庭等医療費助成』が5.8%となっています。

「利用したことはないが、名前は知っている」では、『生活保護』が92.0%と最も多く、次いで、『ひとり親家庭等医療費助成』が72.2%、『就学援助』が62.1%となっています。

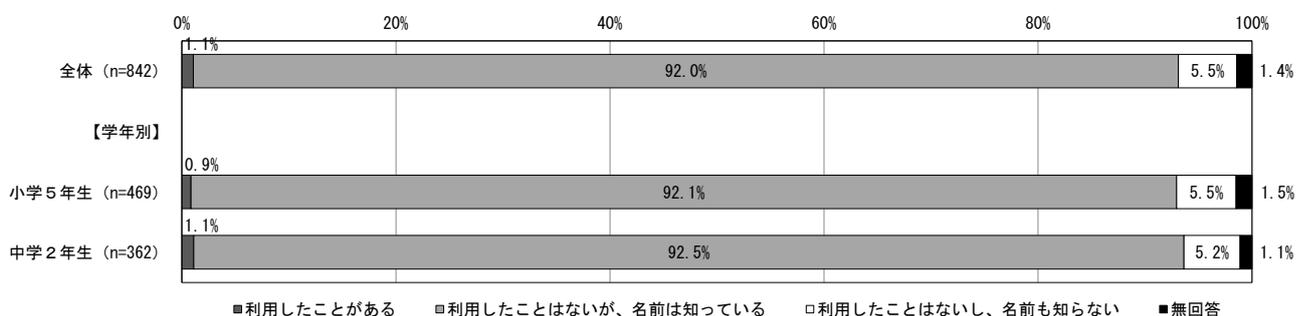
「利用したことはないし、名前も知らない」では、『高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金』が77.4%と最も多く、次いで、『高等職業訓練促進給付金』が71.5%、『自立支援教育訓練給付金』が59.3%となっています。

■市が行っている取組の認知度

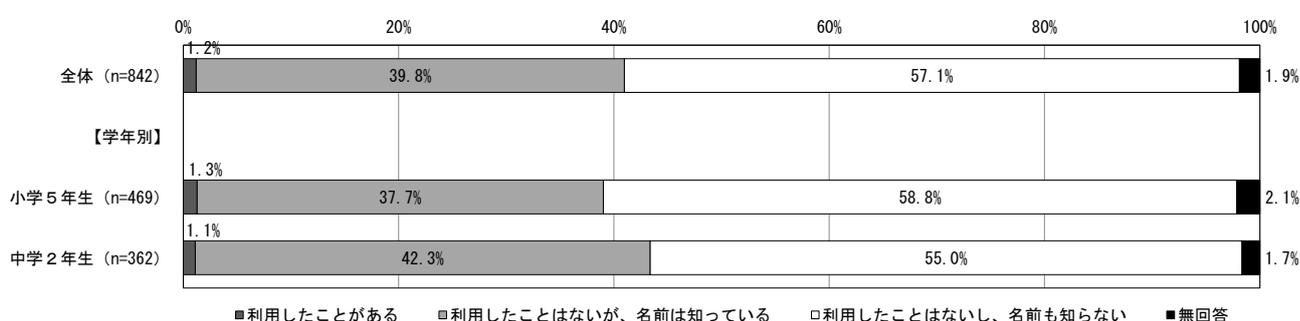
【就学援助】



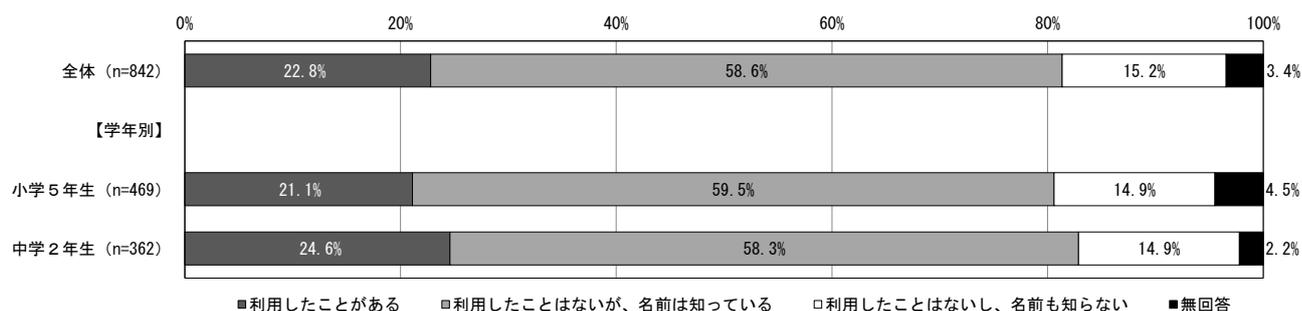
【生活保護】



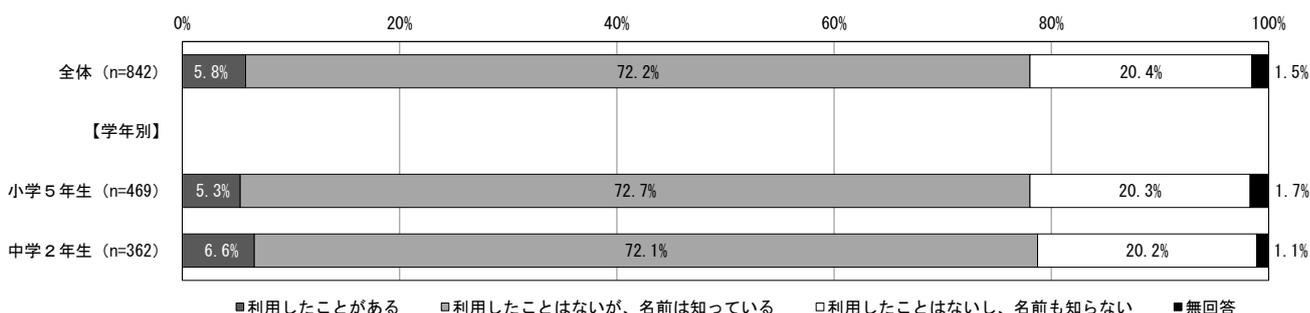
【生活サポートセンター☆ふじみ】



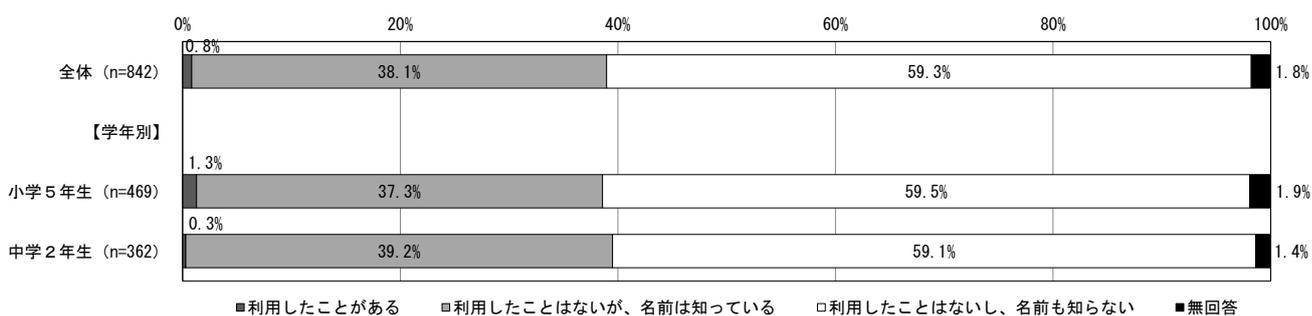
【児童扶養手当】



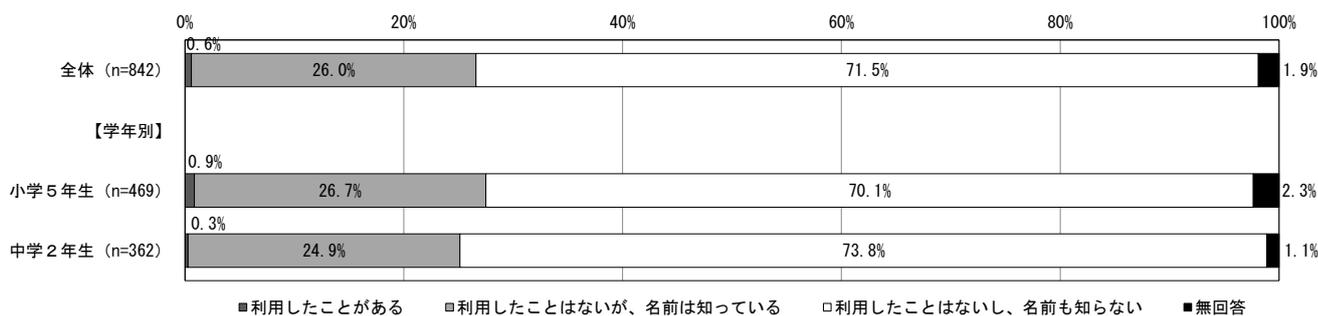
【ひとり親家庭等医療費助成】



【自立支援教育訓練給付金】



【高等職業訓練促進給付金】



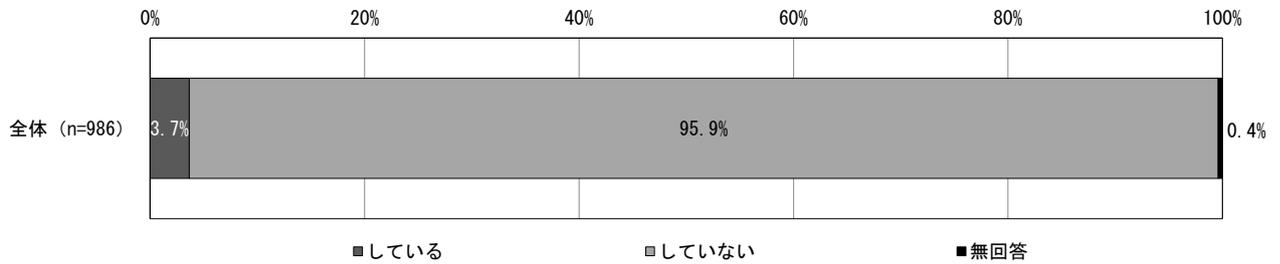
【高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金】



(3) 15歳～29歳の若者

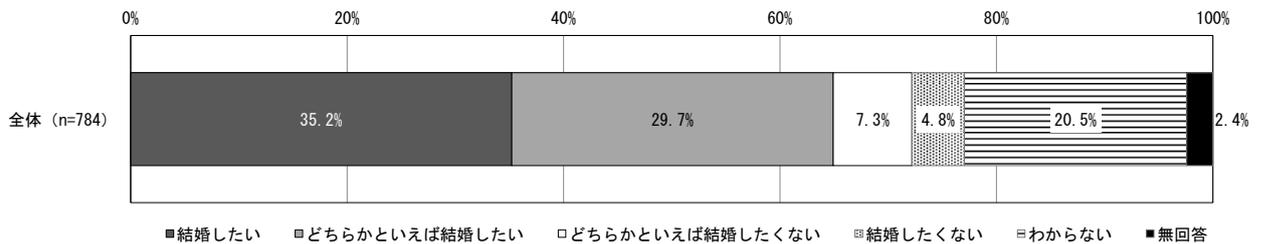
今現在家族のお世話をしているかについては、「している」が3.7%に対し、「していない」が95.9%となっています。

■今現在家族の世話をしているかについて



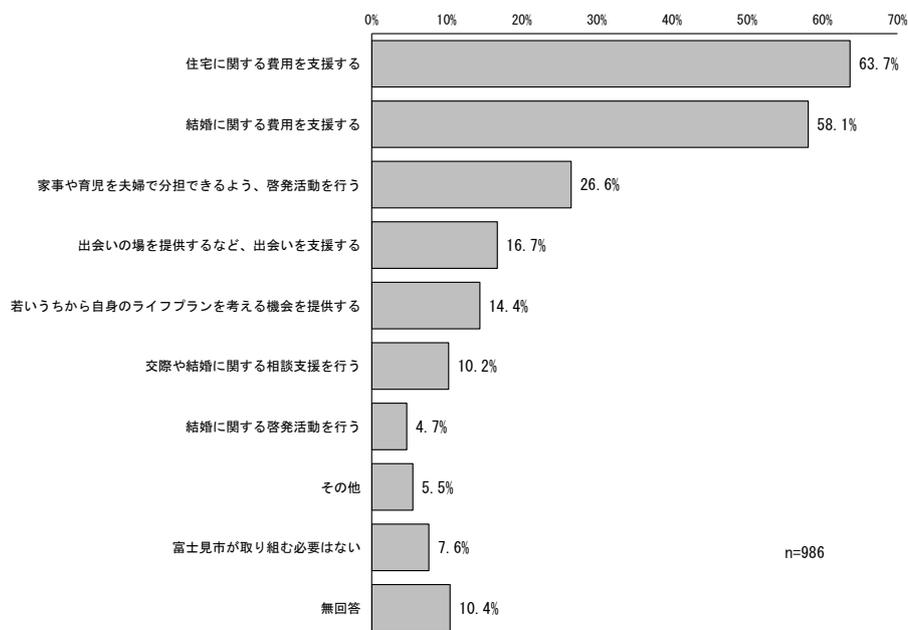
今後、結婚したいと思っているかについては、「結婚したい(35.2%)」、「どちらかといえば結婚したい(29.7%)」を合わせた『結婚したい(計)』が64.9%に対し、「どちらかといえば結婚したくない(7.3%)」、「結婚したくない(4.8%)」を合わせた『結婚したくない(計)』が12.1%となっています。また、「わからない」が20.5%となっています。

■結婚願望について



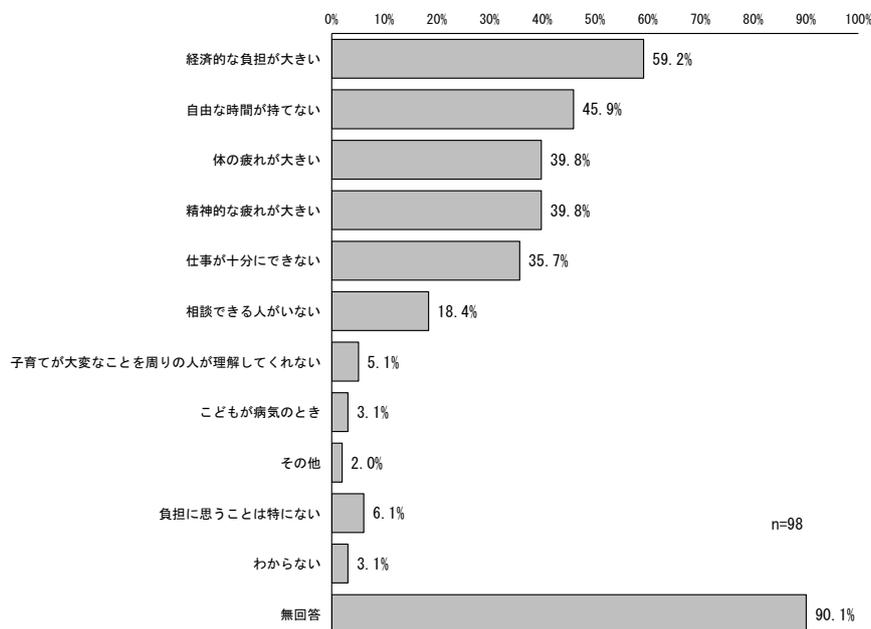
結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、富士見市（市役所）はどのような取組を行った方がよいと思うかについては、「住宅に関する費用を支援する」が 63.7%と最も多く、次いで、「結婚に関する費用を支援する」が 58.1%、「家事や育児を夫婦で分担できるよう、啓発活動を行う」が 26.6%となっています。

■結婚できる環境づくりのため、市が行うべき取組について



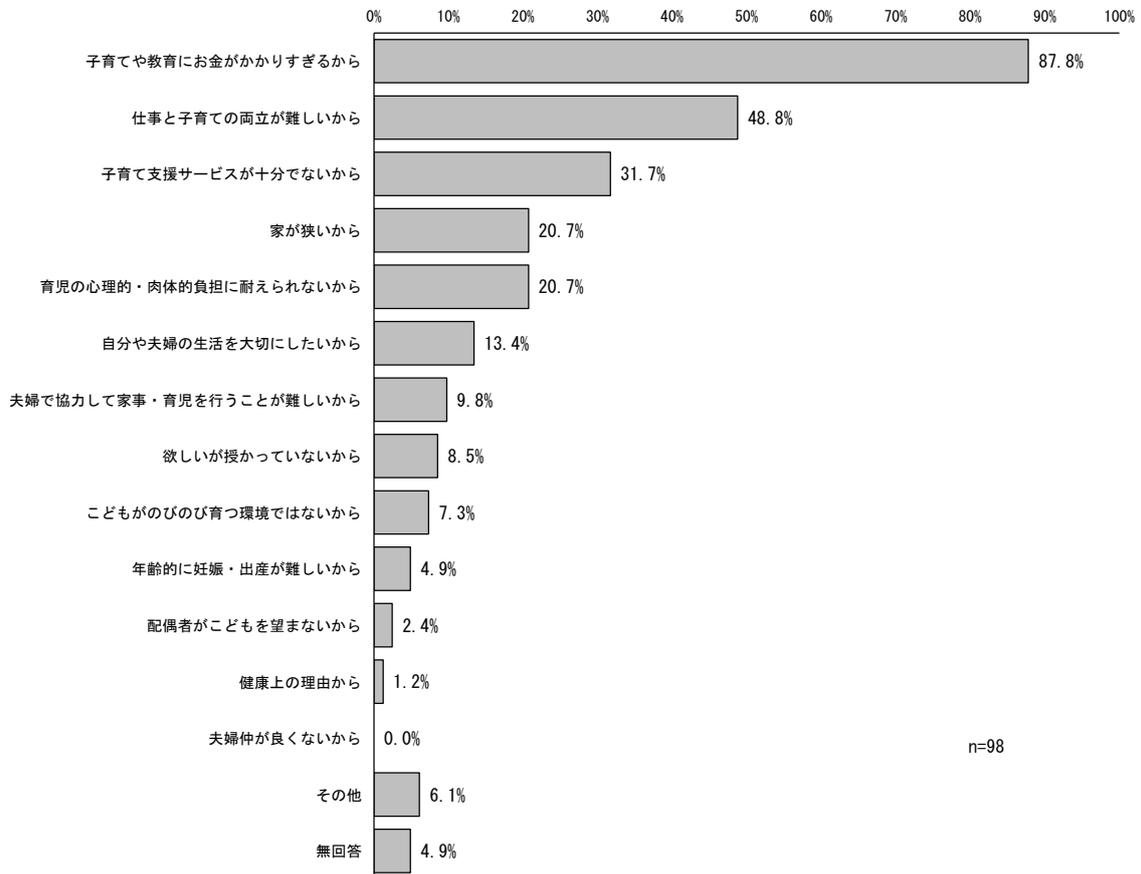
子育てをされていて負担に思うことについては、「経済的な負担が大きい」が 59.2%と最も多く、次いで、「自由な時間が持てない」が 45.9%、「体の疲れが大きい」、「精神的な疲れが大きい」がともに 39.8%となっています。

■子育てをされていて負担に思うことについて



理想のこどもの人数より少ない理由やこどもを持つつもりはない理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が87.8%と最も多く、次いで、「仕事と子育ての両立が難しいから」が48.8%、「子育て支援サービスが十分でないから」が31.7%となっています。

■理想のこどもの人数より少ない理由やこどもを持つつもりはない理由について



第3節 これまでの取り組みの評価と今後の課題

1 第2期富士見市子ども・子育て支援事業計画点検・評価

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、本市では第1期富士見市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）を策定しました。その後、令和2年度から「第2期富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

(1) 教育・保育事業

教育・保育事業では、「学校教育の提供」、「保育の提供」の2つの事業を推進してきました。

学校教育の提供では、見込み量及び必要量以上に提供体制を確保することができました。

保育の提供では、3号（0歳）及び2号（3～5歳児）においては、必要量・提供体制ともに概ね計画どおりとなりました。しかし、3号（1～2歳児）においては、必要量が見込み量を大幅に超え提供体制が不足している状況となりました。3号（0歳）及び2号（3～5歳児）においては、提供体制は必要量以上を確保できているため、引き続き、利用者ニーズを踏まえた提供体制確保に努めます。3号（1～2歳児）においては、引き続き、保育需要の動向を注視しつつ、必要に応じた提供体制の確保に努める必要があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、「利用者支援事業」、「延長保育（時間外保育事業）」「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」「子育て短期支援事業」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業」「子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）」「一時預かり事業」「病児・病後児保育（病児保育事業）」「ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）」「妊婦健康診査事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業」の13の事業を推進してきました。

利用者支援事業では、第2期計画通り行うことができました。引き続き、利用者ニーズを踏まえた提供体制の確保に努めるとともに、国が示す利用者支援事業の施策内容を注視しながら、本市の体制を構築し、支援を行います。

延長保育（時間外保育事業）では、提供体制は計画を下回っていますが、延長保育が必要と認められる全ての子どもに延長保育を提供することができました。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）では、見込み量に近い提供体制を確保することができ、待機児童も発生しませんでした。

子育て短期支援事業では、富士見市緊急ファミリー・サポート事業において、児童の傷病その他のやむを得ない理由により家庭において保育が困難であると認めるときは、援助活動が可能なサポート会員の紹介を行い、宿泊を伴う支援を行うことができました。

乳児家庭全戸訪問事業では、子育てが始まったばかりの全家庭を母子保健推進員が訪問し、心配なこと等の相談ごとは保健師が継続して支援を行うことができました。

令和5年度から開始した出産子育て応援給付金の案内を母子保健推進員が担うことにより、訪問率を100%近くにすることができ、安心して子育てが始められるよう支援を行うことができました。

養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業では、妊娠届出時の面談、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通して、産後うつや育児不安等から困難を抱えている家庭を早期に把握し、支援が必要な家庭に対しては、当センターの社会福祉士・保健師をはじめ、子どもを守る地域協議会において、養育状況や支援方法等を共有、検討し、養育に関する相談や助言、ホームヘルパーによる家事支援を行うことで、児童虐待等の予防を図りました。

子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）では、コロナ禍により、利用の減少があったが、ほぼ計画通り取り組むことができました。

一時預かり事業では、1号認定・2号認定（幼稚園）ともに利用者が増加傾向にあるものの、安定的に提供できていました。

病児・病後児保育（病児保育事業）では、必要量は計画を下回っているものの、見込み量及び必要量以上に提供体制を確保することができました。

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）では、コロナ禍により、利用の減少があったが、ほぼ計画通り取り組むことができました。

妊婦健康診査事業では、妊娠している方に対し、妊婦健康診査（14回分の助成）を行うことができました。

実費徴収に係る補足給付を行う事業では、新制度幼稚園及び認定こども園に各1園ずつ移行したことに伴い提供個所数は減少しましたが、該当者に対しては必要な助成を行うことができました。

多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業では、該当者に対して必要な助成を行うことができました。

2 夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画点検・評価

夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画では、「富士見市に住むすべての子どもが、夢に向かってチャレンジできるよう支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ります。」を基本理念として、富士見市に住むすべての子どもが、自己肯定感を育み、各々が希望する夢に向かってチャレンジできるよう、生活や進学、経済的な支援などを行い、貧困の連鎖を断ち切ることを目指し、各事業を実施しました。

（1）市全体で子どもの貧困対策に取り組む体制の構築

市全体で子どもの貧困対策に取り組む体制の構築を推進するにあたり、気づき、支援へつなぐ仕組みづくり、貧困対策を進める組織の設置・運営、持続可能な貧困対策とするための資金づくりを行いました。

気づき、支援へつなぐ仕組みづくりでは、「子ども未来応援センター」を中心に、こどもに関するワンストップの相談体制の強化に取り組み、生活困難な家庭やこどもの様子に、現場や地域でいち早く気づき、支援につなげるための仕組みづくりと周知、連携を行い、各事業概ね計画どおりに実施することができました。

貧困対策を進める組織の設置・運営では、子ども未来コーディネーターを継続的に配置し、庁内・市全体・各地域それぞれのネットワークを強化することができ、各事業概ね計画どおりに実施することができました。

持続可能な貧困対策とするための資金づくりでは、子ども未来応援基金の創設事業を行い、基金への理解と協力を得るため、募金箱の設置促進や事業者への協力依頼などを実施しました。

（2）生活困難な家庭への生活支援

生活困難な家庭への生活支援を推進するにあたり、生活のための物質的支援等を行いました。

生活のための物質的支援では、生活支援物資供給センターの設置事業として、生活サポートセンター☆ふじみにより食糧の支援を継続して行い、令和6年度は7月末時点で延べ156人の利用があるなど概ね計画どおりに実施することができました。

(3) 生活困難な家庭の子どもへの支援

生活困難な家庭の子どもへの支援を推進するにあたり、子どもの居場所づくり、食事の提供支援、学習・進学支援を行いました。

子どもの居場所づくりでは、子ども食堂を始め、学習支援など、市内で子どもの居場所づくりを行う団体が安定した活動を継続できるよう運営のサポートや、若者に対して学びの継続や就労への支援を行い、各事業概ね計画どおりに実施することができました。

食事の提供支援では、子ども食堂を行う団体への支援事業として、子どもの居場所団体への支援の一環として、安定的な活動を支援するために、希望する団体に公共施設の先行予約の支援や、埼玉県子ども食堂ネットワークを通じた埼玉県等からの支援物資の配布拠点として、支援を行い、概ね計画どおりに実施することができました。

学習・進学支援では、学習支援を行う団体への支援、生活困窮者世帯に対する学習支援事業、家庭学習応援事業を行い、経済的な事情や家庭環境により学習や進学に課題のある子どもたちに対して、基礎学力の定着や家庭学習の習慣化が図れるよう継続して支援を実施しました。家庭学習応援事業では、学習環境の提供という観点からみると、複数の部局で異なる事業の提供や支援を行っているため、それぞれの事業がよりよいものとなるよう、部局間で情報共有を行う必要があります。

(4) 生活困難な家庭の保護者への支援

生活困難な家庭の保護者への支援を推進するにあたり、ひとり親家庭に対する支援や保護者の就労支援等を行いました。

ひとり親家庭に対する支援では、児童扶養手当等の支給による経済的な支援や、養育費確保に向けた情報提供のほか、ひとり親同士の交流機会等を提供することができ、概ね計画どおりに実施することができました。

保護者の就労支援では、保護者の就労支援として就労に向けた資格取得支援事業を実施し、就職の案内や資格取得のための支援や、親が安心して求職や就労ができるよう、保育所や放課後児童クラブ等保育の確保を行うなど概ね計画どおりに実施することができました。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こども基本法において、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何が最もよいことかを優先して考慮されることを基本理念としていることから、本市においても「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべてのこどもたちが笑顔でのびやかに成長し、また、すべての家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進するため、以下のとおり基本理念を定めます。

【基本理念】

こどもが主役

子育て 子育ち ともに育つ

笑顔あふれるまち☆ふじみ

第2節 基本目標

「基本理念」を実現するために、以下の12の「基本目標」を設定しました。

- ◆ 基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映
- ◆ 基本目標2 居場所づくり
- ◆ 基本目標3 親と子の健康・医療の充実
- ◆ 基本目標4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
- ◆ 基本目標5 児童虐待防止・社会的養育の充実
- ◆ 基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- ◆ 基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
- ◆ 基本目標8 結婚・出産の希望実現
- ◆ 基本目標9 「子育て」と「子育ち」の支援
- ◆ 基本目標10 未来を切り拓くこども・若者の応援
- ◆ 基本目標11 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等
- ◆ 基本目標12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

【基本理念】	【基本目標】	【施策】
<p>こどもが主役 子育て 子育てとともに育つ 笑顔あふれるまち☆ふじみ</p>	<p>1 こどもの権利擁護、 意見の反映</p>	<p>こどもの人権尊重と理解促進 こども等が意見を表明する機会の確保 社会形成への参画支援 こどもまんなか社会への機運醸成</p>
	<p>2 居場所づくり</p>	<p>こどもの居場所づくりの推進</p>
	<p>3 親と子の健康 ・医療の充実</p>	<p>妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 医療及び保健に係る経済的支援</p>
	<p>「こどもの貧困」対策の 推進、配慮を要する こどもへの支援</p>	<p>市全体でこどもの貧困対策に取り組む体制の構築ひとり親家庭への支援 生活困難な家庭への生活支援 生活困難な家庭のこどもへの支援 生活困難な家庭の保護者への支援</p>
	<p>5 児童虐待防止 ・社会的養育の充実</p>	<p>こどもを虐待から守る地域づくり 社会的養育の充実</p>
	<p>こども・若者の自殺 対策、犯罪などから こども・若者を守る取組</p>	<p>こども・若者の自殺対策等の推進 こども・若者の犯罪被害等防止支援等</p>
	<p>7 こども・若者、 子育てにやさしい 社会づくりの推進</p>	<p>こども政策DXの推進 子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進</p>
	<p>8 結婚・出産の希望実現</p>	<p>結婚を望む人への支援 出産を望む人への支援等</p>
	<p>9 「子育て」と 「子育て」の支援</p>	<p>家庭の子育て力の充実 孤立させない地域の子育て力の充実 幼児教育・保育の充実 学校教育の充実 自立的な子育ての支援 子育てに係る経済的負担の軽減</p>
	<p>10 未来を切り拓く こども・若者の応援</p>	<p>若者の就労、経済的自立の支援 グローバル社会で活躍する人材の育成</p>
	<p>11 こども・若者の 健やかな成長を支える 体制の整備等</p>	<p>こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等</p>
	<p>ワークライフバランス ・男女の働き方改革の推進</p>	<p>共働き・子育ての推進、男性の家事・育児の促進</p>

第 4 章 施策の展開

基本目標 1 こどもの権利擁護、意見の反映



【 現状と課題／施策の方向性 】

こどもの権利は、国連の「子どもの権利条約」に基づき、すべての子どもが尊重されるべき基本的な権利です。我が国では、「こども基本法」が令和5年に施行され、こどもの権利を守るための法的枠組みが整備されました。

現在、こどもの権利擁護や、こどもの意見を反映するための制度の強化、子ども自身が意見を表明しやすい環境の整備が求められています。そのため、本市においても、こどもの権利擁護に関する取組や、こどもたちが安心して意見を表明できる場を提供し、こどもの声を施策に反映させるための取組を推進していきます。

1 こどもの人権尊重と理解促進

【 主な取組 】	担当課
人権擁護委員が行う「人権教室」「人権の花運動」「中学生人権作文コンテスト」などの人権啓発活動により、こどもたちの人権意識の向上に取り組めます。	人権・市民相談課
人権教育の充実として、発達段階に応じた人権感覚を身につけ、自分の人権を守り、他者の人権も守る意識・意欲・態度を育成します。また、様々な人権課題を解決するために、体験的な学習などを取り入れ、人権意識の啓発に努めます。	学校教育課
「特別の教科 道徳」の授業を道徳教育の要として、学校の教育活動全体を通して豊かな心をはぐくむ教育を展開します。また、道徳教育推進教師・道徳主任合同研修会を実施し、「特別の教科 道徳」の授業の充実をめざします。	学校教育課
富士見市いじめ防止条例に基づき、市全体で総力を挙げて、いじめ防止に取り組む、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくります。	子育て支援課

【 主な取組 】	担当課
児童生徒が主体的にいじめのない学校、学級づくりに取り組むことができるよう、いじめのない学校づくり子ども宣言を見直し、いじめのない学校づくり子ども会議の充実に努めます。	学校教育課
富士見市いじめ防止基本方針に基づき、教職員研修を充実するとともに、家庭や地域と連携を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。	学校教育課
富士見市人権教育推進協議会と連携し、市立小・中学生から人権問題に係る標語及びポスターを募集することで、人権意識の高揚を図ります。	生涯学習課
新規事業 権利の主体である子ども・若者が、自らに係る子ども施策や子どもの権利に関して理解促進を図るため、子ども・若者にわかりやすいホームページを開設します。	子育て支援課

2

子ども等が意見を表明する機会の確保・社会形成への参画支援

【 主な取組 】	担当課
新規事業 子ども・若者が、子ども施策などの市政について自主的に意見を表明できるように、市ホームページにおいて、子ども・若者の意見を募集します。	子育て支援課
新規事業 子ども・若者に関する施策や施設の運営について、さまざまな方法で意見を表明し、積極的に参加できるように、その仕組みづくりを検討します。	子育て支援課
中学生の主張大会を主催する富士見市青少年育成市民会議を支援することにより、子どもの意見表明の機会の確保に努めます。	生涯学習課

3

子どもまんなか社会への機運醸成

【 主な取組 】	担当課
新規事業 子ども家庭庁の「子どもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「子どもまんなか応援サポーター」宣言をし、子どもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指します。	子育て支援課

基本目標 2 居場所づくり



【 現状と課題／施策の方向性 】

こども家庭庁では、こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進しており、令和5年には「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、全てのこどもが安全で安心して過ごせる環境を整えるための具体的な方針が示されました。こどもの居場所は、こどもたちが安心して過ごし、心の安定や成長を支えるために重要です。家庭や学校以外の「第3の居場所」は、いじめや家庭問題からの避難所となり、地域の大人との交流を通じて社会性を育む場ともなります。近年において、核家族化や共働きの増加が進んでいます。これにより、家庭内での育児や家事の負担が増え、こどもたちが孤立しないようにするための支援がますます重要になっています。そのため、こどもが孤立しないよう、多様な居場所の提供を推進していきます。

1 こどもの居場所づくりの推進

【 主な取組 】	担当課
こどもや若者の孤独・孤立解消のため、地域で活動しているこどもや若者の居場所づくり運営団体に対し、子ども未来応援基金の手続き等、状況に応じた運営についての助言や調整を行うなど、活動をサポートします。また、子ども食堂等のこどもの居場所開設希望者に対して、引き続き支援を行います。	子ども未来応援センター
こども・若者の居場所としての空き家の利活用について、相談・支援や、補助金の交付を行います。	建築指導課
児童・生徒が学習習慣をしっかりと身に付け、計画的に家庭学習に取り組めるよう支援事業を実施します。また、生活習慣の改善や仲間づくり、将来展望を持ち自ら考える力の育成につながるよう支援します。	生涯学習課
放課後児童クラブにて、保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援します。	保育課
18歳未満のこどもが利用できる児童館を日常的に開放し、豊かな経験やあそびと子育て支援を通じ、こどもたちの健全育成や仲間づくりを進めます。	保育課
学校や、地域の拠点である公民館、交流センターが連携し、こどもたちの安全・安心な居場所をつくるため、地域の大人が指導者となって週末や放課後などにスポーツや文化活動などの様々な体験活動などを行う、「地域子ども教室」の運営を支援します。	生涯学習課
新規事業 生活困窮世帯等のこどもを対象として、学習支援や基本的な生活習慣の習得の支援、仲間との出会い活動などを行うことができる居場所づくりをさらに進めていきます。	福祉政策課

基本目標 3 親と子の健康・医療の充実



【 現状と課題／施策の方向性 】

母親とこどもの健康と福祉を一貫して守るために妊娠から子育てまでの切れ目のない支援や医療の充実が必要不可欠です。

切れ目のない支援や医療の充実により、妊娠中の不安、産後の母親の体調管理や育児ストレスを軽減することができます。加えて、地域社会とのつながりを持つことで、孤立感を防ぎ、育児に対するサポートネットワークを構築できます。このように、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援は、母親とこどもの健康と幸福を支えるために必要です。

そのため、本市では、妊娠中から出産後までの一貫した医療とサポートとして、妊娠中の定期健診や出産後の育児支援や乳幼児健診などの切れ目のない支援を推進していきます。

1 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【 主な取組 】	担当課
国の動向に先駆け、母子保健機能と児童福祉機能を統合した子ども未来応援センターを設置し、こどもの総合相談窓口として一体的な支援を行ってきました。令和6年度には、さらに相談支援体制の強化を図るとともに、すべてのこども、妊産婦、子育て家庭の総合的な相談窓口として、引き続き必要な支援を行うことができるよう関係機関との連携強化を図っていきます。	子ども未来応援センター
切れ目ない支援の一環として健やかな育児ができるよう、産後の身体的回復の支援や精神的支援、授乳に関する指導及びケア等を行います。	子ども未来応援センター
適切な時期に対象者が予防接種を受けられるよう、予防接種制度の情報提供や接種勧奨、接種体制の整備に努めます。	子ども未来応援センター
子どもの養育に困難を抱えている産後間もない時期の家庭に対し、保健師の訪問やヘルパーを派遣し、育児不安の解消や養育技術の提供等の相談・支援を行います。	子ども未来応援センター
乳児相談室や母乳相談室にて、助産師等の専門職が、赤ちゃんの発育発達、授乳方法や母乳に関する悩みなどについてアドバイスを行います。	子ども未来応援センター
生後2～3か月の頃に全世帯を母子保健推進員が家庭訪問し、地域の子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握するとともに、不安や悩みを保健師につないでいきます。また、希望者には、生後2か月までを対象に保健師による新生児訪問を行い、発育や保護者の不安等に対して助言し、安心して子育てが始められるよう支援します。	子ども未来応援センター

【 主な取組 】	担当課
妊娠中から産後期までの母子を対象に、不安や悩みを傾聴し、相談できる機会を作るとともに、子育て経験者による見守りにより、母親にリラックスする時間を提供します。また、母親同士が気軽に集える場を作り、孤立防止を図ります。	子ども未来 応援センター
乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病を早期に発見します。また、発育や栄養状態の確認を行った上で、月齢に応じた食生活指導を行います。	子ども未来 応援センター
乳幼児健診・二次相談の促進を図るとともに、子どもを守る地域協議会における早期療育部会を充実させ、緊密な連携により、発達の遅れのある児童の早期発見を促進します。	子ども未来 応援センター
みずほ学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域における療育支援が必要な乳幼児の通園療育や保育所等訪問支援のほか、2市1町の中核施設として、外来療育・巡回相談・施設支援等の地域療育支援を実施し、障がい児支援の充実を図ります。	みずほ学園
新規事業 妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、お子さんの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。	子ども未来 応援センター

2 医療及び保健に係る経済的支援

【 主な取組 】	担当課
妊婦健診において、母体と胎児の健康を守るため、経済的支援として健診費用の一部を助成します。また、産婦健診では産後の心身の不調を早期発見し、必要な支援を早期に開始するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として費用の一部を助成します。	子ども未来 応援センター
妊娠中または産後1年未満の市民を対象に、歯科健診の費用を助成します。	子ども未来 応援センター
こどもの入院・通院に係る医療費の本人負担分を助成することにより、こどもの保健の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院し、医師が必要と認めた場合、その入院費の医療費を公費で負担します。	子ども未来 応援センター
新生児聴覚スクリーニング検査で聴覚の問題を早期に発見し、治療につなげることにより、赤ちゃんの言葉の発達と心の成長に大きな効果が期待できることから、その検査費の一部を助成します。	子ども未来 応援センター
新規事業 こどもを望む方が、不妊・不育の原因を早期に特定し、適切な治療を受ける機会を広げるため、不妊症・不育症に係る検査費用の一部を補助します。また、不妊症と診断された場合の治療費について、その一部を補助することを検討します。	子ども未来 応援センター

基本目標 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要する子どもへの支援



【 現状と課題／施策の方向性 】

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

こどもの貧困を解消するために、教育支援として学習支援や奨学金制度などの支援を推進し、生活支援として子ども食堂、フードバンクの拡充、ひとり親家庭への支援などこどもの貧困に対しての支援を推進します。また、障害などのある子ども・若者やヤングケアラーなどの配慮を要する子どもへの一層の支援を推進します。

1 こどもの貧困対策の推進

第5章 こどもの貧困に係る事業推進体系と事業計画に記載

2 ひとり親家庭への支援

【 主な取組 】

担当課

離婚を考えている方や、離婚をしていて養育費の取決めをしていない方を対象に養育費相談を行います。また、養育費についての取決めを支援するために、養育費に係る公正証書等の作成費用補助を実施します。

子ども未来
応援センター

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、親のいない子を養育している方）の生活の安定と、自立の促進に向け、児童扶養手当を支給します。

子育て支援課

母子家庭や父子家庭、または親のいない子を育てている養育者家庭などに対し、医療費の本人負担分を助成することにより、生活の安定と自立を支援します。

子育て支援課

ひとり親家庭の自立支援施策として、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等を利用した際にかかる利用料金の一部を助成します。

子育て支援課

ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け合うなど、相談し支え合う場である「おしゃべり☆ぷれいす」を提供します。

子ども未来
応援センター

適職に付くために必要な技能や資格を取得するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母または父を対象に、受講費用の一部を支給します。

子育て支援課

ひとり親家庭の母または父の方が、就職に必要な資格取得のため、養成機関において修業する場合に、生活と修業の両立を支援するための給付金を支給します。	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指すための講座の受講費用の一部を支給します。	子育て支援課

【 主な取組 】	担当課
障がい者基幹相談支援センターで、障がいのある方や、お子さん、ご家族からの日常生活での困りごとや悩み事、障がい福祉サービスの利用についてなど、さまざまな相談・支援を行います。	障がい福祉課
みずほ学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域における療育支援が必要な乳幼児の通園療育や保育所等訪問支援のほか、2市1町の中核施設として、外来療育・巡回相談・施設支援等の地域療育支援を実施し、障がい児支援の充実を図ります。	みずほ学園
特別支援教育プロジェクトチームの活用、市教育相談室の特別支援教育相談の充実、スクールカウンセラー（臨床心理士）との連携、巡回教育相談の活用など、相談体制を充実します。	学校教育課 教育相談室
障がいのある方の経済的、精神的負担の軽減等のため、各種手当を支給します。	障がい福祉課
障がいがある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関等を受診した場合の医療費（保険診療の一部負担金）を助成します。	障がい福祉課
教育相談室や特別支援教育推進プロジェクトチームなどとの連携により、各学校内における特別支援教育体制の充実に努めます。	教育相談室
富士見特別支援学校では、小・中・高等部12年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの自立・社会参加をめざし、指導・支援を充実します。また、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮できるよう専門的な知識・技能の向上に努めます。	教育相談室
障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、学校施設・設備の改修工事や修繕を行います。	教育政策課
障がい児に関する研修（外部研修）や子どもを守る地域協議会への参加を通じて、放課後児童クラブの支援員の養成・確保を図るとともに、資質の向上に努めます。また、各施設において、スロープ、障がい者トイレなどの適正な維持管理に努めます。	保育課
校内就学支援委員会を活性化させ、就学相談・進路指導を充実します。また、社会的自立に向けた支援を充実するため、各校の就学支援委員会専門委員や進路指導主事、市教育相談室を中心として相談体制の充実に努めます。	学校教育課 教育相談室
相談支援部会・障がい者就労支援センターを軸に、ハローワーク、障がい者就労支援事業者、（支援級の）学校関係機関との連携を図りニーズや課題の検証を行い、就労相談や支援を実施します。また、特別支援学校の卒業生の進路について、連絡会議において、受け入れ体制を確認しながら支援を行います。	障がい福祉課
富士見特別支援学校高等部生徒の産業現場実習のほか、生徒の特性に応じた実習の受入れ先の拡充を図り、卒業後の自立に向けた取組を進めます。また、発達段階や児童の特性に応じて、小学部・中学部との指導を継続します。	学校教育課

【 主な取組 】	担当課
<p>ハローワーク及び近隣自治体などとの共催による「入間東部障害者就職面接会」への参加促進など、障がい者の雇用・就労支援を充実します。</p>	<p>産業経済課 障がい福祉課</p>
<p>富士見市手話言語条例に基づき、手話に関する講演会や手話入門講習会などを実施し、手話に対する理解を深め、手話を大人から子どもまで広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整備します。</p>	<p>障がい福祉課</p>

4

ヤングケアラーへの支援

【 主な取組 】	担当課
<p>新規事業 複雑化・複合化したヤングケアラーに係る課題に適切に対応するため、部局を越えた横断的なネットワークを構築する。</p>	<p>子ども未来 応援センター</p>

5

一人ひとりの状況に応じた支援

【 主な取組 】	担当課
<p>市民の複雑化・複合化した福祉課題に対応するため、行政及び民間の支援機関並びに地域住民との連携・協働による包括的な支援体制を継続します。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>教育相談室と学校が連携し、児童生徒の出席状況の把握や学校アンケートの活用により、不登校など支援が必要な児童生徒の早期把握・早期支援を行います。</p>	<p>教育相談室</p>
<p>生徒指導主任等研修会や生徒指導訪問などを通して、問題行動のある児童生徒やいじめの認知、不登校児童生徒などの情報収集を確実にを行い、教育相談室など関係機関と連携して対応します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>ふれあい相談員や市独自のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関との連携により、不登校児童生徒の生活環境を整え、社会的自立を支援します。</p>	<p>教育相談室</p>
<p>教育支援センター（適応指導教室）「あすなろ」や「出張あすなろ」において、保護者や在籍校と連携し、不登校児童生徒の心身の安定を図りながら、個別学習や様々な体験活動、小集団活動、ICTを活用した支援により、社会生活への意欲を高め、自立を支援します。</p>	<p>教育相談室</p>
<p>大学と連携し、専門的知見を活かして、情緒や発達について支援を必要とする児童生徒を対象に、検査の実施や小学校へのスチューデントサポーターの派遣などを行います。</p>	<p>教育相談室</p>
<p>学校生活に悩んでいる方、進学を断念した方、中退した方、不登校の方、あるいはその家族を対象に専用の相談窓口を設置し、一緒に高校卒業・卒業認定取得を目指します。</p>	<p>子ども未来 応援センター</p>
<p>外国籍市民の方が安心して暮らせるよう日常生活に関する相談を受け付けるとともに、多言語ユニバーサル情報配信ツールにより広報『富士見』などを配信します。また、多文化・多民族社会を理解し、ともに豊かに暮らすことができる多文化共生の地域づくりを目指して国際穀粒フォーラムを開催します。</p>	<p>人権・ 市民相談課 秘書広報課</p>
<p>新規事業 家庭学習の習慣化と基礎学力の定着を図ることを目的に実施している家庭学習応援事業について、さらに効果を高めるよう対象者や実施回数などについて検討を進める。</p>	<p>生涯学習課</p>

基本目標 5 児童虐待防止・社会的養育の充実



【 現状と課題／施策の方向性 】

我が国では、児童虐待の報告件数が年々増加しており、令和4年度には約20万件に達しています。また、全国的には予期しない妊娠や家庭内での子育ての困難さ、不適切な養育環境に対して適切な支援を届けることができなかつたために、出産し遺棄に至った事例や児童虐待が重篤化し死亡に至る事例も後を絶たない状況です。児童虐待防止には早期発見と迅速な対応が求められており、児童相談所やこども家庭センターが中心となり、リスクが高いケースに対して早い段階から対応していくことが必要です。また、虐待を受けた子どもたちの保護と支援も重要です。

このような状況の中、富士見市においても児童虐待防止と社会的養育の充実にむけて、児童虐待の早期発見と迅速な対応、質の高い社会的養育、予防策の強化等の取り組みを推進していきます。

1 こどもを虐待から守る地域づくり

【 主な取組 】

担当課

子ども未来応援センター（こども家庭センター）に、児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、児童相談所、警察等他機関との連携を図り、早期発見と迅速な対応に努めます。

子ども未来
応援センター

子ども未来応援センター（こども家庭センター）に、母子保健機能と児童福祉機能の統括を行うセンター長及び統括支援員を配置することで連携体制を強化し、妊娠期から一体的な支援を実施することで、児童虐待等の予防を図ります。

子ども未来
応援センター

要保護児童等を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うことを目的とした子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を通して、関係機関同士の情報交換や適切な役割分担による連携強化を図ります。

子ども未来
応援センター

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通して、産後うつや育児不安等から困難を抱えている家庭を早期に把握しています。さらに支援が必要な家庭に対し、保健師やホームヘルパー等が訪問し、養育に関する相談や助言、家事等の支援を行うことで、児童虐待等の予防を図ります。

子ども未来
応援センター



社会的養育の充実

【 主な取組 】	担当課
埼玉県が委託をした里親家庭に対して、児童相談所等と連携し、定期的な家庭訪問等を通して切れ目のない支援を行います。	子ども未来 応援センター
広く里親についての理解を深め、社会的養育が必要な子ども達を迎えることができる里親登録者を増やすため、パネル展やポスター・チラシ等を活用し、里親制度の普及啓発を行います。	子ども未来 応援センター
家庭での養育が困難なことを理由に児童養護施設等に入所した児童が、家庭復帰や年齢到達等により、施設を退所した際に就学や進学、就労、その他生活全般において自立した生活を営めるように、児童相談所や児童家庭センター等と連携し総合的な支援を行います。	子ども未来 応援センター

基本目標 6 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組



【 現状と課題／施策の方向性 】

子ども・若者の自殺対策と犯罪からの保護は、現代社会において喫緊の課題です。近年、自殺者数は増加傾向にあり、子どもや若者についても自殺者数が増加傾向にあります。また、子どもや若者が関与する犯罪についても、近年増加傾向にあります。

そうした中で、犯罪から子ども・若者を守るためには、子どもたち自身が危険を察知し、適切に対処できるような教育が必要です。

子ども・若者が安心して生活できるよう、相談窓口の充実や、警察や福祉機関との連携を強化し、早期発見と支援体制を整備するなどの、子ども・若者の自殺対策と犯罪や犯罪被害防止に向けた包括的な取り組みを推進します。

1 子ども・若者の自殺対策等の推進

【 主な取組 】	担当課
「特別の教科 道徳」や総合的な学習の時間、家庭科、保健の授業との関連を考慮しながら、いのちの授業を拡充し、自尊感情をはぐくむ教育を推進します。	学校教育課
道徳の時間、いのちの授業、特別活動、総合的な学習の時間等において、体験活動や地域の高齢者等との世代間交流等を通し、いのちの大切さへの理解につながる教育を推進します。	学校教育課
児童生徒のストレスを和らげることのできる人材の配置、不登校やその傾向のある児童生徒や保護者に対しての教育相談を行います。また、市の適応指導教室や電話相談事業等の周知を行い、こころのケアを図ります。	教育相談室
学校において、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	学校教育課 教育相談室
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントなどを防止するため、市広報やホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。	人権・ 市民相談課
市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」などの法律についての周知、啓発を行います。	産業経済課
自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。	健康増進 センター
こころの病や人間関係など、複合的な悩みを抱える人について、精神保健福祉士等の専門職員が相談等に応じ、必要な支援を行います。	障がい福祉課

【 主な取組 】	担当課
<p>情報社会への適応及び1人1台端末を適切に活用できるよう、児童生徒への情報モラル教育を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>警察などの関係機関と連携し、薬物乱用防止教室の実施や喫煙・飲酒などの影響に関する指導に取り組みます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>自己の安全と命を守るために主体的に判断し行動できる児童生徒の育成をめざし、安全教育と防災教育を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>地域や関係機関との連携により、交通安全教室や避難訓練など、安全・防災に関する取組みを推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>スクールガードや学校応援団など、地域との協働による見守りの強化により、児童生徒の防犯及び交通安全を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>学校、教育委員会、関係機関が連携し、通学路の合同安全点検や安全対策に取り組みます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>緊急時や災害発生時において各種情報をホームページで公開に加えて、大規模な停電や電話回線（通話）の混雑などにより、保護者の方と連絡がとれなくなる状況に備えメール配信サービスを行います。</p>	<p>保育課</p>
<p>新規事業 市では、「富士見市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減を図るため、犯罪被害者支援総合的対応窓口を設置するとともに、関係機関と連携し、適切な支援を行います。</p>	<p>協働推進課</p>

基本目標 7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進



【 現状と課題／施策の方向性 】

地域社会全体の幸福と持続可能な発展には、こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進は必要不可欠です。

子どもたちが安心して成長できる環境を整えることためには、安全な通学路や公園の整備、交通事故防止策が求められます。また、地域の防犯対策も重要で、住民が協力して見守り活動を行うことが効果的です。加えて、こども政策 DX を推進し、デジタル技術を活用した支援の効率化を図り、福祉サービス等の提供を迅速かつ的確に行うことも重要です。

こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進にむけて、安全な通学路や公園の整備、交通事故防止策、地域の防犯対策の充実やこども政策 DX を推進していきます。

1 こども政策DXの推進

【 主な取組 】	担当課
新規事業 妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、お子さんの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。	子ども未来応援センター
新規事業 生活困窮の予防と深刻化防止を進めるため、他機関と連携を図り、困窮時にどのような支援が受けられるか、市民自身がシミュレーション等を行うことができるアプリの導入に向け、検討を進める。	福祉政策課
新規事業 保育現場の環境を改善するため、ICTやIoT、民間のサブスクリプションサービスなどを活用し、保護者と保育者双方の負担軽減を図っていきます。	保育課



子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進

【 主な取組 】	担当課
学校、教育委員会、関係機関が連携し、通学路の合同安全点検や安全対策に取り組めます。	学校教育課
スクールガードや学校応援団など、地域との協働による見守りの強化により、児童生徒の防犯及び交通安全を推進します。	学校教育課
住宅に困窮する低所得者に対して設置している市営住宅について、補欠入居者募集を行います。	建築指導課
新規事業 若年世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策及び当該世帯の定住の推進を図るため、婚姻に伴う新生活に係る住居及び引越に要する経費の一部の補助について検討します。	子育て支援課

基本目標 8 結婚・出産の希望実現



【 現状と課題／施策の方向性 】

近年、我が国の出生率は低下傾向にあり、少子化が深刻な問題となっています。この背景には、未婚化や晩婚化が進行していることが挙げられます。特に若い世代において、結婚や出産に対する希望が減少していることが指摘されています。未婚化や晩婚化の課題としては、「出会いの機会が少ないこと」や経済的な不安定さや育児支援の不足などが挙げられます。若者の雇用環境が不安定であるため、結婚や出産に踏み切れないことや男性の育児参加が進んでおらず、女性に育児の負担が集中していることなども挙げられます。

そのため、本市では結婚・出産の希望実現に向けて、出会いの場の創出や、育児支援の充実を推進していきます。

1 結婚を望む人への支援

【 主な取組 】	担当課
県、市町村、民間企業等が一体となり結婚支援センターを運営し、結婚を希望される方の出会いから交際、結婚までを相談員と結婚支援システムによりサポートします。	子育て支援課
新規事業 婚活を始めたい人や婚活に悩んでいる人を対象として、婚活の仕方などに関する講座を開催します。また、結婚を考えている方などを対象として、結婚や子育てに係る費用などに関する講座を開催します。	子育て支援課
新規事業 若年世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策及び当該世帯の定住の推進を図るため、婚姻に伴う新生活に係る住居及び引越に要する経費の一部の補助について検討します。	子育て支援課

2 出産を望む人への支援

【 主な取組 】	担当課
子どもを望む方が、不妊・不育の原因を早期に特定し、適切な治療を受ける機会を広げるため、不妊症・不育症に係る検査費用の一部を補助します。また、不妊症と診断された場合の治療費について、その一部を補助することを検討します。	子ども未来 応援センター

基本目標 9 「子育て」と「子育て」の支援



【 現状と課題／施策の方向性 】

核家族化や地域コミュニティの衰退により、家庭や地域で子育ての経験を共有することが難しくなり、育児家庭の孤立が問題となっています。この問題を解決するためには、地域の子育て支援拠点が重要です。親が悩みを抱え込まずに相談や交流ができる場を提供し、地域の子育て関連情報や講習を行います。

また、親と子どもの両方を包括的にサポートするために、家庭と地域の子育て力を強化します。そのため、幼児教育・保育や学校の充実を図り、学校教育や遊び場を整備して、子どもの主体的な成長を支援します。

1 家庭の子育て力の充実

【 主な取組 】

担当課

初めての出産を迎える妊婦とパートナーの方を対象に、赤ちゃんを迎える準備を進めるため、妊娠・出産・育児に関する情報提供や妊婦体験等を行います。

子ども未来
応援センター

乳児相談室や母乳相談室にて、助産師等の専門職が、赤ちゃんの発育発達、授乳方法や母乳に関する悩みなどについてアドバイスを行います。

子ども未来
応援センター

子育てに関する学習や体験などを通し、親の学びや親育ちの応援をすることを目的に、親向けの学習講座等を開催します。

生涯学習課
公民館

乳児を持つ保護者を対象に、離乳食の始め方や調理方法や保存の方法、手づかみ食べ、間食などについて学ぶ教室を開催します。

子ども未来
応援センター

市内在住の乳幼児の保護者を対象に離乳後期（9か月）以降から幼児食のポイントを展示によりお伝えします。

子ども未来
応援センター



2 孤立させない地域の子育て力の充実

【 主な取組 】	担当課
<p>国の動向に先駆け、母子保健機能と児童福祉機能を統合した子ども未来応援センターを設置し、こどもの総合相談窓口として一体的な支援を行ってきました。令和6年度には、さらに相談支援体制の強化を図るとともに、すべてのこども、妊産婦、子育て家庭の総合的な相談窓口として、引き続き必要な支援を行うことができるよう関係機関との連携強化を図っていきます。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けるなど、相談し支え合う場である「おしゃべり☆ぷれいす」を提供します。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>子育ての孤立感を解消するため、子育てサロンなどにおける仲間づくりや、子育て・子育てに関する学びの機会を提供します。</p>	<p>生涯学習課、公民館</p>
<p>妊娠中から産後期までの母子を対象に、不安や悩みを傾聴し、相談できる機会を作るとともに、子育て経験者による見守りにより、母親にリラックスする時間を提供します。また、母親同士が気軽に集える場を作り、孤立防止を図ります。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>みずほ学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域における療育支援が必要な乳幼児の通園療育や保育所等訪問支援のほか、2市1町の中核施設として、外来療育・巡回相談・施設支援等の地域療育支援を実施し、障がい児支援の充実を図ります。</p>	<p>みずほ学園</p>
<p>放課後児童クラブにて、保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援します。</p>	<p>保育課</p>
<p>保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等への送り迎えや、保護者の病気や急な用事等の際の預かりを、地域で子育てを助け合うファミリー・サポート・センター事業で行います。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>様々な支援情報の収集や支援機関・団体等との連携を強化し、市民からの相談に応じて各種支援機関・支援事業へのマッチングを行う「子ども未来相談員」と、各種支援機関等への同行支援等を行う「子ども未来支援員」を引き続き配置し、さらなる支援に努めます。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>保育所等、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館など、日々子どもや保護者と接する機会が多い関係機関及び各種行政手続き・相談時において、日頃の業務の中で生活困難に気づけるよう作成した「気づきマニュアル」の周知を積極的に行い、意識啓発を図ります。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>子育て経験を持ち、地域に精通した、子育て支援に関心のある人を母子保健推進員として委嘱し、乳児家庭全戸訪問等のための研修や相談を行います。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>子育て中の親子が情報交換や交流を行う居場所として、子育て支援センター「びっぴ」を運営します。また、育児相談も行います。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>生活サポートセンター☆ふじみや子ども未来応援センターで支援物資の受け入れ及び供給を引き続き実施します。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>新規事業 生活困窮世帯等のこどもを対象として、学習支援や基本的な生活習慣の習得の支援、仲間との出会い活動などを行うことができる居場所づくりをさらに進めていきます。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>新規事業 様々な困難を抱える家庭について、同じような境遇の中、子育てをしてきた経験を持つ方に、体験談をお話しいただくとともに、対処方法などについてアドバイスをもらう機会を設ける。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>

【 主な取組 】	担当課
乳幼児の保育が安全にできるよう、公立保育所の環境の充実と質の向上を図るとともに、民間保育所等の運営改善等の費用に補助金を交付し、民間保育所等の安定的な運営と質の高い保育を推進していきます。	保育課
保護者の傷病や災害などの緊急的な場合、こどもが病気であるため集団保育が困難な場合、就労状況により通常の保育時間を超える保育が必要な場合などのさまざまな保育ニーズに対応するため、一時預かり、病児・病後児保育、延長保育等の事業を実施します。	保育課
保育所における障がい児の受入れについて、研修を実施し、職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携により、体制の充実に努めます。	保育課
保育所交流会に、みずほ学園園児が参加し、育ち合うことで、障がいへの理解を促進します。また、保育所・幼稚園などにみずほ学園の保育所等訪問支援及び地域療育支援事業を周知し、療育についての連携を強化します。	みずほ学園
保育施設などに対し、読み聞かせ用ブックリストの配布、団体貸出しや配本サービス、出張によるおはなし会を実施します。また、図書館と、保育施設、子育て支援センター、児童館などが連携し、本にふれる機会の充実に努めます。	生涯学習課
新規事業 国が検討を進めているこども誰でも通園制度（現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度）について、国の動向を注視し、市としても必要な対応を進めていきます。	保育課

【 主な取組 】	担当課
教師用手引き「富士見スタンダード」の周知を徹底し、児童生徒が自ら学び、自ら問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、少人数指導や習熟度別学習の充実、学習支援員、補習授業協力者や実技指導協力員などの有効活用により、個に応じた指導や支援を行います。	学校教育課
I C Tを活用し、児童生徒が主体的に情報の収集・活用・発信ができるよう、系統的な情報教育を推進するとともに、市内の実践事例を収集した富士見スタンダードの作成や教員研修の充実により指導力の向上を図り、1人1台端末の効果的な活用をめざします。	学校教育課
生涯にわたり主体的に運動に親しむ態度を養うため、運動好きな児童生徒を育てる体育授業を推進します。	学校教育課
体育における基礎基本の定着と運動技能の向上をめざし、教師用手引き「富士見スタンダード」（よい体育授業を目指して）や「パワーアップチャレンジ」の活用、大学などとの連携による科学的な見地からの研究により、体育授業の充実に努めます。	学校教育課
家庭科の授業や学級活動などにおいて、栄養教諭・学校栄養職員との連携による食に関する指導を推進するとともに、SDG sの観点から学校給食などにおけるフードロスについて考える学習を推進します。	学校教育課

【 主な取組 】	担当課
安全・安心な食材を調達し、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。	学校給食センター
教員指導力向上研修会や埼玉県教育委員会や市教育委員会による学校指導訪問などを計画的に実施することにより、教員の授業力向上を図ります。	学校教育課
小・中・特別支援学校に若手教員育成指導員を配置し、計画的に若手教員の育成・指導を行い、教員の指導力向上を図ります。	学校教育課
小・中・特別支援学校間の合同研修会や連絡会などの計画的な実施を通して、異校種間における教職員の交流や相互理解を深め、学校間の連携を密にし、9年間を見通した教育活動を展開します。	学校教育課
小中一貫教育についての研究を継続して進め、乗り入れ授業の充実、カリキュラムの作成に取り組みます。	学校教育課

5

自立的な子育ての支援

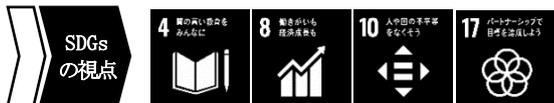
【 主な取組 】	担当課
子どもたちの知的好奇心をはぐくみ、学ぶ力や生きる力を伸ばすため、大学やNPOと連携し、子ども大学☆ふじみを開催するなど、子どもたちに多様な学びの機会を提供します。	生涯学習課 文化・スポーツ振興課
18歳未満のこどもが利用できる児童館を日常的に開放し、豊かな経験やあそびと子育て支援を通じ、子どもたちの健全育成や仲間づくりを進めます。	保育課
学校ファームでこどもたちが育てた野菜や米を食材として調理することなどを通して、生命や自然、環境や食物への関心を深め、生きる力をはぐくみます。	学校教育課
こどもたちが安心安全に活動できる「居場所」の確保や、様々な体験、異年齢・異世代間交流などをおして多くのことを学び、社会性・自主性・創造性を育むことを目的として「富士見市地域子ども教室」を実施します。	生涯学習課
市民との協働により、市の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への愛着や誇りを持つよう、ジュニア考古学クラブなど各種講座や体験イベントなどの事業を展開します。また、学校教育と連携し、施設の特徴を活かした体験学習などを実施します。	資料館
新規事業 家庭学習の習慣化と基礎学力の定着を図ることを目的に実施している家庭学習応援事業について、さらに効果を高めるよう対象者や実施回数などについて検討を進めます。	生涯学習課
新規事業 水子貝塚公園等で開催しているツリークライミング体験会を通じ、子どもたちに自然と触れ合い、自然について考える機会を提供します。	
新規事業 指定管理者が、びん沼自然公園をフィールドとして開催している自然学習会を通じ、自然がもたらす恵みの大切さや生態系の多様性について触れ、自然環境について考える機会を提供します。	



子育てに係る経済的負担の軽減

【 主な取組 】	担当課
<p>児童手当法に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給し、次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援する。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>こどもの生まれた家庭を応援するため、埼玉県と協力して子育てファミリー応援事業を実施し、令和5年4月1日以降に生まれたこどものいる家庭を対象に、子育てに役立つ品物のギフトを贈呈します。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの援助費を支給し、就学奨励や教育機会の均等を図ります。</p>	<p>教育政策課 学校教育課</p>
<p>新規事業 すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用時の費用負担の軽減を図るための経済的支援として、出産・子育て応援給付金を支給します。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>新規事業 向学心を持ちながら、経済的な理由によって大学等への受験が困難な者が受験にチャレンジする気持ちを諦めることがないよう、富士見市子ども未来応援基金を活用して大学等の受験料を給付することを検討します。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>

基本目標 10 未来を切り拓く子ども・若者の応援



【 現状と課題／施策の方向性 】

現在、少子高齢化やデジタル技術の進歩など、これまでの常識が通用しない、予測困難な時代を迎えています。そのため、これからの未来を切り拓いていくためには、新しい時代に的確かつ迅速に対応し、地域で活躍する人材の育成が求められています。特に、人々と協働する能力や国際感覚を身に付けることが重要です。

そのため、本市においては、若者の就労、経済的自立の支援を推進するとともに、グローバル社会で活躍する人材の育成を目指し、これらの取り組みを通じて、若者の将来を支援します。

1 若者の就労、経済的自立の支援

【 主な取組 】	担当課
学習指導、生徒指導、教育相談などを通して、生徒の興味・関心や意欲、努力の過程を重視し、一人ひとりの個性の伸張を図りながら進路指導を行います。	学校教育課
中学校において、地域と連携し、幅広い体験活動を通して、望ましい職業観・勤労観をはぐくむため、はつらつ社会体験事業を実施します。	学校教育課
不登校やひきこもり等、困難を抱える若者を支援するため、高卒認定取得などを旨とする学び直し相談を実施します。また、ハローワークと連携した情報提供や若者就職面接会の共催・就職支援セミナーの実施による就労支援を行い、一人でも多くの若者が自立し社会へのつながりが持てるよう取り組みます。	子ども未来 応援センター 産業経済課
相談員による内職のあっせんや、富士見市ふるさとハローワークでの就業相談・支援、各種就業支援講習会の実施等を行います。	産業経済課
職業や勤労に対する理解を深め、主体的に自己の進路を選択できる力を身につけられるよう、キャリア・パスポートを有効に活用しながら、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課
新規事業 市内で活躍するその道のプロによる講義や体験講座、市内企業等でのインターンシップといった取組を地域全体で作り上げていきます。	

【 主な取組 】	担当課
英語教育指導助手（AET）を配置し、英語の音声やリズムに慣れ親しむとともに、英語を使用してお互いの気持ちや考えを伝えあう活動などを通して、児童生徒が主体的にコミュニケーションを図る授業を推進します。	学校教育課
イングリッシュ・サマー・キャンプなど、児童が英語に親しみ、英語を用いて意欲的にコミュニケーションを図る活動に取り組みます。	学校教育課
実用英語技能検定受験料補助により、英語に係る学力向上を図るとともに、目標を持って学習する児童生徒を支援し、さらに上級の試験に挑戦する意欲を高めます。	学校教育課
STEM教育を柱としたプログラミング教育の充実を図ります。	学校教育課
こどもたちの知的好奇心をはぐくみ、学ぶ力や生きる力を伸ばすため、大学やNPOと連携し、子ども大学☆ふじみを開催するなど、子どもたちに多様な学びの機会を提供します。	生涯学習課 文化・スポーツ振興課
姉妹都市であるセルビア共和国シャバツ市の子どもたちと、オンライン交流を開始するなど、次世代における国際交流の更なる推進を図ります。	文化・スポーツ振興課

基本目標 11 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等



【 現状と課題／施策の方向性 】

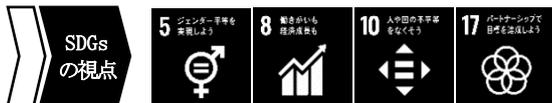
現在、少子高齢化や高度情報化が進行する中、こどもたちの社会性や規範意識の低下が指摘されており、いじめ・暴力などの問題行動が増加している現状が見られます。次代を担うこどもたちが豊かな人間性と思いやりの心を持ち、心身ともに健やかに成長するためには、安心して成長できる環境の整備が不可欠です。

そのため、本市では、こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等として、こどもたちが安心して成長できる環境の整備を推進します。

1 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等

【 主な取組 】	担当課
市民の複雑化・複合化した福祉課題に対応するため、行政及び民間の支援機関並びに地域住民との連携・協働による包括的な支援体制を継続します。	福祉政策課
市、学校教育・いじめの防止等に関する機関・団体等で組織するいじめ問題対策連絡協議会において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する組織間の連携を図るとともに、いじめの防止の対策等の推進について協議をします。	子育て支援課
市、民間企業、NPO、町会などの地域組織や団体で組織する子ども未来応援ネットワーク会議において、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちが夢に向かってチャレンジできる社会の構築を目指して、子どもの貧困対策推進に向け活動しています。	子ども未来応援センター
市内の事業者・団体にいじめ防止サポーターに登録していただき、こどもたちの見守りを通して、少しでも様子がおかしいと思ったら声をかけるなど、市全体で総力を挙げていじめ防止に取り組み、こどもが安心して過ごせる環境を作ります。	子育て支援課
小・中・特別支援学校に若手教員育成指導員を配置し、計画的に若手教員の育成・指導を行い、教員の指導力向上を図ります。	学校教育課

基本目標 12 ワークライフバランス・男女の働き方改革



【 現状と課題／施策の方向性 】

我が国では、長時間労働の文化が根強く残っており、特に男性は、家庭での役割分担が進んでいないため、育児や家事に十分な時間を割けないことが多いです。また、女性のキャリア継続が難しい状況も依然として存在し、育児や介護、仕事の両立が課題となっています。

これらの課題を解決するため、男性の育児休業取得を促進し、家庭での役割分担を進めることが重要です。また、女性がキャリアを継続しやすい環境を整えるために、柔軟な働き方やリモートワークの導入が求められます。

本市では、ワークライフバランスを改善し仕事と私生活の両方を充実させ、男女の働き方改革を推進するため、共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進を図ります。

1 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

【 主な取組 】

担当課

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、男女が家事や子育て・介護等を共に担う意識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳交付時に併せて配布します。

人権・
市民相談課
子ども未来応
援センター
産業経済課

母子健康手帳交付の際に、男性の子育てを啓発する冊子を配布する。

人権・
市民相談課

新規事業

コロナ禍を機に普及したリモートワークという新たなワークスタイルの潮流を捉え、サテライトオフィスやコワーキングスペースの、市内公共施設等への導入や民間による誘致を検討する。

新規事業

働く意欲がありながら、出産や育児を理由に働くことをあきらめる女性を一人でも多く守っていくために、「共働き」・「共育て」の考え方を念頭に、まずは、市内企業や団体等と連携しながら、柔軟な働き方の推進や地域で子どもを育てるネットワークの構築など、富士見市で子どもを育てやすい風土や環境を整えていく。

第 5 章 こどもの貧困に係る事業推進体系と事業計画

作成中

作成中

第1節 市全体でこどもの貧困対策に取り組む体制の構築

子ども未来応援センターが設置され、子どもの総合相談窓口として相談員が配置されるなど、子どもの貧困対策に取り組むための体制が構築されました。

今後は、構築された機能をより充実、活用するための取り組みを行います。

【 主な取組 】	担当課
<p>国の動向に先駆け、母子保健機能と児童福祉機能を統合した子ども未来応援センターを設置し、こどもの総合相談窓口として一体的な支援を行ってきました。令和6年度には、さらに相談支援体制の強化を図るとともに、すべてのこども、妊産婦、子育て家庭の総合的な相談窓口として、引き続き必要な支援を行うことができるよう関係機関との連携強化を図っていきます。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>様々な支援情報の収集や支援機関・団体等との連携を強化し、市民からの相談に応じて各種支援機関・支援事業へのマッチングを行う「子ども未来相談員」と、各種支援機関等への同行支援等を行う「子ども未来支援員」を引き続き配置し、さらなる支援に努めます。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>保育所等、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館など、日々子どもや保護者と接する機会が多い関係機関及び各種行政手続き・相談時において、日頃の業務の中で生活困難に気づけるよう作成した「気づきマニュアル」の周知を積極的に行い、意識啓発を図ります。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>新規事業 妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、お子さんの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>子ども未来コーディネーターを継続的に配置し、子ども未来応援ネットワーク会議の開催、「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」の周知活動やサポーターの獲得など、より一層子どもの貧困対策に取り組めます。</p>	<p>子ども未来応援センター</p>
<p>新規事業 生活困窮の予防と深刻化防止を進めるため、他機関と連携を図り、困窮時にどのような支援が受けられるか、市民自身がシミュレーション等を行うことができるアプリの導入に向け、検討を進める。</p>	<p>福祉政策課</p>

第 2 節 生活困難な家庭への生活支援

生活困難な状況の子どもを支援するためには、その基盤となる家庭環境の安定が求められることから、生活支援を継続して行います。

【 主な取組 】	担当課
生活サポートセンター☆ふじみや子ども未来応援センターで支援物資の受け入れ及び供給を引き続き実施します。	子ども未来 応援センター

第3節 生活困難な家庭の子どもへの支援

生活困難を抱える家庭の子どもは、食事などの生活面や学習環境など、様々な面で厳しい状況に置かれるため、直接的に子どもたちへの支援を行います。

【 主な取組 】	担当課
<p>子どもや若者の孤独・孤立解消のため、地域で活動している子どもや若者の居場所づくり運営団体に対し、子ども未来応援基金の手続き等、状況に応じた運営についての助言や調整を行うなど、活動をサポートします。また、子ども食堂等の子どもの居場所開設希望者に対して、引き続き支援を行います。</p>	子ども未来応援センター
<p>不登校やひきこもり等、困難を抱える若者を支援するため、高卒認定取得などを目指す学び直し相談を引き続き実施するとともに、就職支援セミナーの開催やハローワークと連携した情報提供などを行います。</p>	子ども未来応援センター
<p>子ども・若者の居場所としての空き家の利活用について、相談・支援や、補助金の交付を行います。</p>	建築指導課
<p>経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの援助費を支給し、就学奨励や教育機会の均等を図ります。</p>	教育政策課 学校教育課
<p>新規事業 生活困窮世帯等の子どもを対象として、学習支援や基本的な生活習慣の習得の支援、仲間との出会い活動などを行うことができる居場所づくりをさらに進めていきます。</p>	福祉政策課
<p>新規事業 向学心を持ちながら、経済的な理由によって大学等への受験が困難な者が受験にチャレンジする気持ちを諦めることがないよう、富士見市子ども未来応援基金を活用して大学等の受験料を給付することを検討します。</p>	子ども未来応援センター

第4節 生活困難な家庭の保護者への支援

生活困難を抱える家庭の保護者は、仕事や生活のうえで様々な課題を抱えていることが多いことから、保護者への支援を行います。

【 主な取組 】	担当課
ひとり親家庭が定期的集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けるなど、相談し支え合う場である「おしゃべり☆ふれいす」を提供します。	子ども未来 応援センター
ひとり親家庭の自立支援施策として、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等を利用した際にかかる利用料金の一部を助成します。	子育て支援課
離婚を考えている方や、離婚をしていて養育費の取決めをしていない方を対象に養育費相談を行います。また、養育費についての取決めを支援するために、養育費に係る公正証書等の作成費用補助を実施します。	子ども未来 応援センター
保護者の就労支援として、就職の案内や資格取得のための支援を行うほか、親が安心して求職や就労ができるよう、保育所や放課後児童クラブ等保育の確保を継続して行います。	保育課 産業経済課 子育て支援課

第 6 章 子ども・子育て支援事業に関する

量の見込みと確保方策

第1節 子ども・子育て支援事業の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」の3つに分かれています。



2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、地理的状況やニーズ調査結果等を踏まえ、より利用者の選択肢が広がり、かつ柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を1区域とします。

3 教育・保育給付に係る認定区分と提供施設

本計画で用いる認定区分は、両親の就労等の状況により、1～3号認定に区分されます。なお、各認定基準で利用可能な施設は、原則として以下のとおりです。

	1号	2号	3号
認定区分	3～5歳	3～5歳	0～2歳
	幼児期の学校教育のみ	保育の必要性あり	
提供施設	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	保育所 認定こども園（保育所部分）	保育所 認定こども園 小規模保育

第2節 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 学校教育の提供

【事業内容・現状】

1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育を希望）を受けたこどもに対して、幼稚園または認定こども園が幼児期の学校教育を提供するものです。

十分な提供体制となっていますが、利用児童数は年々減少傾向にあります。なお、幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園と、未移行の園があり、園児数・定員数は両方の合计数となっています。

■これまでの実績

3～5歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数（市内在住・人）	1,217	1,096	1,150	1,047	1,020
幼稚園等定員数（人）	2,127	2,119	2,051	2,052	1,896
市外幼稚園等利用児童数（人）	358	404	245	235	210
利用児童合計	1,575	1,500	1,395	1,282	1,230
か所数（か所）	11	11	11	11	12

※各年度とも4月1日現在

【見込み量・確保策】

幼稚園・認定こども園などの学校教育施設は令和6年4月現在12園（幼稚園6園、認定こども園6園）があります。

市内居住児童の市外施設利用を含め、1号認定分の今後の見込み量は、提供体制を下回っていることから、提供体制は十分に確保されています。

また、教育を希望しながら、保育も必要としている保護者については、幼稚園での預かり保育事業にて提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
見込み量（人）	962	864	784	712	662
提供体制（人）	1,706	1,706	1,706	1,706	1,706
特定教育・保育施設	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
認定こども園	561	561	561	561	561
幼稚園	555	555	555	555	555
新制度未移行の幼稚園	590	590	590	590	590
市内居住児童の市外施設利用（人）	198	198	198	198	198
（参考）か所数（か所）	12	12	12	12	12

2 保育の提供

【 事業内容・現状 】

保護者の就労等の理由により主に昼間保護者が児童の保育を行うことができない場合に、保育所等で保護者の代わりに保育を行うことで、保護者の就労等と子育ての両立を支援するものです。

この間、保育施設の整備により、定員の拡充を図ってきたほか、国の基準を上回る保育士等を配置し、保育の質の確保に努めています。

■これまでの実績

0歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等利用者数（人）	153	167	142	146	160
保育所等定員数（人）	200	200	197	200	206
か所数（か所）	27	27	26	27	28

1～2歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等利用者数（人）	813	801	820	856	865
保育所等定員数（人）	830	830	814	868	889
か所数（か所）	32	32	31	33	34

3～5歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等利用者数（人）	1,145	1,175	1,192	1,260	1,254
保育所等定員数（人）	1,221	1,237	1,253	1,307	1,340
か所数（か所）	22	22	22	23	24

※各年度とも4月1日現在

■富士見市保育士配置基準（児童数：保育士）

	国	富士見市
0歳児	3：1	3：1
1歳児	6：1	4：1
2歳児	6：1	6：1
3歳児	20：1	13：1
4歳児	25：1	18：1
5歳児	25：1	25：1

【 見込み量・確保策 】

0歳児と3～5歳児の見込み量は、提供体制を下回ることから充足することが見込まれますが、1～2歳児については、提供体制を上回るが見込まれるため、幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育施設の整備、既存施設の定員拡大などにより、提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度					令和8年度				
	2号		3号			2号		3号		
	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い				左記以外				
見込み量 (人)	227	1,305	157	413	449	226	1,284	161	403	465
提供体制 (人)	272	1,333	198	397	468	272	1,333	198	397	468
特定教育・保育施設	160	1,326	169	319	385	160	1,326	169	319	385
認定こども園	160	363	45	97	104	160	363	45	97	104
保育所	0	963	124	222	281	0	963	124	222	281
特定地域型保育事業	-	-	24	71	76	-	-	24	71	76
小規模保育	-	-	24	71	76	-	-	24	71	76
家庭的保育	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
居宅訪問型保育	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
事業所内保育	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
認可外 (地方単独事業)	-	7	5	7	7	-	7	5	7	7
上記以外	112	0	0	0	0	112	0	0	0	0
市内居住児童の 市外施設利用 (人)	39	35	2	11	10	37	33	2	11	10
(参考) か所数 (か所)	43					43				

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
2号		3号			2号		3号			2号		3号		
3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外				幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外			
227	1,279	164	408	462	230	1,279	167	411	468	238	1,314	169	415	472
272	1,333	198	397	468	272	1,333	198	397	468	272	1,333	198	397	468
160	1,326	169	319	385	160	1,326	169	319	385	160	1,326	169	319	385
160	363	45	97	104	160	363	45	97	104	160	363	45	97	104
0	963	124	222	281	0	963	124	222	281	0	963	124	222	281
-	-	24	71	76	-	-	24	71	76	-	-	24	71	76
-	-	24	71	76	-	-	24	71	76	-	-	24	71	76
-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
-	7	5	7	7	-	7	5	7	7	-	7	5	7	7
112	0	0	0	0	112	0	0	0	0	112	0	0	0	0
36	32	2	11	10	34	31	2	11	10	34	31	2	11	10
43					43					43				

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 利用者支援事業

【事業内容・現状】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制（か所）	2	2	2	2	2

【見込み量・確保策】

基本型

専任職員（利用者支援専門員）を配置して、身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいた支援を行います。また、地域の子育て関連施設で相談等を受け、必要に応じてこども家庭センターと連携を図る「地域子育て相談機関」の設置について検討を進めます。

特定型

教育・保育施設の情報提供をはじめ、利用に関する相談など、利用者に寄り添ったきめ細かいサービスが求められることから専任職員の配置について検討します。

こども家庭センター型

センター長及び統括支援員を配置するとともに、保健師や社会福祉士等の職員を配置し、母子保健機能と児童福祉機能の連携協働を深めます。一体的な組織として、全てのこども家庭、妊産婦に対し、包括的かつ切れ目なく対応します。

■見込み量及び提供体制

○基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）	2	2	2	2	2
提供体制（か所）	2	2	2	2	2

○地域子育て相談機関

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）					
提供体制（か所）					

○特定型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）	0	0	1	1	1
提供体制（か所）	0	0	1	1	1

○こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

2 延長保育（時間外保育事業）

【 事業内容・現状 】

保育所等を利用している保護者が通常の保育時間を超える保育が必要とする場合、時間を延長してこどもの預かりを行います。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制（か所）	32	32	31	33	34

【 見込み量・確保策 】

すべての保育所等で延長保育事業を実施しており、見込み量に対し、十分な提供体制が確保されています。引き続き、延長保育を必要とする保護者のニーズに対応するため提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人数）	890	894	904	922	952
提供体制（人数）	2,370	2,370	2,370	2,370	2,370
（参考）提供体制（か所）	34	34	34	34	34

3 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【 事業内容・現状 】

保護者の就労等により昼間家庭で保育ができない小学生に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するものです。

これまでの取組みとしては、令和2年度以降、諏訪第3、針ヶ谷第2、南畑第2、水谷第4放課後児童クラブの整備を行い、令和6年4月現在、放課後児童クラブは市内小学校11校に対し、27クラブとなっています。

「富士見市地域子ども教室」については、こどもたちの安心安全な「居場所」として様々な体験活動や異年齢・異世代間交流活動などを行っています。

今後も学校、地域等と連携しながら、放課後児童クラブと地域子ども教室の一体型による運営を目指し、計画的な取組を推進していきます。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生（人）	361	346	397	432	428
2年生（人）	352	352	349	409	423
3年生（人）	276	291	320	331	379
4年生（人）	217	202	242	256	248
5年生（人）	131	115	133	176	171
6年生（人）	50	64	71	72	96
合計（人）	1,387	1,370	1,512	1,676	1,745
（参考）クラブ数	23	25	25	26	27

※各年度とも4月1日現在の入室人数

【 見込み量・確保策 】

現在、条例で定める設備と運営に関する基準を上回る内容で運営しており、今後も学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進し、継続していきます。

そのため、余裕教室の活用や特別教室、体育館、校庭等の積極的な利用などを考慮しながら、待機児童を生じさせないことを基本に提供体制を確保していきます。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 1年生(人)	380	394	383	374	351
見込み量 2年生(人)	426	377	390	378	370
見込み量 3年生(人)	378	381	336	349	337
見込み量 4年生(人)	295	295	296	261	270
見込み量 5年生(人)	159	184	186	188	167
見込み量 6年生(人)	93	88	102	104	106
見込み量 合計(人)	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
提供体制 合計(人)	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
(参考) クラブ数	27	27	27	27	27

4 子育て短期支援事業

【 事業内容・現状 】

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行います。本市においては、富士見市緊急ファミリー・サポート事業で対応しています。

■これまでの実績

(年間延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数(人)	1	0	4	2	—
提供体制(か所)	1	1	1	1	1

【 見込み量・確保策 】

現在の提供体制を確保していきます。

また、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合の取り組みについて検討を進めます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	5	5	5	5	5
提供体制(人)	5	5	5	5	5
提供体制(か所)	1	1	1	1	1

5 乳児家庭全戸訪問事業

【 事業内容・現状 】

伴走型相談支援の一環として、生後2～3か月の頃に全世帯を母子保健推進員が家庭訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また希望者には、生後2か月までを対象に保健師による新生児訪問を行い、発育や保護者の不安等に対して助言し、安心して子育てが始められるよう支援しています。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象件数（件）	840	787	786	812	—
実施件数（件）	659	679	676	804	—
提供体制（実施率：％）	78.5	86.3	86	99	—
実施体制（動員職員数）※	94	90	88	86	86

※母子保健推進員と、子ども未来応援センター内保健師

【 見込み量・確保策 】

対象となるすべての家庭を訪問し、地域の子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。訪問できない場合は、保健師が電話等による確認を行い、養育環境の全数把握及び支援を行います。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出生数見込み（人）	767	777	783	790	795
見込み量（件）	767	777	783	790	795
提供体制（実施率：％）	100	100	100	100	100
実施体制（動員職員数）	97	97	97	97	97

6 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

【 事業内容・現状 】

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通して、産後うつや育児不安等から困難を抱えている家庭を早期に把握しています。さらに支援が必要な家庭に対し、保健師等が養育に関する相談や助言等、専門的相談支援を行い、児童虐待等の予防を図ります。

なお、ホームヘルパーによる訪問は、児童福祉法の改正により、子育て世帯訪問支援事業に移行しています。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施人数（人）	2	1	3	2	—
実施機関・団体（か所）	2	1	3	3	1

※実施機関・団体（か所）数については、令和5年度まではヘルパー委託事業所数を計上、令和6年度は専門的相談支援を子ども未来応援センター職員が実施するため、当該センター1か所を実施機関として計上。

【 見込み量・確保策 】

支援が必要な家庭に対して、保健師等の訪問による専門的相談支援を実施します。

また、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関とのさらなる連携や、子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を通じて、情報共有や調整を行います。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	18	18	18	18	18
提供体制（人）	18	18	18	18	18
（参考）実施機関・団体（か所）	1	1	1	1	1

7 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

【 事業内容・現状 】

地域における子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施等を通じて子育て中の親子を支援します。

令和7年4月現在、鶴瀬西交流センター内に1か所、民間保育園に10か所の計11か所で実施しています。

■これまでの実績

(年間延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数(人)	17,772	21,546	26,907	33,058	—
提供体制(か所)	9	9	10	10	11

※子育て支援センターのひろばに遊びに来た人の人数。

【 見込み量・確保策 】

多様化する利用者のニーズに応えられるよう、引き続き提供体制を確保していきます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	35,190	34,223	33,529	33,178	33,257
提供体制(人)	35,190	34,223	33,529	33,178	33,257
提供体制(か所)	11	11	11	11	11

8 一時預かり事業

【 事業内容・現状 】

保護者が仕事、疾病、用事、リフレッシュ等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となったこどもを、保育所等において一時的に預かります。

■これまでの実績

(年間延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①幼稚園等在園児(②以外)による利用(人)	13,937	15,215	16,347	17,058	—
②幼稚園等在園児(2号認定)による利用*(人)	10,443	13,537	15,443	22,522	—
③保育所等による利用(人)	3,158	3,252	2,722	2,376	—
提供体制(か所)	15	15	15	15	17

※「幼稚園等在園児(2号認定)による利用」は、保育の必要性の認定(法第30条の4第2号認定)を受けたこどもが、幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する場合を指します。

【 見込み量・確保策 】

一時預かり事業(幼稚園型) ※幼稚園在園児を対象とした預かり保育

幼稚園等在園児の預かり保育については、引き続きニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めます。

一時預かり事業(一般型) ※保育所等に通っていないこどもを対象とした一時的な保育

保育所等での一時保育の利用ニーズに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	一時預かり事業(幼稚園型)(人)	40,436	39,459	38,994	38,713	38,595
	一時預かり事業(一般型)(人)	3,008	2,925	2,866	2,836	2,843
	合計	43,444	42,384	41,860	41,549	41,438
提供体制(人数)	一時預かり事業(幼稚園型)(人)	40,436	39,459	38,994	38,713	38,595
	一時預かり事業(一般型)(人)	5,145	5,145	5,145	5,145	5,145
	合計	45,581	44,604	44,139	43,858	43,740
(参考) 提供体制(か所)		17	17	17	17	17

9 病児・病後児保育（病児保育事業）

【 事業内容・現状 】

保育を必要とする病気のこども（病児）や病気回復期のこども（病後児）を、保育所等に併設された専用スペースで保育士や看護師等が一時的に保育します。

■これまでの実績

（年間延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数（人）	182	391	504	684	—
提供体制（人）	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
提供体制（か所数）	3	3	4	5	5

※ふじみ野市及び三芳町と広域利用協定を結んで実施。

【 見込み量・確保策 】

市内2施設及びふじみ野市内3施設において、病児・病後児保育事業を実施しています。引き続き必要なニーズに応じていくため、提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

（年間延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	786	827	871	922	985
提供体制（人数）	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
（参考）提供体制（か所数）	5	5	5	5	5

※提供体制（人数）＝（病児・病後児保育室定員）×（年間の利用可能日数）

10 ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

【 事業内容・現状 】

こどもの預かり、保育所・放課後児童クラブ送迎時等の支援を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）とのマッチングにより、相互援助活動の支援を行います。令和6年5月現在の会員数は、依頼会員1,194人、提供会員134人、両方会員55人です。

■これまでの実績

(年間延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未就学児童（人）	2,090	1,892	2,469	2,864	—
小学生児童（人）	1,086	2,144	3,060	3,484	—
合計（人）	3,176	4,036	5,529	6,348	—

【 見込み量・確保策 】

引き続き、安定的な支援が提供できるよう、事業内容の周知を図り、提供会員の確保に努めていきます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	6,148	6,003	5,885	5,752	5,658
提供体制（未就学児童/人）	2,774	2,708	2,655	2,595	2,553
提供体制（小学生児童/人）	3,374	3,295	3,230	3,157	3,105
合計（人）	6,148	6,003	5,885	5,752	5,658

11 妊婦健康診査事業

【 事業内容・現状 】

妊娠している方に対して、妊婦健康診査（14 回分の助成）を行います。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診者数（人）	17,632	17,876	17,646	18,010	—
①助成券1回目利用者数（人）	761	770	798	764	—
②妊娠届出数（人）	779	790	837	786	—
受診率 ①÷②×100（%）	97.7	97.5	95.3	97.2	—

※延べ受診者数は、年度ごとの助成券利用者数の合計。

※助成券1回目利用者数①は、14回の健診の中で最も受診者数が多く、使われる確率も高いため、この数字を使用。

※妊娠届出数：当市で妊娠届を受理したもの。

【 見込み量・確保策 】

国の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

また、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援となるよう、庁内及び医療機関等と連携しながら、保健師による訪問や相談等を行います。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ受診者数（人）	17,830	17,970	18,140	18,260	18,350
見込み量 （助成券1回目利用者数/人）	755	761	768	773	777
妊娠届出数（件）	777	783	790	795	799

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容・現状】

所得の状況等を勘案して、保護者が負担する教育・保育に必要な物品の購入や行事参加に要する費用のほか、新制度未移行幼稚園における食事の提供に要する費用を助成する事業します。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制 (新制度未移行幼稚園)	6	6	6	4	3

【見込み量・確保策】

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯年収360万円未満及び第3子以降のこどもに係る副食費を助成します。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（年間延べ人数）	698	698	698	698	698
提供体制（年間延べ人数）	698	698	698	698	698
（参考）提供体制 (新制度未移行幼稚園)	3	3	3	3	3

13 多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

【事業内容・現状】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究など、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。また、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため利用料の一部を助成します。

【見込み量・確保策】

地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象となる施設等に通う児童の利用料の一部を助成します。

■見込み量及び提供体制

対象者がいる場合、助成など必要な対応を実施します。

14 子育て世帯訪問支援事業

【 事業内容・現状 】

訪問支援員（ホームヘルパー）が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【 見込み量・確保策 】

本事業の創設に伴い、養育支援訪問事業の育児・家事支援が移行するため、養育支援訪問事業を委託する事業所に引き続き委託します。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	59	59	58	57	56
提供体制（人）	59	59	58	57	56

15 児童育成支援拠点事業

【 事業内容・現状 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供するための取り組みを進めます。

【 見込み量・確保策 】

関係機関と検討を進め、子ども・若者の居場所づくり団体の育成等、提供体制の確保に努めます。

16 親子関係形成支援事業

【 事業内容・現状 】

国の実施要綱に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とされています。本事業については、事業内容、対象者、実施方法等を考える必要があることから、既存事業の中で支援しながら、本事業の実施を検討していきます。

【 見込み量・確保策 】

親子関係形成支援プログラムを実施するための基礎知識や、必要な配慮をもって接することができる実施者（心理士等）及び、別室で子を保育する保育補助員の報償費確保を検討します。

17 妊婦等包括相談支援事業

【 事業内容・現状 】

妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【 見込み量・確保策 】

保健師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない伴走型相談支援を実施します。

■見込み量及び提供体制

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	妊婦届出数（人）	777	783	790	795	799
	面接実施回数（回）	2,331	2,349	2,370	2,385	2,397
提供体制（回）		2,331	2,349	2,370	2,385	2,397

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 事業内容・現状 】

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳児未満の未就園児を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

本市においては、令和8年度からの実施に向けて準備をしていきます。

【 見込み量・確保策 】

必要なニーズの把握とともに保育所等の定期利用申込数や施設の実施意向などを踏まえ、提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (1日当たり人数)	0歳児	—	4	4	11	11
	1歳児	—	6	6	20	21
	2歳児	—	6	5	15	16
提供体制 (1日当たり人数)	0歳児	—	4	4	11	11
	1歳児	—	6	6	20	21
	2歳児	—	6	5	15	16

19 産後ケア事業

【 事業内容・現状 】

出産後概ね1年までの母と子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行い、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えます。

デイサービス型は市内医療機関に委託、アウトリーチ型は直営で実施しています。

【 見込み量・確保策 】

引き続き、委託先の確保とともに、実施方法の拡充に努めます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (人)	681	690	696	702	705
提供体制 (人)	681	690	696	702	705

第 7 章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子ども未来部を中心として、庁内及び関係機関と連携し、取り組んでいきます。

本計画の内容については、市広報やホームページへの掲載、パンフレット等の作成・配布を通じて市民への周知・啓発を図ります。

保育所や幼稚園等の施設入所の利用調整、地域子ども・子育て支援事業等を適切に供給するため、サービスの広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図ります。

第2節 進捗管理

本計画の進捗管理については、PDCA サイクル (Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[見直し]) に基づき、「富士見市子ども家庭福祉審議会」において、毎年度点検・評価を実施し、その結果を公表します。

